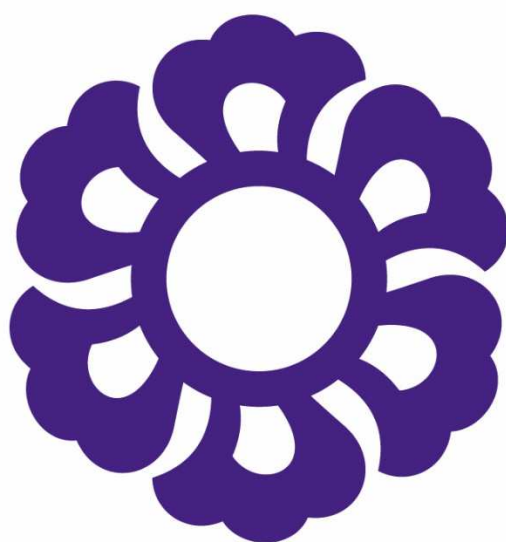


令和6年版

# ふじえだの環境

令和5年4月1日～令和6年3月31日



藤枝市

Fujieda City

# 目 次

## I 環境基本計画の部

環境保全行政の概要 .....	1
藤枝市環境基本計画 .....	2
令和5年度 藤枝市環境基本計画の取組状況について .....	4
第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表	
基本目標1 地球にやさしいまちづくり .....	7
基本目標2 ものが循環するまちづくり .....	13
基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり .....	17
基本目標4 みんなで考え行動するまちづくり .....	25
藤枝市食品ロス削減推進計画 進行管理表 .....	30
藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン .....	33

## II 苦情処理の部

苦情発生状況 .....	38
--------------	----

## III 大気の部

大気汚染の現状 .....	40
大気汚染の監視状況 .....	40
環境基準の達成状況 .....	42
測定項目について .....	43
測定結果 .....	45
大気汚染と気象 .....	59
大気汚染の発生源 .....	60
大気汚染防止対策 .....	62
アスベスト(石綿)の大気への飛散防止 .....	63

## IV 水質の部

水質汚濁の現状 .....	64
河川水質の現況 .....	65
河川の有害物質調査 .....	71
汚濁源の種類 .....	73
環境基準等 .....	77
令和5年度 河川水質調査結果 .....	80

## V 騒音・振動・悪臭の部

騒音 .....	90
振動 .....	98
悪臭 .....	101

## VI その他

公害防止協定の締結 .....	104
-----------------	-----

## VII 用語の解説

用語の解説 .....	107
-------------	-----

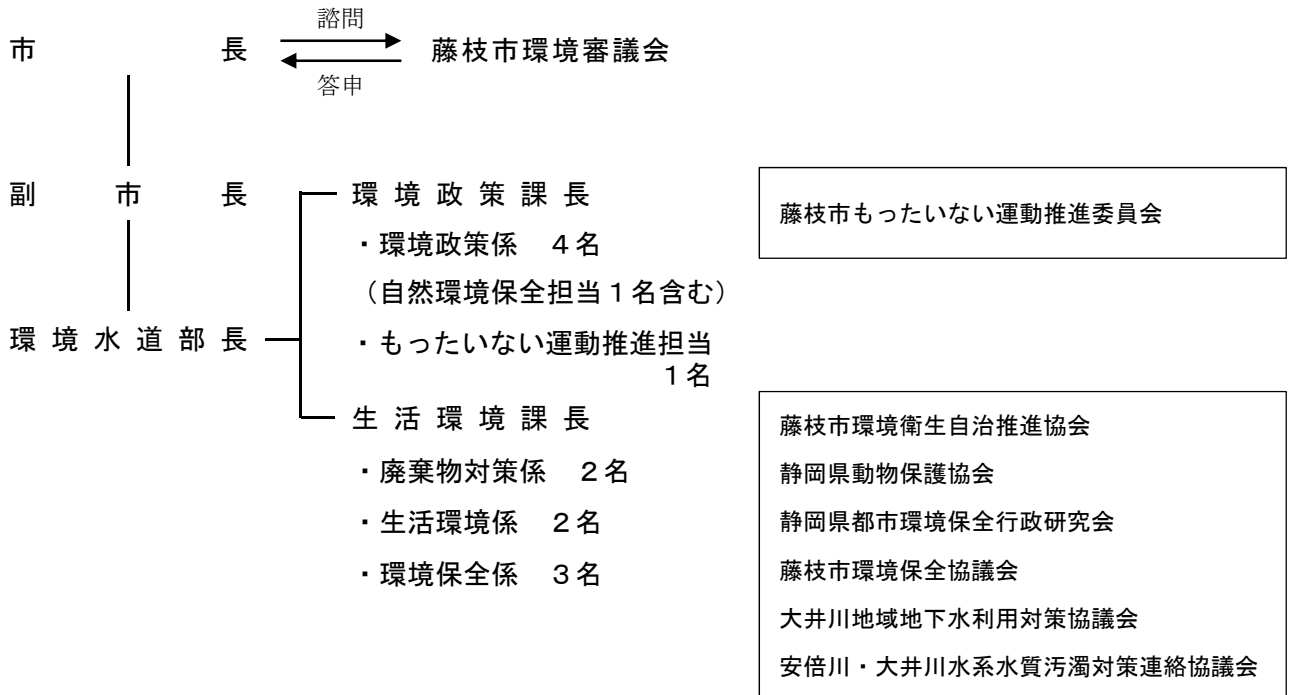
# I 環境基本計画の部

# 環境保全行政の概要

- 第3次藤枝市環境基本計画策定 2021（令和3）年3月
- 藤枝市環境基本条例制定 2000（平成12）年3月

## 1) 環境保全行政の組織

令和6年4月1日現在



## 2) 事務分掌

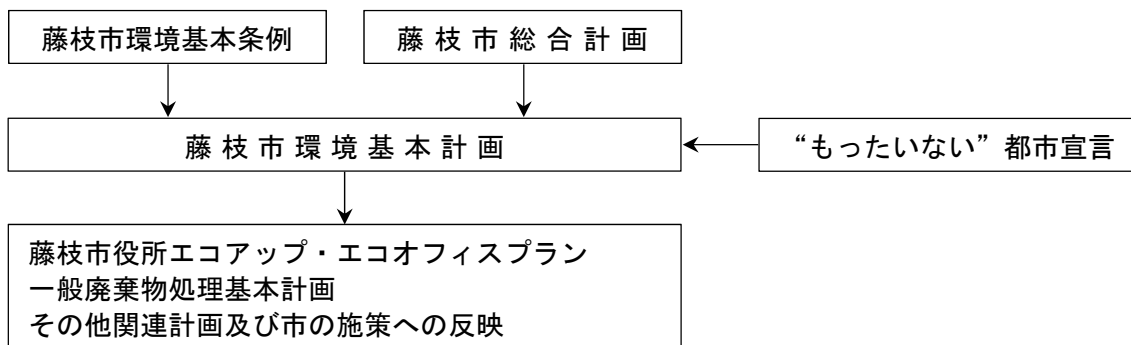
(生活環境課)

- ・一般廃棄物（ごみ）の処理に関する事
- ・ごみの減量及び資源化に関する事
- ・動物愛護に関する事
- ・墓地経営の許可に関する事
- ・環境保全の調査研究・推進に関する事
- ・特定施設の届出に関する事
- ・公害に関する相談及び苦情処理に関する事

(環境政策課)

- ・地球温暖化対策の推進に関する事
- ・環境基本計画に関する事
- ・環境政策に係る企画及び調整に関する事
- ・藤枝市環境審議会に関する事
- ・もったいない運動の推進に関する事
- ・生物多様性地域戦略の推進に関する事
- ・環境学習等の推進に関する事

## 3) 施策の位置づけ



# 藤 枝 市 環 境 基 本 計 画

藤枝市環境基本計画は、藤枝市環境基本条例に基づき策定するもので、市の目指す環境像や環境に対する理念を定め、環境に対する取組の推進を規定しています。2021（令和3）年4月にスタートした本計画では、“もったいない”の精神を基調として、市のかげがえのない環境を後世につなぐ取組を積極的に実践し、市民・事業者・行政が協働して「環境日本一のまち」の実現を目指します。

## 1. “もったいない”都市宣言～市民がつくる『環境行動都市・ふじえだ』をめざして～

（平成21年12月20日制定）

わたしたちのまち藤枝は、瀬戸川・朝比奈川の恵みと豊かな自然に囲まれた、四季折々の美しさがきわだつまちです。

こうした恵まれた環境のなかで、わたしたちは調和のとれた産業を育み、地域に根ざした伝統文化を大切に守りながら、郷土とともに発展してきました。

しかし、便利で快適な暮らしは、その一方で、地域にとどまらず、地球環境へ負担を掛けつづけ、環境汚染や地球温暖化という形で、わたしたちの生活に大きな影響を及ぼしてきています。

わたしたちは、無駄の多い暮らし方を見直し、先人から受け継がれた環境をより良いものとして次の世代へ伝えるため、「もったいない」の精神を基本とした強い意志をもって、市民総意のもとでこの問題に取り組んでいくことを決意し、ここに宣言します。

1. わたしたちは、先人の知恵である「もったいない」の精神に学び、無駄のない暮らしを実現します。
2. わたしたちは、「もったいない」を合言葉に、ごみを減らし、エネルギーを節約し、低炭素社会の実現を目指します。
3. わたしたちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、地球市民として行動します。

## 2. 第3次藤枝市環境基本計画の概要（令和3年3月改定）

### （1）計画の対象地域・対象範囲

本計画の対象となる地域は、本市の行政区域とします。ただし、広域的な取組が効率的・効果的となる施策については、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとします。

本計画の対象範囲は、本市の環境への影響が考えられる活動すべてを対象とします。

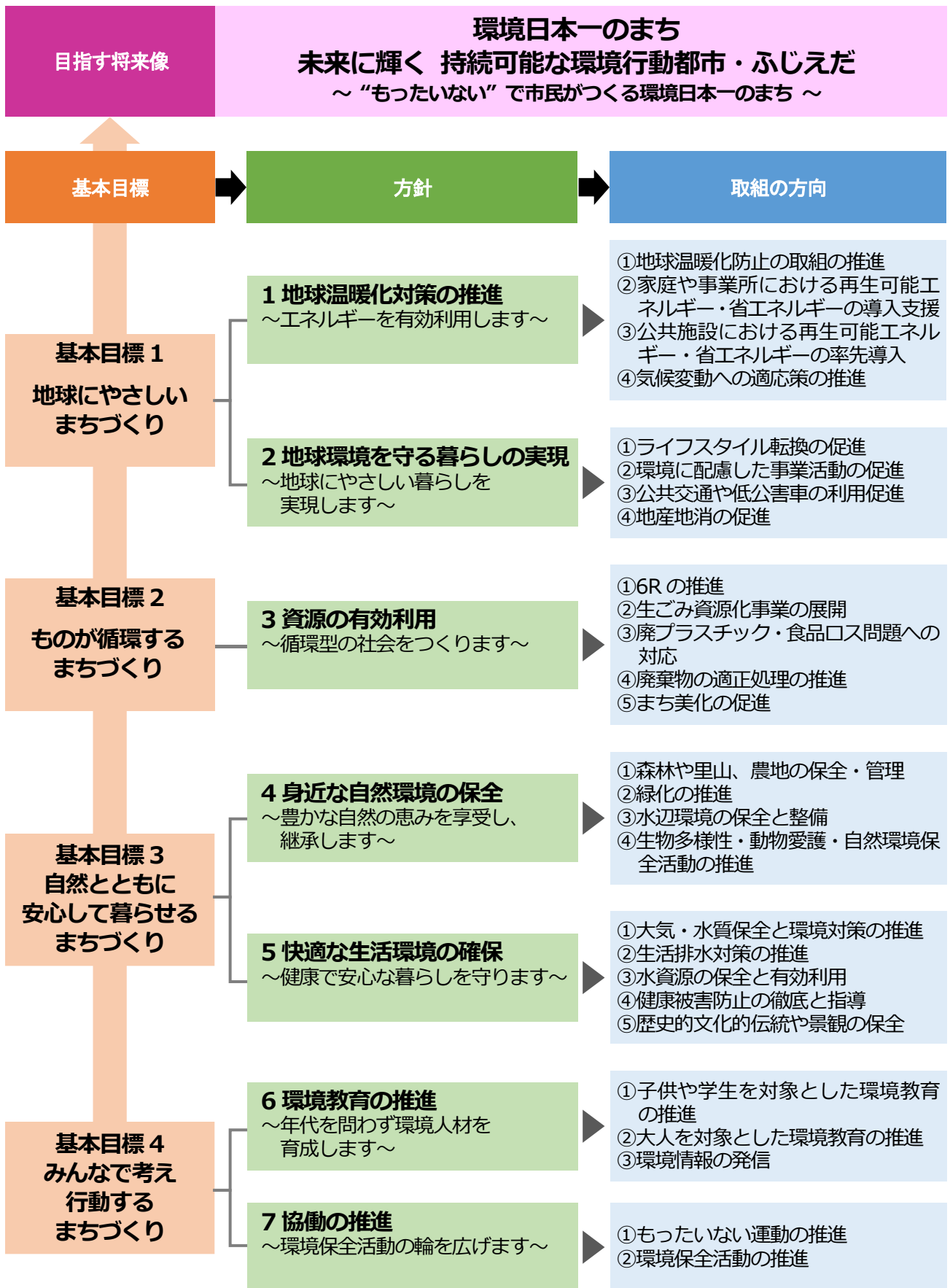
### （2）計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、5年程度を目途に見直しを行います。

### （3）計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民・事業者・行政など、本市に関係するすべてとします。

(4) 体系図



## 令和5年度 藤枝市環境基本計画の取組状況について

藤枝市環境基本計画の目標達成に向けた各課の施策に関する令和5年度の取組状況を、次のとおり報告します。

### 1. 「方針（環境指標）」別の達成状況及び市の取組について

令和5年度における環境指標別の達成状況は次のとおりです。

目標を達成している項目	◎	目標達成に向けて順調に推移している項目	○
目標達成への進捗が低い項目	△	目標達成が困難な項目	×

#### 基本目標1 地球にやさしいまちづくり

##### ○方針1 地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～

環境指標	単位	計画当初 (R1)	現状 (R5)	中間目標 (R7)	達成 状況
市域全体における温室効果ガス排出量	千 t-CO <sub>2</sub>	1,030.7 (H28 排出量)	841.7 (R2 排出量)	896.5 (R4 排出量)	◎

市域全体における温室効果ガス排出量については、目標を達成しています。

今後も市民、事業者による再生可能エネルギーの導入と省エネルギー活動を推進するため、普及啓発や取組支援を実施していきます。

##### ○方針2 地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～

環境指標	単位	計画当初 (R1)	現状 (R5)	中間目標 (R7)	達成 状況
家庭からの1人1日当たりの二酸化炭素排出量	g-CO <sub>2</sub>	5,494.6 (H28 排出量)	4,396.4 (R2 排出量)	4,600.9 (R4 排出量)	◎

家庭からの1人1日当たりの二酸化炭素排出量については、目標を達成しています。

今後も環境省が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」等と協調した普及啓発を行うとともに、各家庭の省エネへ向けた設備導入や改修の支援を実施することで温室効果ガスの削減に努めていきます。

#### 基本目標2 ものが循環するまちづくり

##### ○方針3 資源の有効利用 ～循環型の社会をつくります～

環境指標	単位	計画当初 (R1)	現状 (R5)	中間目標 (R7)	達成 状況
ごみの1人1日当たりの排出量	g	690.1 (H30 排出量)	667.5 (R4 排出量)	682.8 (R6 排出量)	◎

1人1日当たりのごみ排出量については、目標を達成しています。令和4年度の人口10万人以上50万人未満の地方自治体における1人1日当たりのごみ排出量では、全国で10番目に少ない量であり、上位10位以内の地方自治体で唯一ごみ袋の有料化を実施していません。

引き続き、市民へごみの減量及び分別の周知を行うとともに、令和4年度より開始した硬質プラスチックの分別回収を進めるなど、ごみの減量推進を図っていきます。

### 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

#### ○方針4 身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～

環境指標	単位	計画当初 (R1)	現状 (R5)	中間目標 (R7)	達成 状況
緑化推進への年間取組件数	件	494	608	550	◎

緑化推進への年間取組件数については、目標を達成しています。

今後も緑化支援、緑化木や花の球根、種子の配布、コンテストの開催など、緑化を推進していきます。

#### ○方針5 快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

環境指標	単位	計画当初 (R1)	現状 (R5)	中間目標 (R7)	達成 状況
水質汚濁に係る環境基準達成率	%	71.4	85.7	85.7	◎

県が指定する水質汚濁の環境基準測定地点におけるBODの環境基準達成数の割合は、目標を達成しています。

今後も河川の水質測定による監視や事業者への指導等により、継続して基準達成を目指していきます。

### 基本目標4 みんなで考え行動するまちづくり

#### ○方針6 環境教育の推進 ～年代を問わず環境人材を育成します～

環境指標	単位	計画当初 (R1)	現状 (R5)	中間目標 (R7)	達成 状況
環境学習講座の年間参加者の割合	%	1.8	1.78	1.9	○

環境学習講座の年間参加者の割合については、目標達成に向けて順調に推移しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小していた講座やイベントが従来通り開催できているようになったことに加え、環境フェスタをB i V i 藤枝と駅南通りで開催したため、来場者及び体験者数が従来よりも増加した。

今後も普及啓発を実施するほか、Web 講座や動画配信による講座開催を検討していきます。

#### ○方針7 協働の推進 ～環境保全活動の輪を広げます～

環境指標	単位	計画当初 (R1)	現状 (R5)	中間目標 (R7)	達成 状況
環境保全活動の年間参加者の割合	%	10.5	11.74	10.8	◎

環境保全活動の年間参加者の割合については、目標を達成しています。これは新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止されていた環境フェスタ等のイベントや行事を通常規模で開催することができたためです。

今後も環境保全活動の情報発信及び普及啓発に努めていきます。



## 藤枝市食品ロス削減推進計画

### ○基本理念 “もったいない” で食の恵みを大切にするまち・ふじえだ

環境指標	単位	基準 (R4)	現状 (R5)	中間目標 (R7)	達成状況
家庭から出る食品ロス量	t	1,043※	1,305	990	△

※H29-R3 平均

家庭から出る食品ロス量については、目標達成への進捗が低い状況です。食品ロス発生量は、家庭系燃やすごみ排出量にごみ組成調査における食品ロスの割合を乗じて算出しています。燃やすごみに占める生ごみの割合は減少傾向にありますが、食品ロスの割合は5%から6%に上昇しており、経済産業省による調査においても、外出機会の増加や飲食価格上昇などの影響に伴い、中食（弁当・惣菜）需要が増加していると推測されています。

今後も、食べ残しの防止等の啓発に努めていきます。

## 2. 新たに実施した主な取組について

令和5年度から新たに実施した主な取組について報告します。

### ■「デコ活」宣言を実施

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、国の進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」に賛同し、令和6年1月30日にデコ活宣言を行いました。

「デコ活」は「(DE) 脱炭素 (Decarbonization)」と「エコ (Eco)」を合わせた「デコ」と、「活動・生活」を合わせた新しい言葉です。

本市では、環境省に同調する宣言に加え、本市独自の宣言として、市民・事業者・行政が“もったいない”の精神を基本に、温室効果ガスを削減するための行動を実施し、「環境日本一のまち」の実現を目指すことを改めて宣言しました。



### ■藤枝市生物多様性ふじえだ戦略を策定

「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性ふじえだ戦略」を令和6年3月に策定しました。

今後は、生物多様性に関わる取組をより一層進め、生物多様性の損失を止め、反転させるための行動を促す「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を目指します。



## 3. その他の取組について

資料「第3次藤枝市環境基本計画」「藤枝市食品ロス削減推進計画」進行管理表を参照。

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標1 地球にやさしいまちづくり

### 方針1 地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①地球温暖化防止の取組の推進	温室効果ガス排出量算定調査	環境政策課	市内で発生する温室効果ガス排出量を把握するための推計を実施	【令和2年度実績】 841.7千t-CO2 (前年度比-3.9%)
2	①地球温暖化防止の取組の推進	エコアクション21推進事業	環境政策課	エコアクション21に基づき、本市の環境マネジメントを推進	令和5年12月19日～20日に更新審査を受審
3	②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	新エネルギー機器等設置費補助金事業	環境政策課	県と協調して補助金を交付 ①強制循環型太陽熱利用システム:(補助対象経費-県補助金額)の1/10(上限5万円) ②家庭用燃料電池:一律6万円	【交付件数】 11件 【交付金額】 585千円 ①強制循環型太陽熱利用設備:5件、225千円 ②家庭用燃料電池:6件、360千円
4	②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	省エネルギー住宅整備費補助金事業	環境政策課	国県と協調して補助金を交付 高性能建材、高効率給湯、高効率空調の設置に係る国県補助対象経費が100万円を超える場合、一律10万円	【交付件数】 19件 【交付金額】 1,900千円
5	②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	家庭用蓄電池設置費補助金事業	環境政策課	補助金を交付 ①家庭用蓄電池:1kWhあたり2万円(上限10万円) ②家庭用ポータブル蓄電池:購入費(税抜)の1/3(上限2万円)	【交付件数】 151件 【交付金額】 13,814,180円 ①家庭用蓄電池:136件、13,516千円 ②家庭用ポータブル蓄電池:15件、298,180円
6	②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	設備投資資金利子補給	産業政策課	県制度融資を活用して脱炭素に関する取組を行った企業を対象にした利子補給を実施	【利子補給件数】 0件 本市ホームページに掲載している「藤枝市制度融資説明資料」やエフドアのホームページ等で周知した。R4年度に制度が拡充されたため、パンフレット等により更なる情報発信を行い、制度の活用促進を図る。
7	②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	防犯灯LED化への補助事業	交通安全・地域安全課	町内会等が維持管理する防犯灯のLED化に補助金を交付 ・既存電柱への共架:上限15千円 ・ポールを含め新設:上限25千円 ・切替施工金額×2/3:上限15千円	【防犯灯のLED化率】 97.0% ・LED灯新設:75灯 ・LED灯への切替:111灯 ・LED灯の修繕:56灯

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標1 地球にやさしいまちづくり

### 方針1 地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
8	②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金事業	環境政策課	県と協調して補助金を交付(補助対象経費一県補助金額の1/4(上限50万円))	【交付件数】 14件 【交付金額】 4,239千円
9	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	工事における計画・設計段階に太陽光発電・太陽熱利用設備等の提案	建築住宅課	建築物に関連する工事において、計画・設計段階に太陽光発電・太陽熱利用設備等の設置を提案	新岡部みわ保育園建設工事基本・実施設計業務委託、新学校給食センター建設工事において太陽光発電設備を設置する設計とした。
10	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	工事における計画・設計段階に省エネ機器導入等の提案	建築住宅課	建築物に関連する工事において、計画・設計段階に省エネ機器導入等を提案	LED照明器具等省エネ機器を採用する設計とした。 ・新岡部みわ保育園建設工事基本・実施設計業務委託 ・新学校給食センター建設工事基本・実施設計業務委託 ・総合運動公園野球場トイレ建築工事設計業務委託 ・市営住宅大東団地合併浄化槽等改修工事設計業務
11	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	庁舎管理における省エネの推進による環境負荷の軽減	資産管理課	クールビズ・ウォームビズ期間中の空調設定温度を冷房28℃、暖房20℃にする等、庁舎等の省エネを実施	【2022年度消費電力】 636,405kWh 2010年度の庁舎(市民会館除く)消費電力より32.4%削減した。
12	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	各地区交流センターにおける省エネの推進	各地区交流センター	クールビズ・ウォームビズ期間中の空調設定温度を冷房28℃、暖房20℃にする等、庁舎等の省エネを実施	クールビズ・ウォームビズ期間中の空調設定温度を冷房28℃、暖房20℃にする等、庁舎等の省エネを実施した。
13	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	岡部支所空調設備改修事業	岡部支所	地球温暖化防止のための省エネ対策の推進	年間を通じて集中管理により省エネに努めたことにより、電気料が前年比より微減した。
14	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	病院におけるLED照明への取替	病院総務課	病院の既設本館の費用対効果を考慮したLED照明への取替を実施	比較的点灯時間が長く、器具の交換なしでLED電球に取り替えが出来る箇所について順次取り替えを行った。

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標1 地球にやさしいまちづくり

### 方針1 地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
15	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	浄化センター消化ガス売却事業	下水道課	本市から土地貸付とガス売却を行うことにより、民設民営による発電事業を実施	発電事業者：月島機械(株)横浜支店 【売却収入】 約2,035万円 【土地貸付】 約53万円 ※発電事業者はFIT制度を活用して20年間売電する。発電時に発生する熱を消化タンクの加温に利用し、エネルギーの有効活用を図る。
16	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	グリーン電力の活用	環境政策課 ほか	グリーン電力証書を購入し、市が主催するイベントで使用した電力に自然エネルギーを活用	【活用グリーン電力量合計】 2,000kWh ・フード！スマイルフェスティバル ・ルミスタ☆ふじえだ ・ファンタジック イルミネーション ・蓮華寺池公園花回廊イルミネーション ・“もったいない”市民のつどい ・スポーツ＆健康フェスタinふじえだ
17	③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	省エネルギー対策推進業務	環境政策課	公共施設の省エネルギー化を推進するため、エコチューニング手法を用いた省エネ診断等により、省エネルギー化を推進	青島北地区交流センターについて、専門家が計測データによりエネルギーの使用状況等を分析するエコチューニング手法を用いた省エネ診断を実施した。
18	④気候変動への適応策	気候変動への適応に関する普及啓発	環境政策課	出前講座やホームページ等により、気候変動への適応に関する啓発・注意喚起を実施	パンフレットの配架や温暖化に関する講座等を通じて、地球温暖化への適応を促した。

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標1 地球にやさしいまちづくり

### 方針2 地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①ライフスタイル転換の促進	クールチョイス普及啓発事業	環境政策課	市民それぞれが環境行動に取り組み、継続させるための働きかけを重視してクールチョイスの普及啓発事業を幅広い年齢層へ展開	・ポスター、チラシを作成し、新聞折込、公共交通への掲示、SNSへの掲載等の広報活動を実施。 ・ロビー展示等による普及啓発を実施。 ・既存事業のエコファミリー宣言、環境マイレージ、節電キャンペーン、環境人材育成事業等に合わせクールチョイス賛同を啓発。
2	①ライフスタイル転換の促進	エコファミリー認定事業	環境政策課	地球に優しい暮らしを実践する家族をエコファミリーに認定	COOL CHOICEや我が家のエコ支援事業と併せての申請など、参加人数増加に努めた。 【令和5年度宣言数】 1,347人 【累計宣言数(平成21年～)】 32,613人
3	①ライフスタイル転換の促進	ふじえだ環境マイレージ事業	環境政策課	環境に対する意識を高め、環境に優しい暮らしの定着を進めるために創設した環境マイレージ制度の推進	イベント等でのPRやCOOL CHOICEと併せて啓発を実施。4Kマイレージとして推進し、参加人数及び協力店数の確保に努めたほか、マイレージマイスターに賞品が当たるキャンペーンを実施。 【累計カード申請者】 2,941人 【協力店数】 30店舗
4	①ライフスタイル転換の促進	ライトダウンキャンペーンの実施	環境政策課	夏至、七夕、藤枝花火大会開催日、もったいないアクションデーの夜における施設や家庭の一斉消灯の啓発	市民・事業者に対して、広報誌・市ホームページにて実施を呼び掛けると共に、市職員に対して、職員向け掲示板・庁内放送にて実施を呼び掛けた。
5	①ライフスタイル転換の促進	我が家の節電もったいないチャレンジ事業	環境政策課	市民に対し、電気使用量の前年度比1%削減を促し、達成月に応じてファーマーズマーケットで利用できる「ふじえだグリーン商品券」を贈呈	7月～翌年2月に事業を実施した。 【電気削減量】 11,402kWh 【達成件数】 145件
6	②環境に配慮した事業活動の促進	クールビズ及びウォームビズの実施	人事課	地球温暖化防止対策の一環として、クールビズ、ウォームビズを実施	冷暖房の設定温度を一定に保つなど、節電対策を行いながら、快適な執務環境を維持した。 【クールビズ】 5/16～10/31(R3年度から期間を1か月延長 R3:5/18～9/30) 【ウォームビズ】 期間指定せず実施
7	②環境に配慮した事業活動の促進	電子入札の実施	契約検査課	契約検査課で行う建設工事及び建設関連業務委託を原則電子入札で実施	【電子入札の割合】 100% 入札総件数:234件 (うち電子入札:234件) 【事業費】 1,860千円
8	②環境に配慮した事業活動の促進	環境保全型農業直接支払交付金事業	農業振興課	環境保全に効果の高い農業に取り組む農業者(エコファーマー)を支援	減農薬と有機農業の取組の推進が図られた。 【対象農業者】 7団体21人 【実施面積】 65.21ha



# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標1 地球にやさしいまちづくり

### 方針2 地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
9	②環境に配慮した事業活動の促進	市役所ノーカーデーの推進	環境政策課	「市役所統一ノーカーデー」、「チャレンジ！エコ通勤」を実施	新型コロナウイルス感染症の影響であったか、落ち込んでいた削減CO2量が元に戻ってきた
10	②環境に配慮した事業活動の促進	藤枝市ノーカーデーの推進	環境政策課	市内のCO2削減を促進するため、もったいないアクションデーに合わせて、市内事業所へ啓発を実施。	市内事業所へもったいないアクションデーに合わせたノーカーデーを啓発し、実施を促した。 【参加事業者】 14事業者 【削減CO2量】 244.82kg-CO2
11	②環境に配慮した事業活動の促進	中小企業のエコアクション21認証取得への支援、新規認証取得事業所の顕彰	環境政策課	エコアクション21認証取得・更新事業者への補助、商工会議所と連携した自治体イニシアティブ・プログラムの実施、新規認証取得事業所を環境優良事業所として顕彰	認証取得・更新事業者への補助、商工会議所と連携してイニシアティブ・プログラムを実施。 【認証取得への補助】 5件(うち新規0件) 【イニシアティブ・プログラムへの参加】 3事業所 【取得事業者総数】 36社
12	②環境に配慮した事業活動の促進	エコアクション21取得事業者の環境活動レポートの公開	環境政策課、図書課	エコアクション21取得事業者の環境活動レポートを図書館に配架するとともに、ホームページでの紹介などの情報公開を実施	エコアクション21取得事業者の環境活動レポートを図書館に配架すると共に、市ホームページに認証登録事業所を紹介し、情報公開を実施した。取得事業者のPRと共にエコアクション21の周知を進めた。
13	②環境に配慮した事業活動の促進	市内商店街における環境配慮事業	商業振興課	市内商店街への緑のカーテンや環境負荷低減キャンペーン(ペットボトルキャップ回収)などの啓発	藤枝駅南商店街でSDGs事業「古着回収」を実施した。
14	②環境に配慮した事業活動の促進	事業者向け省エネルギー活動セミナー事業	環境政策課	市内の事業者向けに省エネルギー活動を促すセミナーを実施	【開催日】令和5年11月15日 【参加事業者数】5社 【参加人数】6名
15	③公共交通や低公害車の利用促進	低公害車への更新	資産管理課	公用車の交換時期に合わせて低公害車へ更新。各課の更新要望の際に低公害車への更新を周知	令和5年度は資産管理課所管車両の更新なし。
16	③公共交通や低公害車の利用促進	街なかシェアサイクル構築事業	中心市街地活性化推進課	IoTを活用した次世代レンタルシステムの運用により、環境負荷が少なく利便性が高い移動手段を構築。ステーションを拡大し利便性を向上を図る	令和5年度には、ステーション1箇所を拡充し21箇所、自転車65台で実施。
17	③公共交通や低公害車の利用促進	通勤時間帯の道路工事の抑制	道路課	通勤時間帯の道路工事を抑制し、渋滞の緩和を目指す	対象となる全工事38件で実施した。市街地及びその周辺地区の工事作業時間について、通勤時間帯の道路工事を抑制し、渋滞の緩和を図った。
18	③公共交通や低公害車の利用促進	交差点に右折帯を設け、交通渋滞緩和と事故防止を図る	道路課	交差点に右折帯を設け、交通渋滞緩和と事故防止を図る(4方向への右折帯も設置)	対象事業なし。

### 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

#### 基本目標1 地球にやさしいまちづくり

#### 方針2 地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
19	③公共交通や低公害車の利用促進	歩道整備の推進	道路課	歩道の整備を進め、市民の安全確保を図る	【歩道整備】 歩道整備を5件実施し、歩行者の安全確保を図った。
20	③公共交通や低公害車の利用促進	自転車通行空間の整備	道路課	自転車通行空間の整備を進め、市民の安全確保を図るとともに、自転車利用の推進を目指す	【自転車通行空間整備】 整備計画で短期整備路線に位置づけられた路線のうち1路線、L=819mの整備を実施し、自転車利用の推進に努めた。
21	④地産地消の促進	ふじえだグリーン商品券による地産地消の促進	環境政策課	各種事業における景品としてファーマーズマーケットで利用できるふじえだグリーン商品券を贈呈し、地産地消を促進	「わが家の節電”もったいない”キャンペーン」「グリーンカーテンコンテスト」の目標達成者等へ景品として、ふじえだグリーン商品券を贈呈し、地場産品の購入を促進した。
22	④地産地消の促進	フードマイレージに関する講座の開催	環境政策課	フードマイレージ削減啓発・対策周知	クールチョイス啓発の一環として、地産地消を促すチラシを作製した。食品ロス啓発冊子を作成し、市内小学4年生へ配布した。

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標2 ものが循環するまちづくり

### 方針3 資源の有効利用 ～循環型社会をつくります～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①6Rの推進	容器包装プラスチックの分別収集	生活環境課	容器包装リサイクル法に基づく、容器包装プラスチックの分別収集 【収集頻度】容器包装プラスチック 1回/週	容器包装リサイクル法に基づき適正に収集、処理することができた。 【収集量】 1,550t
2	①6Rの推進	製品プラスチックの分別回収	生活環境課	プラスチック資源循環促進法に基づく、製品プラスチックの分別収集 【収集頻度】製品プラスチック 1回/月	プラスチック資源循環促進法に基づき適正に収集、処理することができた。 【収集量】 102t
3	①6Rの推進	ペットボトルの分別収集	生活環境課	容器包装リサイクル法に基づく、ペットボトルの分別収集 【収集頻度】ペットボトル 1回/月	容器包装リサイクル法に基づき適正に収集、処理することができた。 【収集量】 73t
4	①6Rの推進	資源・不燃物拠点収集施設運営	生活環境課	北部、南部、岡部エコステーションの管理・運営 北部、南部:週2日(土、日)開設 岡部:週1日(日)開設	資源物を市民が分別・排出し易い環境を整備し、資源物収集の向上に繋がっている。 北部、南部:104日開設、岡部:51日開設 【利用者】 37,269人
5	①6Rの推進	天ぷら廃油のリサイクル	生活環境課	家庭から排出される天ぷら廃油を収集し、リサイクル事業者へ売却	家庭から排出される廃天ぷら油を資源化し、有効に利用できた。 【収集量】 13,230kg 【売却額】 288,000円
6	①6Rの推進	古着・古布の収集事業	生活環境課	北部、南部エコステーション、市立地区交流センターにおける古着・古布の収集・リサイクル	燃やすごみの削減に繋げることができた。 【古着・古布収集量】 87t 【売却額】 436,850円
7	①6Rの推進	市民へのごみ分別・収集計画の周知	生活環境課	市民へ毎年家庭ごみの収集カレンダー、3年に1度保存版のごみ分別ガイドブックを作成し、適切なごみ処理方法を周知	【発行部数】 家庭ごみの収集カレンダーの作成:63,000部 ごみ分別収集計画表の作成:[随時] 【事業費】 499,950円
8	①6Rの推進	市内事業者へのごみ分別・収集計画の周知	生活環境課	市内事業所に3年に1度ごみの出し方のダイレクトメールを郵送し、事業系ごみの出し方を周知	令和5年度に市内事業所にごみ出し方のダイレクトメールを郵送し、事業系ごみの出し方を周知した。
9	①6Rの推進	ごみ減量分別説明会の開催	生活環境課	町内会等におけるごみ減量・分別説明会の開催	直接市民に語りかけることで、啓発効果が高かった。 【実施回数】 12回 【参加人数】 430人
10	①6Rの推進	使い捨て製品の削減の啓発	環境政策課	イベント等における啓発活動「マイバッグ・マイ箸・マイボトル・マイカップ運動」の実施	市役所ロビーにて展示による啓発を実施した。



# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標2 ものが循環するまちづくり

### 方針3 資源の有効利用 ～循環型社会をつくります～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
11	①6Rの推進	道路内の路床工・埋め戻し材料に利用する購入土砂に、リサイクル材を使用	道路課	道路内の路床工・埋め戻し材料に利用する購入土砂に、リサイクル材を使用	リサイクル材の活用に努めた。 【対象工事】 20件（全工事37件中） 【利用率】 54.1%（20÷37）
12	①6Rの推進	建設発生土（良質土）の現場利用と他工事発生土の再利用	道路課	建設発生土（良質土）の現場利用と他工事発生土の再利用 【再利用率】 埋め戻し÷（掘削+床掘）	発生土の活用に努めた。 【対象工事】 20件（全工事37件中） 【再利用率】 14.9%（1,941÷12,991）
13	①6Rの推進	道路内の路床工・埋め戻し材料に利用する購入土砂に、リサイクル材を使用	下水道課	道路内の路床工・埋め戻し材料に利用する購入土砂に、リサイクル材を使用	計画的にリサイクル材の活用ができた。 【対象工事】 5件 【利用率】 100%
14	①6Rの推進	小・中学校の校舎等の修繕工事における環境に配慮した資材の使用	教育政策課	小・中学校の校舎等の修繕工事における環境に配慮した資材の使用	施工業者に3Rの取組内容を説明し、理解を得て環境に配慮した資材を使用した。 【対象事業】 学校安全対策事業、施設マネジメント計画推進事業、トイレ環境改善事業、小中学校営繕工事 【事業費】 342,057千円
15	①6Rの推進	市立病院内での廃棄物分別の実施	病院総務課	廃棄物を適正に分別するよう各部署で啓発し、古紙（新聞紙、ダンボール、雑紙）の収益化	適正に分別を実施するよう各部署で啓発した。分別後の新聞紙、ダンボール、雑紙を収入とした。 【古紙買取量】 62,720kg 【古紙買取金額】 527,480円
16	①6Rの推進	市立病院内で発生したガラス瓶（白色・茶色のみ）のリサイクル	病院総務課	市立病院内で発生したガラス瓶（白色・茶色のみ）のリサイクル	ガラス瓶のリサイクルに努めた。 【処理量】 3.2m <sup>3</sup> 【処理費】 128,260円
17	①6Rの推進	資源循環のまちづくり懇話会の開催	環境政策課	資源循環施策の推進のため、外部有識者からの助言・提案を受ける資源循環のまちづくり懇話会を開催	有識者を呼んで助言・提言いただくテーマが無かったため、開催を見送った。
18	②生ごみの資源化事業の展開	生ごみ等処理用具の購入費補助	生活環境課	生ごみ等処理用具購入者に対し、購入費への補助	生ごみ処理機の購入を促進し、燃やすごみの削減に繋げることができた。 【補助基数】 127基（電気式94基、粉碎機7基、コンポスト25基、密閉式1基） 【事業費】 1,937,120円
19	②生ごみの資源化事業の展開	家庭から出る生ごみの分別収集・堆肥化	生活環境課	生ごみ分別収集世帯の更なる拡大に向けて、地域選定、地元への説明会の実施	令和3年4月から約3,000世帯拡大し、20,000世帯の収集を実施することができた。 【実施世帯数】 約20,000世帯 【回収量】 1,036t 【事業費】 81,443,890円
20	②生ごみの資源化事業の展開	中部給食センターにおける残渣・残飯の堆肥化	学校給食課	残渣・残飯を堆肥化し、一般市民の家庭菜園・花壇用や学校たい肥として配布	月平均250kgを一般市民の家庭菜園・花壇用や学校たい肥として配布した。

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標2 ものが循環するまちづくり

### 方針3 資源の有効利用 ～循環型社会をつくります～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
21	③廃プラスチック・食品ロス問題への対応	食べきりやっただね！キャンペーン	環境政策課	県の事業「ふじのくに食べきりやっただね！キャンペーン」に合わせて食品ロス削減を啓発	県の事業に合わせて、食品ロス削減月間である10月に庁舎ロビーにて、食品ロス削減を周知した。
22	③廃プラスチック・食品ロス問題への対応	フードドライブの実施	福祉政策課	家庭に眠っている食品の寄付を受けて、行政や社協等を通じて困っている方々に渡すフードドライブ運動の推進	8/1～8/31(夏季)、12/21～1/31(冬季)に実施し、市役所・社会福祉協議会・地区交流センター等へ回収ボックスを設置し、約1,097.2kgの寄付を受けた。また、実施期間以外にも市役所・社会福祉協議会に回収ボックスを設置し、年間で802.76kgの寄付を受けた。
23	③廃プラスチック・食品ロス問題への対応	環境にやさしい食生活の啓発、食生活セミナーなど	健康推進課	環境にやさしい食生活の啓発として、食生活セミナーなどを開催 食生活セミナー：全5回 地産地消を語る会(食生活推進協議会主催)：1回	食生活セミナーや健康づくり食生活推進委員による調理実習において、環境負荷の少ない食生活の啓発を実施。 【食生活セミナー】5回 36名 【地産地消を語る会】1回 【調理実習】44回
24	③廃プラスチック・食品ロス問題への対応	環境にやさしい食生活の啓発、環境にやさしい料理教室など	学校給食課	堆肥化施設の施設見学等を通じた食品ロス削減の啓発、地産地消について学ぶ料理教室の実施	8月1日に親子料理教室を3会場にて開催し、藤枝産の食材を使用した給食メニューを調理を通じて、地産地消について学んだ。
25	③廃プラスチック・食品ロス問題への対応	農業用使用済みプラスチックの適正処理	農業振興課	関係機関と協力し、回収処理を円滑に行うため、その経費に対し助成	【市内処理実績】 農業用ビニル：2,188kg、ポリマルチ：3,728kg、肥料ビニル：26,159枚、農薬ポリビン：2,021個、農薬ポリ袋：6,924枚、椎茸菌床フィルム：1,708kg、その他：防除タンク等
26	③廃プラスチック・食品ロス問題への対応	使い捨てプラスチックの削減の啓発	環境政策課	使い捨てプラスチックを削減するため、啓発や施策を実施	レジ袋削減に向けたエコバッグ販売(包括連携協定：セブン・イレブン・ジャパン)
27	④廃棄物の適正処理の推進	藤枝市環境衛生自治推進協会補助金事業	生活環境課	環自協の安定的な運営を支援するため、協力金や集積所の維持管理費として補助金を支出	環自協の安定的な運営を支援するため、補助金を支出した。 【補助金支出額】 15,562,050円
28	④廃棄物の適正処理の推進	し尿及び浄化槽汚泥を計画的な収集、適正処理	下水道課	し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集し、適正に処理	し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集し、適正に処理した。 【し尿】 1,496KL 【浄化槽汚泥】 47,975KL
29	④廃棄物の適正処理の推進	浄化センターで発生する汚泥の排出抑制及びリサイクル	下水道課	浄化センターで発生する汚泥の排出抑制及びリサイクルを推進	発生した汚泥については、全量リサイクルによる堆肥化・セメント化を実施した。 【放流量】 7,809,190m <sup>3</sup> 【処理委託量】 3,520t(全量リサイクル)
30	④廃棄物の適正処理の推進	ディスプレイ設置費補助金	下水道課	ディスプレイ設置費補助金を交付	生ごみ減量化に寄与できるディスプレイの普及を促進するため導入時に補助金を交付した。 【補助金交付件数】 9件 【補助金交付額】 877,000円

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標2 ものが循環するまちづくり

### 方針3 資源の有効利用 ～循環型社会をつくります～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
31	④廃棄物の適正処理の推進	クリーンセンター施設整備に向けた取組	クリーンセンター推進課	クリーンセンター施設整備に向けた取組を推進	志太広域事務組合において、造成工事が完了し、建築工事に着手した。 引き続き、志太広域事務組合と連携を図り、クリーンセンター施設整備に向けた取組を推進していく。
32	④廃棄物の適正処理の推進	不法投棄、散乱ごみの回収及び監視パトロール	生活環境課	不法投棄、散乱ごみの回収及び監視パトロール(市職員・環自協・環境美化推進員・郵便局)	市職員などによる不法投棄パトロール(1回) 環自協三役による不法投棄パトロール(9回) 環自協・環境美化推進員による不法投棄監視(随時)
33	④廃棄物の適正処理の推進	藤枝型バイオマス活用推進事業	環境政策課ほか	本市の特性に合ったバイオマス利活用の検討	バイオマス発電事業支援策及び木質バイオマス活用事例集を閲覧用に窓口に配架した。また、課題解決に向け、解決策を模索した。
34	④廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の進行管理	生活環境課、環境政策課	一般廃棄物処理基本計画のごみ処理基本計画に基づき、指標の進行管理を実施	計画に基づき、適正に進行管理を実施した。 【1人1日当たりの家庭系燃やすごみ排出量】384g 【最終処分量】1,041t
35	④廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)の進行管理	下水道課	一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理基本計画に基づき、指標の進行管理を実施	計画に基づき、適正に進行管理を実施した。 【生活排水処理率】76.1%
36	④廃棄物の適正処理の推進	災害廃棄物処理計画の策定、改定	環境政策課	大規模災害に備えて、廃棄物の適切かつ迅速な処理に向けて、計画を適宜見直し	計画の見直しを図り、令和3年3月に改訂を行った。また、別に災害廃棄物処理実行計画の策定を行った。
37	④廃棄物の適正処理の推進	戸別収集事業	生活環境課	高齢者や障害者などのごみ出しを支援するため、玄関先での回収の実施	家庭ごみを、ごみステーションなどに出すことが困難な高齢者や障害者などを対象に、令和2年4月より事業を開始した。 【利用者数】64人 【収集量】約11,766kg
38	⑤まち美化の促進	ごみ持ち帰り事業	観光交流政策課	イベント(桜まつり、藤まつり、花火大会、もみじまつり等)におけるごみの持ち帰りの啓発	各まつりにおいてごみの持ち帰り啓発を行った。
39	⑤まち美化の促進	花火大会後の一斉清掃の実施	観光交流政策課	花火大会後にシルバー人材センター、建設業組合、地域、行政による一斉清掃を実施	花火翌日の早朝に主催である観光協会をはじめとした関係者にて一斉清掃を実施した。
40	⑤まち美化の促進	ごみゼロの日に合わせた一斉清掃の実施	生活環境課	毎年5月の最終日曜日のごみゼロの日に合わせて一斉清掃を実施	市内町内会へ一斉清掃を呼びかけ、ビン・缶等の資源不燃ごみ等を回収した。 【回収量】310kg

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

### 方針4 身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①森林や里山、農地の保全・管理	市民の森の維持管理	農林基盤整備課	市民の森を維持管理するため、保守点検業務の実施	・給配水施設保守点検業務 ・浄化槽保守点検業務 ・草刈り、施設巡視業務 ・ビオトープガーデン維持管理業務
2	①森林や里山、農地の保全・管理	市民が森に親しむイベントの開催	農林基盤整備課	市民が森に親しむためのイベントを実施	・市民の森 春の散策会(18名) ・市民の森 夏休み親子森林体験ツアー(10組26名) ・市民の森 秋の散策会(21名)
3	①森林や里山、農地の保全・管理	森林施業の集約化	農林基盤整備課	森林情報の収集活動や施業実施区域の明確化作業等を実施	森林情報の収集活動や施業実施区域の明確化作業等を実施し、自然環境の保全が図られた。
4	①森林や里山、農地の保全・管理	竹林伐採による放置竹林の解消	農林基盤整備課	竹林の伐採と広葉樹等への転換を実施	竹林の伐採と広葉樹等への転換を実施した。 【竹林伐採(市単)】 1地区0.28ha
5	①森林や里山、農地の保全・管理	市民参加による放置竹林の解消	農林基盤整備課	若竹刈りにより竹林の活力を弱めることを目的とし、市民参加の若竹刈りイベントを実施	【会場】 谷稲葉地区ほか2箇所 【参加者】 地域ボランティア25名 【実績】 約1,000本を伐採 実施に当たってはボランティアの拡充が必要。
6	①森林や里山、農地の保全・管理	里山保全活動事業費補助金の交付	農林基盤整備課	里山保全活動事業費へ補助金を交付	住民の暮らしに関わる自然環境の保全と源風景の再生及び、地域コミュニティの向上が図られている。 【交付先】 三輪里山づくりの会
7	①森林や里山、農地の保全・管理	治山工事の実施による山地災害・森林荒廃の防止	農林基盤整備課	山地災害・森林荒廃の防止のため、治山工事の実施	治山事業に伴う付帯的工事及び既設治山施設の維持管理を実施した。
8	①森林や里山、農地の保全・管理	有害鳥獣による農作物等への被害軽減	農林基盤整備課	有害鳥獣による農作物等への被害軽減のため、防獣害フェンス原材料支給や捕獲器具支援等の実施	【捕獲数】 イノシシ360頭、サル67頭、ニホンジカ72頭、カラス26羽、ハクビシン等144匹 【支援】 捕獲器具支援
9	①森林や里山、農地の保全・管理	耕作放棄地・遊休農地の解消及び活用	農業振興課	耕作放棄地解消アクションプランに基づき、解消及び営農再開に向けた取組へ助成	荒廃農地解消が着実に進んでいる。 【荒廃農地再生・集積促進事業による解消】 7,473㎡ 【ふじえだゼロから農業エントリー制度による解消】 5,908㎡ 【その他耕作再開等による解消】 25,725㎡



# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

### 方針4 身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
10	①森林や里山、農地の保全・管理	多面的機能支払交付金事業の推進	農林基盤整備課	農業者が地域住民とともに取り組む「多面的機能支払交付金事業」を推進	9地区の取組を支援した。 本郷地区、岡部殿地区、高柳地区、岡部玉取地区、助宗地区、岡部本郷地区、岡部小園地区、大洲地区、大新島地区
11	①森林や里山、農地の保全・管理	森林管理に係る国際認証の取得	農林基盤整備課	FSC認証を受ける森林を増加し環境に配慮した森林経営による公益的機能の向上を図る	森林認証の拡大に向けた取り組みを実施した。
12	②緑化の推進	都市内緑化の推進	都市政策課	地区計画を定めて環境に配慮した建築物等の誘導推進をするとともに、都市内の緑化促進のための施策を検討	地区計画を定め環境に配慮した建築物等の誘導を図るとともに、土地利用事業について公園・緑地の設置を推進した。 【実績】 青木地区4件、水守地区7件、その他6件
13	②緑化の推進	「ふじえだ花回廊」づくりの推進	花と緑の課	ふじえだ花回廊基本構想を基に、関係課及び関係団体と連携して、市民総ぐるみの花のまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進協議会の開催</li> <li>・花回廊PR事業等</li> <li>・ふじえだ花回廊サポーターズ事業費補助金申請受付（実績：1団体 50,000円）</li> <li>・エコプランターの推進（緑をすすめる会）</li> <li>・魅力ある花壇づくり講座開催（2回 参加延べ人数：84人）</li> <li>・ハンギングバスケットコンテストの実施（応募数：52人）</li> </ul>
14	②緑化の推進	花の回廊づくりの推進	中山間地域活性化推進課	中山間地域内に花木を植栽する活性化団体等に対し、花の苗や肥料等を支給	中山間地域内に花木を植栽する活性化団体等に対し、花の苗や肥料等を支給した。
15	②緑化の推進	生垣設置事業、緑化木・花の種の配布事業	花と緑の課	地域に緑を広げるため、生垣設置への補助金を交付、緑化木・花の種の配布等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣づくりの一部を補助（助成件数：3件）</li> <li>・記念樹を配布（配布本数：231本）</li> <li>・花の球根や種子配布（配布件数：309件）</li> </ul>
16	②緑化の推進	農山村活性化施設緑化推進事業	中山間地域活性化推進課	農山村地域活性化施設において、緑化を推進	瀬戸谷総合管理センター（藤の瀬会館）にひまわり、ゴーヤ、チューリップ、コスモスなどを植え、緑化を推進した。
17	②緑化の推進	公園・緑地の適正管理	花と緑の課	都市公園、緑地の樹木の剪定や病害虫防除の薬剤散布により、公園・緑地の適正管理を実施	都市公園、緑地の樹木の剪定や病害虫防除の薬剤散布 【実績】 5箇所
18	②緑化の推進	グリーンカーテンの普及啓発	環境政策課	幼稚園や保育園、市役所ホールやイベント来場者等に種を配布し、グリーンカーテンの設置を呼び掛け	幼稚園や保育園、市役所ホールやイベント来場者等に種を配布し、グリーンカーテンの設置を呼び掛けた。
19	②緑化の推進	グリーンカーテンの学校への設置呼び掛け	生活環境課	藤枝市環境保全協議会と協働で植物の苗を配布し、グリーンカーテンを設置を呼び掛け	藤枝市環境保全協議会と協働で小学校4校、中学校2校に苗を配布し、グリーンカーテンの設置を呼び掛けた。

### 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

#### 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

#### 方針4 身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
20	②緑化の推進	グリーンカーテンの設置	各地区交流センター	もったいない運動の一環として施設へグリーンカーテンを設置	一部を除く地区交流センター、岡部支所分館で、もったいない運動の一環としてグリーンカーテンを設置した。
21	②緑化の推進	グリーンカーテンコンテスト事業	環境政策課	楽しみながら地球温暖化対策に取り組めるようコンテストを実施	楽しみながら地球温暖化対策に取り組めるようコンテストを実施し、優秀者は11月の市民のつどいにて表彰した。 【応募数】18件（家庭部門10件 団体部門8件）
22	②緑化の推進	ガーデニングコンテストの実施	花と緑の課	ガーデニングコンテストを開催し、花の魅力を市内外へ発信すると共に地域への緑化推進を図る。	コンテストを開催し、入賞作品を選定、発信した。 【応募数】47件（個人の部26件、企業・団体の部21件）
23	③水辺環境の保全と整備	親水性のある水路の整備	農林基盤整備課	親水性のある水路の整備を実施	六間川・清水川の草刈りを実施した。
24	③水辺環境の保全と整備	市民が行う川の美化・清掃活動に対する支援	河川課	市民が行う川の美化・清掃活動に対する支援を実施	【実績】99団体へ補助金交付 高齢化、参加者の減少、猛暑などにより作業の継続が困難であるという意見もあるが、協力が得られる範囲で継続していく。
25	③水辺環境の保全と整備	河川環境整備事業による、河川環境・河川空間の保全・創造	河川課	町内会要望から次期施工箇所を選定し、遊歩道整備を実施	河川環境整備事業の実施 内瀬戸谷川の遊歩道整備 アスファルト舗装工 L=550m A=1,650m <sup>2</sup>
26	③水辺環境の保全と整備	河川海岸統一美化運動の推進	河川課	河川海岸統一美化運動の推進を実施	これまで新型コロナウイルスの影響により、実施ができなかったが、令和5年度は令和5年6月25日に実施した。
27	③水辺環境の保全と整備	青池公園用地管理業務	花と緑の課	保勝会との連携による青池の保全を進めると共に青池公園用地管理業務委託を実施	保勝会と合同で植栽活動を実施した。 引き続き、青池公園の維持管理を実施し、良好な環境が保たれている。
28	③水辺環境の保全と整備	河川環境巡回指導	生活環境課	バーベキューシーズンにおいて、瀬戸川及び朝比奈川におけるバーベキューごみの回収、ごみの持ち帰りの啓発	瀬戸川及び朝比奈川におけるバーベキューごみの回収、ごみの持ち帰り呼び掛け。 7月から11月初めの土日祝日及びその翌日等62日実施
29	④生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進	自然環境保全、生物多様性に関する普及啓発	環境政策課、生活環境課	ホームページ等による自然環境保全、生物多様性に関する啓発・注意喚起	ポスター掲示・関連通知のホームページ掲載等による啓発・注意喚起を実施した。

### 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

#### 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

#### 方針4 身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
30	④生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進	グリーン・ツーリズム推進事業	中山間地域活性化推進課	推進団体への育成支援と活動費の一部補助、HP等によるイベントの情報発信	・中山間地域活性化事業費補助金による活動費の一部補助を実施した。 ・活性化団体等が実施する体験事業等の情報発信を支援した。
31	④生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進	自然ふれあい事業の支援	中山間地域活性化推進課	市民や観光客が自然に親しみ、うるおい・やすらぎを感じられるような催しを推進	活性化団体等が実施する稲刈りやさつま芋掘りなどの農業体験、地域の食材を活用した食の体験等を支援した。
32	④生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進	市内ハイキングコース補修工事の実施	観光交流政策課	ハイキングコースの維持管理のため、管理団体や利用者からの依頼や、台風等の突発的な災害発生時に補修工事を実施	ハイキングコース補修工事を実施した。
33	④生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進	「地域猫の会」活動	生活環境課、花と緑の課	野良猫を減少させるため、地域猫活動を支援	蓮華寺池公園内の野良猫を減少させるため、TNR活動の対象となる猫の世話をするボランティアを支援した。 蓮華寺池以外の地域でも地域猫活動を実施した。

## 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

### 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

#### 方針5 快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①大気・水質保全と環境対策の推進	大気汚染物質5物質の常時監視	生活環境課	二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの5物質の常時測定および評価	光化学オキシダントを除く4物質は環境基準を達成した。光化学オキシダントについては、5月～9月に監視を強化したが、注意報・警報は発令されなかった。
2	①大気・水質保全と環境対策の推進	大気汚染物質(ダイオキシン類)の定時監視	生活環境課	ダイオキシン類の調査分析、酸性雨の監視を実施	市役所本庁舎屋上にて測定を実施した。ダイオキシン類においては、環境基準内。酸性雨においては、6月～8月にpH測定。被害等の報告はなかった。
3	①大気・水質保全と環境対策の推進	河川の水質検査	生活環境課	生活環境項目の水質を測定分析を実施。環境基準が設定されている5河川7ヶ所の環境基準達成率(BOD75%値)を算出	市内12河川18ヶ所の水質汚濁調査分析を実施した。 【環境基準達成率】 85.7%
4	①大気・水質保全と環境対策の推進	河川の有害物質調査	生活環境課	有害物質・環境ホルモン・ダイオキシン類の水質を測定分析	有害物質:11河川11ヶ所 ダイオキシン類:4河川4ヶ所 環境ホルモン:2河川2ヶ所で測定した。環境基準の超過なし。
5	①大気・水質保全と環境対策の推進	事業所排水の立入検査	生活環境課	市内事業所排水を採取・測定分析による水質監視	市内37事業所の排水を採取し調査した。排水基準値超過の3事業所に改善申入れを行った。
6	①大気・水質保全と環境対策の推進	排出ガス対策型重機の利用	道路課	工事において、排出ガス対策型重機を利用	対象となる全工事38件で排出ガス対策重機の利用が図られた。
7	②生活排水対策の推進	公共用水域保全事業	下水道課	地域の実情に応じて、下水道、農排、地域汚水、合併浄化槽により生活排水を適正に処理	効率的な下水道整備や啓発活動による下水道・農排水及び合併処理浄化槽の普及が図れた。 【汚水処理人口普及率】 80.4%
8	②生活排水対策の推進	未加入世帯への加入促進	下水道課	公共下水道・農業集落排水地区における加入促進を推進	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、文書投函等により加入促進活動を実施した。引き続き、葉梨西北地区の加入促進を推進する。 ・農業集落排水地区(葉梨西北地区) 【申請接続率】 78.8%→79.1% ・公共下水道 【水洗化率】 89.7%→90.5%
9	②生活排水対策の推進	公共下水道管きよの整備	下水道課	公共下水道管きよの整備を実施	下水道管を658m布設した。 【整備率】 89.9%→90.0%



# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

### 方針5 快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
10	②生活排水対策の推進	公共下水道処理施設の維持管理	下水道課	公共下水道処理施設の維持管理の実施	管理者側の的確な指導・監督(助言)のもと、年24回の水質検査を実施。計画水質(BOD:15mg/L、SS:40mg/L)を維持している。
11	②生活排水対策の推進	農業集落排水施設の維持管理	下水道課	農業集落排水施設の維持管理を実施	管理者側の的確な指導・監督(助言)のもと、4施設に対し年12回の水質検査を実施。計画水質(BOD:20mg/L、SS:50mg/L)を維持している。
12	②生活排水対策の推進	小型合併浄化槽設置補助	下水道課	下水道許可区域、農耕・地域汚水処理区域を除く区域における小型合併浄化槽設置補助を実施	【年間設置基数】 新規分:200基 転換分:79基
13	②生活排水対策の推進	地域汚水処理施設の維持管理	下水道課	地域汚水処理施設の維持管理の実施	5施設に対し年4回の水質検査を実施。計画水質(BOD:20mg/L、SS:50mg/L)を維持している。
14	②生活排水対策の推進	水質保全に対する啓発活動	下水道課	生活排水処理に関する啓発活動の実施	施設見学の実施 【見学者数】190人
15	②生活排水対策の推進	水路清掃支援及び埋立地適正管理事業	生活環境課	市民が行う公共用水路の清掃に対し、土のう袋等作業用消耗品の支給や浚渫土砂運搬車両借上料を補助	浚渫土砂の埋立地について、計画的に土砂を運搬し、適正に管理できた。 【補助台数】339台
16	③水資源の保全と有効利用	農業用水路の保全	農林基盤整備課	農業基盤整備促進事業、地域農業水利施設ストックマネジメント事業の実施により、用排水施設の機能向上を図る	地域農業水利施設ストックマネジメント事業として大洲四丁目用排水路、仮宿用排水路の改良工事を実施した。
17	③水資源の保全と有効利用	雨水浸透・貯留施設の普及	河川課	事業者と協議し、雨水浸透・貯留施設等の施設設置を促し普及を促進	【事業数】3事業20宅地
18	③水資源の保全と有効利用	都市部における雨水調整機能の創造	河川課	事業者と協議し、都市部における雨水調整機能の創造を促進	【事業数】12件
19	③水資源の保全と有効利用	地下水採取の適正管理	生活環境課	県条例に関する届出により採取管理を行い、地下水採取の適正化を図る	県水利用課及び大井川地域地下水利用対策協議会へ届出を進達した。 【届出件数】採取量報告60件、氏名変更8件、揚水設置届1件、揚水設備変更届16件、廃止届2件、工事完了届1件

## 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

### 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

#### 方針5 快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
20	③水資源の保全と有効利用	水道利用者への情報提供と利便性の向上	上水道課	水道利用者への情報提供と利便性の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市HP等による情報提供(令和4年度決算、水質検査結果、水質検査計画、水道メーターの管理、凍結防止等)</li> <li>・小学校4年生への水道の仕組み説明用クリアファイル配布(対象1,500枚)</li> <li>・藤枝の水のPR及び災害時の備蓄用としてペットボトル「藤枝の水」の販売促進(販売数45,297本)</li> </ul>
21	④健康被害防止の徹底と指導	騒音規制法や条例による規制や指導の実施	生活環境課	法令に基づいた届出の提出、指導の実施、必要に応じて立ち入り検査、指導の実施	届出を提出させて、防音防振対策を指導した。立ち入り等指導を必要とする施設はなかった。 【届出件数】 ・特定施設設置届(騒音18件、振動9件) ・特定建設作業実施届(56件)
22	④健康被害防止の徹底と指導	自動車騒音の実態調査	生活環境課	騒音規制法第18条第1項に基づいて、対象路線(一般国道1号、藤枝大井川線、焼津森線)における自動車騒音実態調査の実施	調査対象1,320戸中1,320戸が基準を達成した。達成状況は、100.0%であった。
23	④健康被害防止の徹底と指導	舗装修繕工事による路面改良の推進	道路課	計画的な舗装修繕工事による路面改良を推進	計画的な舗装修繕を実施し、交通安全確保を図った。 【舗装改良工事】481件
24	④健康被害防止の徹底と指導	市街地工事における低騒音、低振動対策型重機の利用	道路課	市街地工事において、低騒音、低振動対策型重機を利用	対象となる全工事38件で利用が図られた。
25	⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	民俗芸能保存団体への補助	文化財課	民俗芸能保存団体への補助事業を実施	3団体への助成により、自然と調和した生活文化に根差した伝統ある民俗芸能の、継承事業を実施した。今後も民俗芸能保存団体(3団体)への補助事業を継続する。
26	⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	東海道松並木保護保存事業	文化財課	旧東海道の歴史的景観を伝える松並木の維持管理を実施	旧来の自然や景観を保存し、維持するための保存事業を実施した。今後も松くい虫の予防及び剪定により、保存事業を継続する。
27	⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	指定文化財天然記念物の保護・保存	文化財課	文化財保護法や条例に基づく維持管理を継続	旧来の自然や景観を保存し、維持するための保存事業を実施した。

### 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

#### 基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

#### 方針5 快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
28	⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	歴史に関する各種講座の開催	協働政策課、各地区交流センター	歴史に関する各種講座を開催	各地区交流センターにおいて、歴史に関する講座を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おもしろ郷土史(瀬戸谷15人)」</li> <li>・「家康の戦いと遠江の城探訪(瀬戸谷26人)」</li> <li>・「徒然草をよむ(広幡15人)」</li> <li>・「もう一度学ぶ日本の歴史と藤枝(西益津24人)」</li> <li>・「藤枝市の歴史と徳川家康(藤枝24人)」</li> <li>・「古典文学を楽しむ(藤枝西22人)」</li> <li>・「志太・日本の歴史と国際化(藤枝西13人)」</li> <li>・「歴史と人物とまちから学ぶ藤枝学(青北19人)」</li> <li>・「やじきたマップでたどる青島の歴史・史跡・人物めぐり(青北35人)」</li> <li>・「地域の歴史と先人たち(青北120人)」</li> <li>・「岡部の史跡探訪ツアー(岡部19人)」</li> <li>・「蜻蛉日記の世界」(大洲:講師の都合により不開講)</li> <li>・「歴史講演会(高洲119人)」</li> </ul>
29	⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	空き家バンク推進事業	中山間地域活性化推進課	空き家バンクによる空き家情報の提供・空き家物件の確保・空き家バンクを活用した移住促進を実施	空き家バンクによる空き家情報の提供・空き家物件の確保・空き家バンクを活用した移住促進を実施したことで、地域の伝統が守られ、景観の保全に繋がっている。
30	⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	景観に配慮したまちづくり	都市政策課	景観計画に基づき、景観に配慮したまちづくりを推進	前年度より継続して、景観写真コンクールを実施した。今年度も高校生以下の部門を設置し、若者層に対する啓発に取り組んだ。 令和3年度に実施した基礎調査を基に、景観形成重点地区指定に向けて3地区(藤枝駅周辺・蓮華寺池公園周辺・岡部宿周辺)において地区住民等によるワークショップにより景観形成方針案を作成した。 今後も景観形成重点地区指定に向けた業務を実施する。

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標4 みんなで考え行動するまちづくり

### 方針6 環境教育の推進 ～年代を問わず環境人材を育成します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	授業における環境学習の実施	教育政策課	環境についての重要性や認識を深めるため、学校の授業における環境学習の実施	小学校理科：生物と環境 小学校社会：国土と環境 中学校理科：自然と人間 中学校社会：日本の諸地域 以上の単元で環境の重要性や認識を深めた。
2	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	学校図書館での環境コーナー設置、環境学習に関する資料の充実	教育政策課	学校図書館への環境コーナーの設置、環境学習に関する資料の充実を図る	環境に関する書籍を利用し、環境に関する学習を各教科で行った。環境への興味関心を喚起し、環境学習に役立った。
3	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	ごみの学習用副読本の作成・配布	生活環境課	小学4年生の環境学習に合わせて、ごみの学習用副読本を配布することで学習に役立てる	小学4年生に配布した。 授業で有効活用された。
4	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	子供向け環境教材の作成・配布	環境政策課	小学生向けの環境教材を作成し、配布することで、環境教育の推進を図る	小学4年生向けに食品ロス削減啓発冊子を配布。
5	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	親子環境ツアーの実施	環境政策課	親子環境ツアーを実施	親子環境ツアーを実施していたが、R3より講師の方に環境に関するお話や工作の講座をしていただく親子環境講座という形で実施した。 【参加者】10名
6	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	環境関連の学習会・施設見学等の開催	協働政策課・各地区交流センター	環境に関する施設見学や自然のものに触れ合う学習会、環境関連講座を計画、実施	各地区交流センターにおいて、親子や小学生を対象とした環境に関する講座や自然とふれあう講座を開催した。 ・「夏休み川の生き物観察会(瀬戸谷17人)」 ・「おやこ星空観察会(瀬戸谷23人)」 ・「瀬戸川講座(稲葉14人)」 ・「土曜冒険クラブ(葉梨27人)」 ・「親子で楽しくお天気教室(藤枝西12人)」 ・「蓮華寺池の生物を学ぼう!(藤枝西30人)」
7	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	子育て支援センター、訪問支援を通じた家庭への啓発	こども課	子育て支援センター、訪問支援を通じた家庭への環境啓発を実施	地域子育て支援センターにおける事業で、廃材を利用した手作りおもちゃの紹介等を行い、環境への意識付けを図った。また、育児サポート等の訪問支援の際も、家庭内エアコンの適正利用等呼び掛けた。
8	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	アース・キッズチャレンジ事業	環境政策課	小学4～6年生を対象にした体験型環境プログラム「アースキッズチャレンジ」の実施	COOL CHOICE推進事業の一環として、地球温暖化対策に特化した内容で実施。

### 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

#### 基本目標4 みんなで考え行動するまちづくり

#### 方針6 環境教育の推進 ～年代を問わず環境人材を育成します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
9	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	静岡産業大学情報学部の冠講座における環境講座の開催	企画政策課	静岡産業大学情報学部の冠講座において12回中1回を環境をテーマに講座を開催	毎週月曜日に実施。12コマのうち1回環境についての講座を実施した。
10	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	環境人材育成事業(小中学校への環境教育支援)	環境政策課	小中学校を対象に各学校の環境教育のサポートを実施	希望した小中学校で環境教育の授業を支援 【支援内容】2小中学校2コマ19人
11	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	環境人材育成事業(放課後児童クラブにおける環境講座)	環境政策課	放課後児童クラブを対象に環境講座を実施	放課後児童クラブは希望のあったクラブにて環境に関する講座を実施 【実施内容】26クラブ、27回、834人
12	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	藤枝市環境リーダー育成事業	環境政策課	市内高校生を対象に、「エネルギーと自然環境の未来を考えるハワイ研修」を、(一社)静岡県環境資源協会の後援、(有)新日邦の協賛で実施	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
13	①子供や学生を対象とした環境教育の推進	静岡産業大学「地方自治論講座」における環境講座の開催	人財育成室	静岡産業大学「地方自治論講座」において、環境啓発に係る講義を開催	静岡産業大学経営学部の学生を対象に、環境政策課長が環境基本計画や環境政策について講義を行い、啓発を図った。
14	②大人を対象とした環境教育の推進	エコマイスター育成事業	環境政策課	環境に関する専門知識を持ち、地域の中で環境意識の向上・啓発・指導ができる人材となる市民(エコマイスター)を育成	地球温暖化対策など各分野で活躍する講師による講義を実施する環境セミナーを計7回の開催し、7名を新たにエコマイスターとして認定した。 【累計認定者数】100名
15	②大人を対象とした環境教育の推進	環境に関する出前講座の開設	生涯学習課、各担当課	環境に関する出前講座4講座を開設し普及啓発を推進 【地球が今、“あつい”!?】、【ごみの減量とリサイクル】、【おいしい水はどこから?水道のあらまし】、【僕たちの使った水はどこへいくの?「下水道の役割」】	環境に関する出前講座を開催し、普及啓発に努めた。 ・地球が今、“あつい”!? 6回(243人) ・ごみの減量とリサイクル 1回(114人) ・おいしい水はどこから?「水道のあらまし」 0回(0人) ・僕たちの使った水はどこへいくの?「下水道の役割」4回(107人)
16	②大人を対象とした環境教育の推進	新規採用職員研修におけるごみの収集体験の実施	人財育成室	新規採用職員研修におけるごみの収集体験の実施	R6以降新規採用職員研修においては座学により実施する(R6新規採用職員37名)。
17	③環境情報の発信	ホームページやパネル展示による環境情報の発信及び紹介	環境政策課	ホームページやパネル展示等による環境情報の発信及び紹介を実施	展示スペース・ホームページによる事業案内、事業進捗・結果等の情報を発信した。 【展示内容】環境月間(6月)、もったいない運動推進月間(12月)



### 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

#### 基本目標4 みんなで考え行動するまちづくり

#### 方針6 環境教育の推進 ～年代を問わず環境人材を育成します～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
18	③環境情報の発信	商工会議所ニュースによる地域の環境活動の啓発	商業振興課	商工会議所ニュースの「エコスコープ」に環境経営への取組を連載	年間6回掲載。
19	③環境情報の発信	環境整備に携わる職業や資格の案内	図書課	環境に携わる職業や資格に関する図書を配架することにより、情報提供を実施する	ビジネス支援コーナーやY・Aコーナーに環境に携わる職業や資格に関する図書を配架することにより、情報提供を行った。産学官連携推進センター内のエフドア(エコノミックガーデニング支援センター)を支援することで、より充実した情報提供ができた。
20	③環境情報の発信	環境に関する図書の紹介・展示	図書課	特設コーナーにおける環境関連図書の展示や受付カウンターにおける相談等での照会・啓発を実施する	特設コーナーの図書の展示、受付カウンターでの相談等で啓発を行った。
21	③環境情報の発信	公共施設における環境情報発信事業	生涯学習課、各地区交流センター	各公共施設において、ポスターの掲示、環境関連資料の配置、キャンペーンPRチラシの配布を実施	・メダカの飼育(生涯学習センター) ・グリーンカーテンの設置(生涯学習センター、各地区交流センター) ・ポスターの掲示(生涯学習センター、各地区交流センター)
22	③環境情報の発信	自然活用施設事業のPR	中山間地域活性化推進課	大久保グラススキー場、キャンプ場で行われる事業の活動のPR	大久保グラススキー場、キャンプ場で開催した事業等のPRを実施した。
23	③環境情報の発信	環境活動レポートの公表	環境政策課	藤枝市の環境負荷軽減に向けた目標設定や取組内容、取組結果の評価をまとめたレポートを作成、公表する	令和3年度分のレポートをホームページ及び情報公開コーナーにて公表した。「環境基本計画」「地域エネルギービジョン」「市役所地球温暖化防止実行計画(エコアクション21)」の進捗状況及び環境保全対策状況を報告した。
24	③環境情報の発信	ふじえだの環境の公表	生活環境課	市内の環境動向をとりまとめた「ふじえだの環境」冊子を作成、公表する	令和4年度分の冊子をホームページ及び情報公開コーナーにて公表し、市内小学校、地区交流センター等に配布した。「環境基本計画」「地域エネルギービジョン」「藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン」の進捗状況及び環境保全対策状況を報告した。

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標4 みんなで考え行動するまちづくり

### 方針7 協働の推進 ～環境保全活動の輪を広げます～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①もったいない運動の推進	「環境フェスタ“もったいない”」の開催	環境政策課	市民団体との協働により、体験を通してエコに対する関心を高めるための環境イベント「環境フェスタ」を開催	開催日：5月28日 会場：BiVi藤枝 参加団体数：29団体 来場者数：3,726名
2	①もったいない運動の推進	“もったいない”市民のつどいの開催	環境政策課	“もったいない”都市宣言の再認識、市民が普段から実践できる環境行動の発見、「もったいない運動」の広がりをもととしたイベントを開催	開催日：12月2日 会場：生涯学習センター 内容：グリーンカーテンコンテスト及びポスターコンクールの入賞者に対する表彰を実施
3	①もったいない運動の推進	もったいない推進月間事業	環境政策課	毎年12月をもったいない推進月間と位置づけキャンペーン活動を実施	・小学生環境ポスターのごみ収集車への掲示による環境保全PRを開始(1年間) ・SNSによる「もったいない運動」の呼び掛けを実施 ・チラシによる啓発を実施
4	①もったいない運動の推進	もったいないアクションデー	環境政策課	毎年12月第3金曜日をもったいないアクションデーと位置づけキャンペーン活動を実施	【まち美化統一もったいないアクション実施】 29団体、353人参加 【小中学校アクション宣言】 27校、11,610人参加
5	①もったいない運動の推進	藤枝もったいない倶楽部事業	環境政策課	環境に取組む市民団体・事業所を登録し、環境に関する情報ネットワークを構築	環境に取組む市民団体・事業所を登録し、環境に関する情報ネットワークを構築する。 【登録団体数】 97団体
6	①もったいない運動の推進	こどもエコクラブ推進事業	環境政策課	自主的に環境保全活動・環境学習を行う子ども達に対して、こどもエコクラブ登録の支援、資料の提供、活動経費に対する補助金を交付	H25より、活動経費を藤枝もったいない倶楽部活動対象支援とし、放課後児童クラブに登録を呼び掛けた。 【参加人数】 29団体 1,339人
7	①もったいない運動の推進	環境ポスターコンクールの実施	環境政策課	小学4年生を対象に実施。優秀作品をごみ収集車に貼り付け啓発事業を実施	小学校4年生を対象に実施。優秀作品を12月の市民のつどいで表彰し、ごみ収集車へ貼り付けた(3台に8作品)。 【応募作品】 12校 65作品
8	②環境保全活動の推進	市民活動団体等の自主的な環境保全活動に対する支援	市民活動団体支援室	市民活動団体等の自主的な環境保全活動に対する支援を実施	環境保全活動団体を含めた市内の活動団体の情報を収集、発信し、活動情報の共有化、外部からの補助金等の支援情報提供を行った。

# 第3次藤枝市環境基本計画 進行管理表

## 基本目標4 みんなで考え行動するまちづくり

### 方針7 協働の推進 ～環境保全活動の輪を広げます～

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
9	①もったいない運動の推進	藤枝もったいない倶楽部環境活動支援事業	環境政策課	倶楽部登録団体が実施する環境行動に対して支援	資金援助、活動内容のアドバイス・情報交換を実施。 こどもエコクラブの環境活動にも支援を実施。 【支援数】 4件
10	②環境保全活動の推進	藤枝市環境保全協議会の活動支援事業	生活環境課	藤枝市環境保全協議会と協働し、情報交換、藤環協だよりの発行、視察への支援等を実施	地域貢献事業、情報交換、先進地視察、環境教育への活動支援。環境をテーマにしたオンライン講演会を会員企業に配信。 【緑のカーテン設置事業】 小学校4校、中学校2校
11	②環境保全活動の推進	藤枝駅前地区総合再生会議における「まちづくり憲章」に基づいた取組実施	中心市街地活性化推進課	藤枝駅前地区総合再生会議において、「まちづくり憲章」に基づき、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりの周知及び具体的取組を実施	緑地、植栽等を含めた景観形成について、現在の課題や市が定めている景観計画と連携した今後の取組を確認した。 今後整備される施設における省エネルギー化を始めとして、まちづくりを行いながら「環境への貢献」を果たす為の取組を実施していく。
12	②環境保全活動の推進	まち美化里親制度の推進	市民活動団体支援室	公園や道路などの公共施設を市民協働により管理する「まち美化里親制度」の推進	活動を支援するための物品支給やHP・広報掲載による啓発を実施した。 【登録団体数】 61団体 (2,069人)



# 藤枝市食品ロス削減推進計画 進行管理表

基本理念 “もったいない”で食の恵みを大切にすまち・ふじえだ

方針1 発生抑制による「出さない」取組の推進

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①情報発信や行動による食品ロス削減の周知啓発	地産地消に関する講座	健康推進課	健康づくり食生活推進協議会「地産地消を語ろう会」の開催	地産地消を語る会にて、環境負荷の少ない食生活の啓発を実施。 【地産地消を語る会】1回
2	①情報発信や行動による食品ロス削減の周知啓発	食生活セミナー	健康推進課	全5回のセミナーの中で食品ロス削減の講座の実施	全5回の食生活セミナーのうち、1回で食品ロス削減の講座の実施。 【食生活セミナー】1回
3	①情報発信や行動による食品ロス削減の周知啓発	親子おこづかい講座	消費生活センター	小学校1年生の親子を対象にした講座の中で、賞味期限やてまえどりについて伝えることで食品ロスの削減につなげる。	小学校1年生の親子を対象にした講座を年4回開催。買い物をするときの基準を学ぶ中で賞味期限や手前どりについての説明を行い、食品ロス削減を周知した。
4	①情報発信や行動による食品ロス削減の周知啓発	地産地消推進キャンペーン事業	農業振興課	地産地消推進キャンペーンにおいて、チラシ等を活用し、食品ロス削減に関する啓発を行う。	令和6年1月6日～2月12日に対象店舗20店舗で地産地消キャンペーンを実施した。 応募数: 340件
5	①情報発信や行動による食品ロス削減の周知啓発	小学生向け食品ロス削減啓発冊子の作成	環境政策課	ごみに関する学習を始める小学4年生を対象に、食品ロスによる環境への影響をわかりやすく示し、家庭からの食品ロス発生を防ぐ。	小学4年生向けに食品ロス削減啓発冊子を配布。
6	②環境イベント等による食品ロス削減に向けた機運醸成	消費者フェア開催事業	消費生活センター	消費者フェアにおいて、パネル展示などにより食品ロス削減に関する啓発を行う。	令和5年5月28日に環境フェスタと同時開催。1ブースを出展し、食品ロスの啓発を行った。
7	②環境イベント等による食品ロス削減に向けた機運醸成	食品ロス啓発イベントの開催	環境政策課	食品ロスをテーマとしたイベントを開催し、広く食品ロス削減の意識向上を図る	食ロスをテーマに環境フェスタを開催。 開催日: 5月28日 会場: BiVi藤枝 参加団体数: 29団体 来場者数: 3,726名
8	②環境イベント等による食品ロス削減に向けた機運醸成	食品ロスをテーマの一つとしたポスターコンクールの実施	環境政策課	小学生対象の環境ポスターコンクールを実施する中で、テーマの一つに「食品ロス」を加え、食品ロスへの意識を高める。	小学校4年生を対象に実施。テーマに食ロスを加え、優秀作品を12月の市民のつどいで表彰し、ごみ収集車へ貼り付けた(3台に8作品)。 【応募作品】 12校 65作品
9	②環境イベント等による食品ロス削減に向けた機運醸成	ふじえだグリーン商品券による地産地消の促進	環境政策課	環境行動をした市民へ、ファーマーズマーケットで使える商品券を配布し、食品の地産地消を進める。	「わが家の節電”もったいない”キャンペーン」「グリーンカーテンコンテスト」の目標達成者等へ景品として、ふじえだグリーン商品券を贈呈し、地場産品の購入を促進した。

# 藤枝市食品ロス削減推進計画 進行管理表

基本理念 “もったいない”で食の恵みを大切にすまち・ふじえだ

方針2 食品を循環させる「無駄のない」取組の推進

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①フードバンク・フードドライブの活用	フードドライブの実施	福祉政策課	家庭に眠っている品質に問題ない食料を無償で提供していたき支援団体を通じて食糧支援を行うことで、食料が破棄される「食品ロス」を防止する。	8/1～8/31(夏季)、12/21～1/31(冬季)に実施し、市役所・社会福祉協議会・地区交流センター等へ回収ボックスを設置し、約1,097.2kgの寄付を受けた。また、実施期間以外にも市役所・社会福祉協議会に回収ボックスを設置し、年間で802.76kgの寄付を受けた。
2	②廃棄を未然に防ぐ食品循環対策	ドギーバッグの推進	環境政策課	飲食店等において、食べ残しが発生した場合、希望者へ飲食物を持ち帰りできる容器(ドギーバッグ)を配布し、食品ロス発生を防止する。	外食で食べ残しが発生した際にドギーバッグを利用してもらうよう、環境フェスタの飲食ブースの6店舗に依頼し、ドギーバッグを配布した。
3	②廃棄を未然に防ぐ食品循環対策	消費生活推進事業費補助金	消費生活センター	消費者としての正しい知識の習得と消費生活の向上を図る活動を行う消費者団体に補助金を交付し、食品ロス削減の取組への意識啓発を行う。	消費者としての正しい知識の習得と消費生活の向上を図る活動を行う消費者団体1団体に補助金を交付した。団体が消費者フェアで食品ロス削減のパネル展示を行い、取組への啓発を行った。
4	②廃棄を未然に防ぐ食品循環対策	規格外野菜の消費促進	環境政策課	商品として売ることが難しく捨てられてしまう野菜を、イベントの景品等に活用し、有効活用する。	令和5年5月28日に開催した環境フェスタにて、スタンプラリーに参加した方に規格外野菜を無料で配布した。 【規格外野菜配布数】400個

# 藤枝市食品ロス削減推進計画 進行管理表

基本理念 “もったいない”で食の恵みを大切にすまち・ふじえだ

方針3 食品廃棄物を資源化する「地球にやさしい」取組の推進

No.	取組の方向	施策名	担当課	取組の内容	取組結果、評価、今後の改善点、備考等
1	①ごみの分別収集、処理の徹底	生ごみ分別収集	生活環境課	家庭から排出された生ごみを指定地区で分別回収し堆肥化を行う	令和3年4月から約3,000世帯拡大し、20,000世帯の収集を実施した。 【実施世帯数】 約20,000世帯 【回収量】 1,036t 【事業費】 81,443,890円
2	①ごみの分別収集、処理の徹底	ディスプレイ設置費補助金	下水道課	直接投入型ディスプレイ設置をしようとする公共下水道利用者に対し補助する。	生ごみ減量化に寄与できるディスプレイの普及を促進するため導入時に補助金を交付した。 【補助金交付件数】 9件 【補助金交付額】 877,000円
3	②生ごみの資源化	生ごみ処理用具の購入補助	生活環境課	家庭から出される生ごみ等の減量化、資源化を生ごみ処理用具の購入の補助で推進する。	“生ごみ処理機の購入を促進し、燃やすごみの削減に繋げることができた。 【補助基数】 127基(電気式94基、粉碎機7基、コンポスト25基、密閉式1基) 【事業費】 1,937,120円”
4	②生ごみの資源化	生ごみのたい肥化	学校給食課	学校給食の調理の際に発生する野菜くずを中部学校給食センターに設置の生ごみ処理機でたい肥化する。	月平均250kgを一般市民の家庭菜園・花壇用や学校たい肥として配布した。
5	②生ごみの資源化	公園落葉たい肥化モデル事業	花と緑の課(生活環境課)	市内公園で園内の落葉と生ごみを利用した、たい肥化を実施。たい肥は公園や学校の花壇等に利用。	未実施

# 藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン

## 《第5期藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）》

本計画は、藤枝市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量、エネルギー消費量、廃棄物排出量、水使用量の削減を図るなど、行政が率先して環境負荷低減対策を推進し、市内の事業者や市民の環境保全に向けた主体的な取組を促進するため2021（令和3）年3月に改定しました。

### 1. 計画の期間

2021(令和3)年度から2030(令和12)年度の10年間とし、5年程度を目途に見直しを行います。

### 2. 2030(令和12)年度までの削減目標

#### (1) 温室効果ガス排出量

本市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を、2013(平成25)年度比で50%以上削減します。

#### (2) エネルギー消費量

本市の事務事業に伴うエネルギー消費量（原油換算）を、2020(令和2)年度比で10%以上削減します。

#### (3) 廃棄物排出量

本市の事務事業に伴う廃棄物（燃やすごみ、プラスチック、新聞紙、新聞紙以外の紙類、その他資源・不燃ごみ）排出量を、2020(令和2)年度比で10%以上削減します。

#### (4) 水使用量、コピー枚数及び用紙購入量

本市の事務事業に伴う水使用量、コピー枚数及び用紙購入量を、2020(令和2)年度比で10%以上削減します。

### 3. 目標達成に向けた個別取組の継続と推進

- (1) エコアクション21による環境マネジメントの展開
- (2) 公共施設の戦略的な省エネルギー化の推進
- (3) DXの推進に基づく環境負荷の低減
- (4) その他個別取組の継続と推進

### 4. 個別取組の継続と推進について

本市の事務事業からの環境負荷を低減させるための取組を【グリーンオフィス】、地域の環境の保全・創造に向けた取組を【グリーンプロジェクト】と区分し、削減目標の達成に向けて、各部署においてそれぞれ取組を継続して実践します。

#### 【グリーンオフィス】

環境負荷低減の取組  
資源循環の取組  
事業実施における取組  
環境マネジメントによる取組

#### 【グリーンプロジェクト】

脱炭素社会に向けた取組  
循環型社会に向けた取組  
自然共生社会に向けた取組

# 藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプランの取組

## 2030（令和12）年度までの削減目標

- |                     |                               |
|---------------------|-------------------------------|
| 1 温室効果ガス排出量         | 2013（平成25）年度比で <b>50%以上削減</b> |
| 2 エネルギー使用量（原油換算）    | 2020（令和2）年度比で <b>10%以上削減</b>  |
| 3 廃棄物排出量            | 2020（令和2）年度比で <b>10%以上削減</b>  |
| 4 水使用量、コピー枚数及び用紙購入量 | 2020（令和2）年度比で <b>10%以上削減</b>  |

### 1. 温室効果ガスの総排出量（CO<sub>2</sub>換算） 10.6%削減

（CO<sub>2</sub>換算、単位：t-CO<sub>2</sub>）

年度	CO <sub>2</sub> （二酸化炭素）	CH <sub>4</sub> （メタン）	N <sub>2</sub> O （一酸化二窒素）	HFC （ハイドロフル オロカーボン）	総排出量
H25	19,575.9	171.4	357.6	3.4	20,108.2
R4	17,435.5	186.1	389.8	3.5	18,014.9
R5	17,484.5	201.9	293.8	3.2	17,983.3
対R4比	100.3%	108.5%	75.4%	91.4%	99.8%
対H25比	89.3%	117.8%	82.2%	94.1%	89.4%

#### （1）CO<sub>2</sub>排出量について

- 基準年度（2013（平成25）年度）比で **10.7%削減** 前年度（2022（令和4）年度）比で **0.3%増加**

CO<sub>2</sub>排出量については、電気由来とするものが最も多く、全体の71.0%を占めている。また、参考の排出源別排出量を見ると、電気由来の排出量は、基準年度から14.5%削減していることから、CO<sub>2</sub>排出量削減の主な要因は、電気使用に係るものであると考える。消費電力量については、小中学校の教室へのエアコン設置等により基準年度よりも増加しているものの、再生可能エネルギーの割合が高い電力プランを選択することで、CO<sub>2</sub>排出量自体は減少している。

逆に前年度からの増加については、能登半島地震被災地支援により給水車の走行距離が増加したことや、給食センターにおけるレンタルエアコンの使用期間が延びたことにより、電源として利用している発電機の使用期間も延長されたこと等により、軽油の使用量が12.5%増加したことが主な要因である。

今後も、計画的な省エネ改修等を進め、職員に対する節電の推進を徹底し、電力消費量の削減に努めていく。

#### （2）CH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>O排出量について

- CH<sub>4</sub>：基準年度（2013（平成25）年度）比で **17.8%増加** 前年度（2022（令和4）年度）比で **8.5%増加**
- N<sub>2</sub>O：基準年度（2013（平成25）年度）比で **17.8%削減** 前年度（2022（令和4）年度）比で **24.6%削減**

CH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>O排出量については、下水処理由来とするものが最も多く、全体の97.3%以上を占めていることから、CH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>O排出量増減の主な要因は、下水処理に係るものであると考える。

昨年度からのN<sub>2</sub>O排出量の減少については、上水の給水量が減少したことによる下水処理量の減少が要因である。同様に、CH<sub>4</sub>の排出量も減少しているが、温室効果をCO<sub>2</sub>基準に合わせるための地球温暖化係数が前年度よりも10.7%増加（25CO<sub>2</sub>/CH<sub>4</sub>→28CO<sub>2</sub>/CH<sub>4</sub>）したため結果的に増加した。昨年と同様の係数を用いて算出した場合、2023（令和5）年度の値は180.3t-CO<sub>2</sub>となり、前年度より3.2%減少している。

今後も、下水処理量増加の一因である不明水量を削減するため、下水道管の修繕を計画的に進めていく。

## 排出源別排出量

(CO2 換算、単位：t-CO2)

年度	電気	都市ガス プロパンガス	その他燃料	公用車	下水処理	総排出量
H25	14,932.3	2,931.3	1,319.6	410.8	514.3	20,108.2
R4	12,813.8	3,416.2	872.0	350.0	563.1	18,014.9
R5	12,765.9	3,468.3	894.2	372.7	482.1	17,983.3
対 R4 比	99.6%	101.5%	102.5%	106.5%	85.6%	99.8%
対 H25 比	85.5%	118.3%	67.8%	90.7%	93.7%	89.4%

※合計及び総排出量は、四捨五入により必ずしも一致しない

## 部門別排出量

(CO2 換算、単位：t-CO2)

年度	一般事務	上水道	下水道	消防団	学校	病院	指定管理	総排出量
H25	3,863.6	3,008.6	2,590.4	13.1	1,390.5	6,732.0	2,509.9	20,108.2
R4	3,155.0	2,329.9	2,404.3	9.7	1,420.8	6,365.6	2,329.6	18,014.9
R5	3,288.9	2,335.7	2,210.4	9.9	1,448.7	6,293.3	2,396.5	17,983.3
対 R4 比	104.2%	100.2%	91.9%	102.1%	102.0%	98.9%	102.9%	99.8%
対 H25 比	85.1%	77.6%	85.3%	75.6%	104.2%	93.5%	95.5%	89.4%

※合計及び総排出量は、四捨五入により必ずしも一致しない

## 排出源別排出量及び部門別排出量について

プロパンガス・都市ガス由来の排出量は、基準年度と比較し 18.3%増加しており、その他燃料由来の排出量は、32.2%削減している。

主な要因は、大洲温水プールの温水用ボイラーを灯油ボイラーからガスボイラーへ更新（2018年）したため、都市ガス使用量が増加し、灯油使用量が削減されたためである。西益津温水プールにおいても同様のボイラー更新を実施（2019年）しているが、老朽化によるつり天井の緊急撤去による施設の断熱性能の低下により、空調用の灯油使用量が増加しているため、施設として灯油使用量の削減には至っていない。

また、部門別排出量については、市内全小中学校の普通教室等に空調設備を設置（2019年）したため、消費電力及び都市ガスが基準年度と比べ増加しているが、その他の部門については減少している。

小中学校の空調設備については、マニュアルを整備し、未利用時の電源 OFF を徹底する等、省エネ運用を推進しているが、近年の地球温暖化の影響による気温上昇から運転日数は増加しているため、基準年度からの削減は厳しい状況にある。

## 2. エネルギー使用量（原油換算） 5.0%増加

(kL)

年度	市長部局	教育委員会	総合病院	合計
R2	4,480	1,439	3,505	9,424
R4	4,742	1,461	3,539	9,742
R5	4,814	1,480	3,597	9,891
対 R4 比	101.5%	101.3%	101.6%	101.5%
対 R2 比	107.5%	102.8%	102.6%	105.0%

### エネルギー使用量（原油換算）について

#### ●基準年度（2020（令和2）年度）比で 5.0%増加

エネルギー使用量については、電気由来とするものが最も多く、全体の77.5%を占めている。また、電気由来のエネルギー使用量は、前年度から1.5%増加していることから、エネルギー使用量増加の主な要因は、電力使用に係るものであると考えられる。

電力使用を由来とするエネルギー消費量増加の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症が縮小したことにより、公共施設や指定管理施設等の施設利用が増加し、電力使用量が増加（400,849kWh増）したためである。

今後も職員に対する節電の推進を徹底するとともに、エネルギー効率を維持するためのメンテナンスや計画的な省エネ改修等を進めることが必要である。また、空調等の設備を新設・更新した施設等に対しては、新設の設備についての運用基準を設け、省エネを考慮した設備運用に努める。

## 3. 廃棄物排出量 0.8%削減

(kg)

年度	可燃ごみ	廃プラスチック	新聞紙	新聞紙以外の紙類	資源・不燃ごみ	合計
R2	277,507.2	76,471.2	9,083.8	107,030.6	152,242.4	622,335.2
R4	308,193.8	84,492.0	7,026.1	116,056.5	110,566.8	626,335.2
R5	299,764.9	85,002.2	6,802.4	116,078.9	110,008.9	617,657.2
対 R4 比	97.3%	100.6%	96.8%	100.0%	99.5%	98.6%
対 R2 比	108.0%	111.2%	74.9%	108.5%	72.3%	99.2%

### 廃棄物排出量について

#### ●基準年度（2020（令和2）年度）比で 0.8%減少

廃棄物排出量については、可燃ごみが最も多く、全体の48.5%を占めている。次いで新聞紙以外の紙類の排出量が多い。今年度は資源・不燃ごみ、新聞紙の項目において基準年度より廃棄物排出量が減少しているが、その他の項目については増加している。

廃棄物の総排出量が減少した主な要因としては、学校において、ごみの分別の徹底を行ったこと、ペーパーレスの推進等により、廃棄されるごみが減少したことが要因である。

また、学校では、PTAの奉仕活動で新聞紙の回収を行っているため、新聞紙が減少している。今後は、廃棄物の削減を図るため、庁内へ各部署での分別や再利用を推進する。



**4. 水使用量** 5.2%増加  
**コピー枚数** 13.4%削減  
**用紙購入量** 8.0%削減

年度	水使用量 (m <sup>3</sup> )	コピー枚数 (枚)	用紙購入量 (枚)
R2	342,649	10,746,864	31,674,003
R4	360,912	9,840,888	29,750,324
R5	360,409	9,301,861	29,146,875
対 R4 比	99.9%	94.5%	98.0%
対 R2 比	105.2%	86.6%	92.0%

**水使用量について**

●基準年度（2020（令和2）年度）比で 5.2%増加

基準年度と比較し、約 18,000 m<sup>3</sup>増加している。主な要因としては、西益津温水プール、大洲温水プールにおいて複数回の清掃やメンテナンスのために水の張替え回数が増加したことにより、水道使用量が増加（約 4,800 m<sup>3</sup>）したことが要因である。前年度は、台風 15 号による設備故障により井戸水の代わりに上水を利用したことで、水道使用量が増加していたため、前年度比においては減少した。

今後も引き続き、各施設等における節水を徹底し、施設利用者に対しても啓発することで、水使用量の削減に努める。

**コピー枚数及び用紙購入量について**

●コピー枚数：基準年度（2020（令和2）年度）比で 13.4%削減

●用紙購入量：基準年度（2020（令和2）年度）比で 8.0%削減

コピー枚数については、基準年度と比較し、約 1,445,000 枚削減されている。主な要因としては、組織全体でペーパーレス化の推進に努めたことにより、本庁舎に設置されている共同コピー機でのコピー枚数が削減（125,373 枚）されたためである。また学校では、学校だより等の保護者向けの連絡をメール配信に切り替えたことや、職員会議を PC 上の資料を見ながら実施するなどのペーパーレスに係る取組を推進したことで、コピー枚数の削減（266,016 枚）につながった。

用紙購入量については、基準年度と比較し、約 2,527,000 枚削減されている。主な要因はコピー枚数同様に、小中学校で学校だより等の保護者向けの連絡をメール配信で行ったことやタブレットを活用した授業の実施により、用紙購入量の削減につながった。

今後も、公文書の電子化やスキャナー等の読取機器の導入を推進し、文書のデータ化により紙資源の消費削減に努める。



## II 苦情処理の部

## 1. 苦情発生状況

苦情は、生活環境の変化や景気状況を反映し、公害の実態をあらわします。市民から寄せられた苦情の件数は、次表のとおりです。

近年は、公害関係法による規制の強化、企業の公害防止に対する認識の向上等により、広域的なもの緊急性の高い深刻な公害は殆どないものの、苦情発生源は「建設・土木工事」、「家庭生活」、「飲食店」など多様化しています。令和5年度においては、騒音の苦情が29件と全体の38%を占めました。それ以外には大気汚染が26件、悪臭が14件ありました。

表1 年度別苦情発生件数の推移

種類 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
大気汚染	12	23	15	13	9	10	11	5	37	26
水質汚濁	7	9	8	5	0	3	4	5	6	7
騒音	16	8	16	12	8	11	11	9	24	29
振動	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0
悪臭	13	4	9	8	12	8	6	8	11	14
その他	0	0	0	3	2	1	0	0	5	0
合計	48	44	48	43	31	34	32	27	84	76

表2 令和5年度 月別苦情発生件数

種類 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大気汚染	1	1	0	3	2	0	3	5	3	5	1	2	26
水質汚濁	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	7
騒音	1	2	3	3	3	1	2	2	5	2	3	2	29
振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	2	1	1	2	1	1	2	2	1	0	0	1	14
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	4	5	8	6	2	8	9	9	7	6	6	76

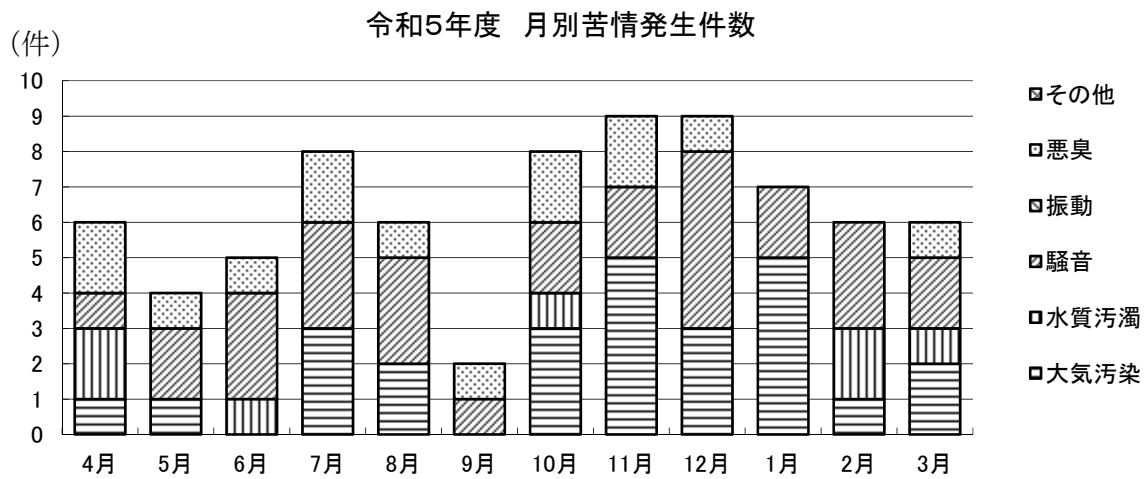
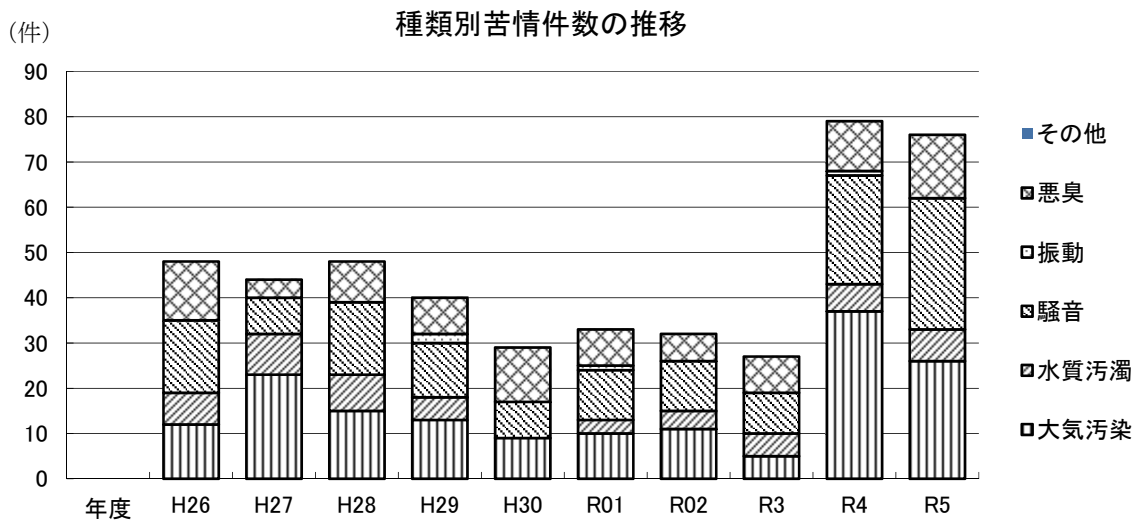


図1 令和5年度 苦情件数

表3 令和5年度 発生源の主な業種別苦情件数

業種 種類	農林業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給業	運輸・ 通信業	卸売・小売業 飲食店・宿泊業	サービス業	その他	計
大気汚染	7	5	1	0	0	0	0	13	26
水質汚濁	0	0	4	0	0	0	0	3	7
騒音	2	7	6	0	0	0	0	14	29
振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	3	0	2	0	0	0	0	9	14
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12	12	13	0	0	0	0	39	76

### Ⅲ 大気の一部

# 1. 大気汚染の現状

## 1) 大気汚染の監視状況

市は大気汚染の現状を把握するために、昭和 48 年度末より簡易測定法による硫黄酸化物、降下ばいじん、二酸化窒素の測定を実施しています。

昭和 56 年度末には高柳地区に環境大気測定局を設け、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、炭化水素、風向風速、気温の自動計測を実施し、更に平成 28 年 11 月から県の設置により微小粒子状物質の計測も実施しています。

県では、常時監視体制を強化するために、昭和 45 年度にテレメータ・システムを導入し、高柳大気測定局については昭和 62 年度にテレメータ化を行いました。それに伴ってデータ処理の高速化、高度化が図られています。

また、県では自動車排出ガスの大気への影響を調査するため平成 4 年度末に島田岡部線沿いの藤枝北高等学校の校内に自動車排出ガス測定局を設け、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、炭化水素、微小粒子状物質、風向風速の自動計測を実施しています。

### テレメータ・システム

tele (遠い) と meter (計量器) を組み合わせた語で、遠方の測定データを無線または有線で送受信し、データを収集処理する装置。

当市の場合は、有線で高柳大気測定局のデータを県へ送信するシステムを導入している。

表 1 大気汚染測定地点及び測定項目

測定地点	二酸化硫黄		浮遊 粒子状 物質	降下 ばい じん	二酸化窒素		一酸化 炭素	光化学 オキシ ダント	炭化 水素	微小 粒子状 物質	風向 風速
	① (注1)	② (注1)			① (注2)	② (注2)					
広幡小学校		○		○		○					
西益津小学校		○		○		○					
大洲温水プール		○		○		○					
高洲中学校		○		○		○					
藤枝市役所		○		○		○					
岡部支所						○					
高柳大気測定局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤枝北高自排局			○		○		○		○	○	○

注 1 : 二酸化硫黄①は、自動測定方式 (溶液導電率法) による測定

〃 ②は、簡易測定方式 (二酸化鉛法) による測定

注 2 : 二酸化窒素①は、自動測定方式 (吸光光度法) による測定

〃 ②は、簡易測定方式 (フィルターバッチ法) による測定

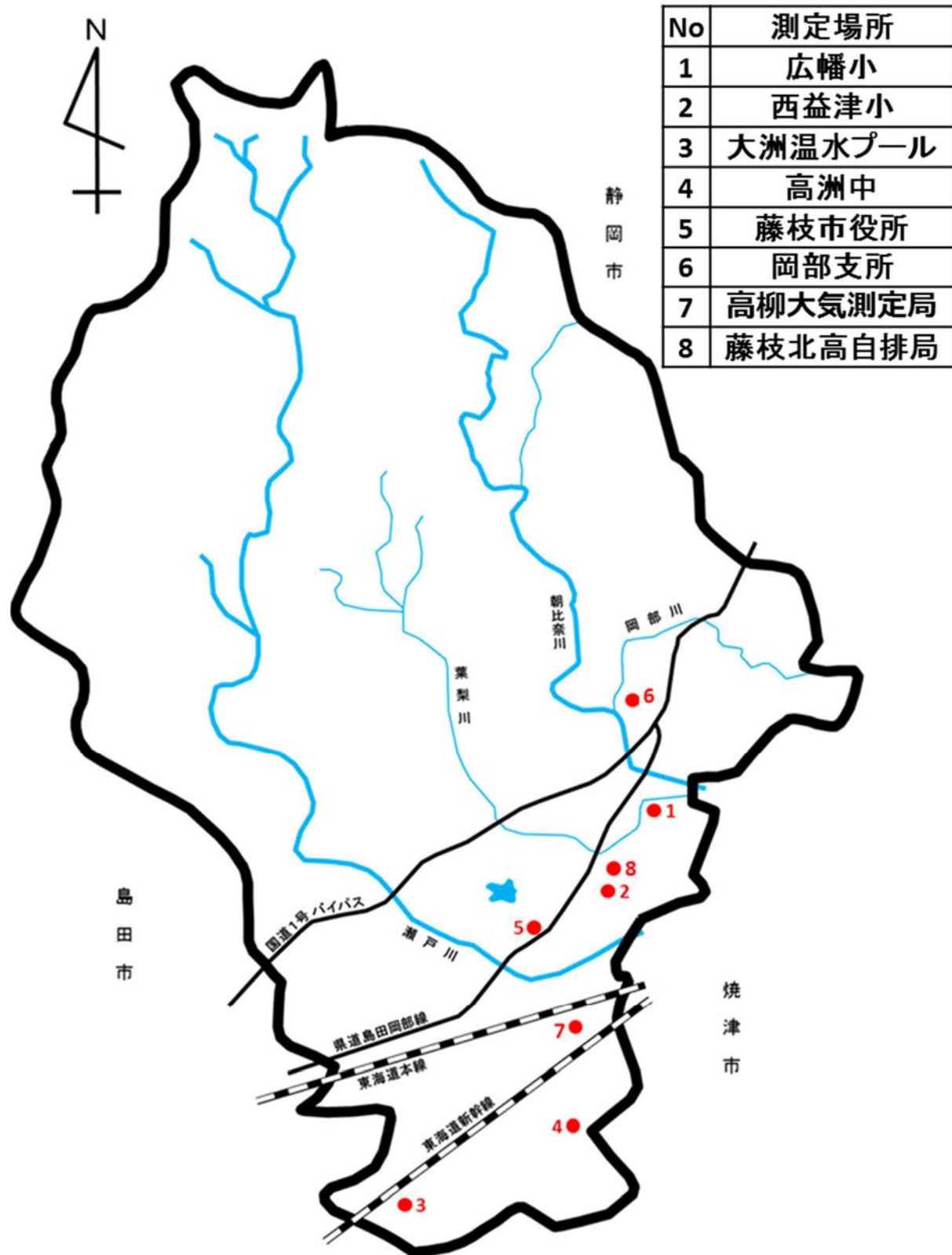


図1 大気汚染測定地点



## 2) 環境基準の達成状況

人の健康を保護し生活環境を保全されることが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質についての環境基準が表2のとおり定められています。

表2 大気汚染の環境基準（短・長期的評価）

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	—	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの（1日平均値の2%除外値）について行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。			年間における1日の平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。		
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	昼間（5時～20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

（備考）年間の測定時間が6,000時間（微小粒子状物質は250日）未満の場合には、長期的評価において評価対象としないこととなっている。

※ppmとは「parts per million」の略称で、100万分の1を表します。

例えば、1ppmとは、空気1m<sup>3</sup>中に物質が1cm<sup>3</sup>含まれるという意味です。

項目ごとの環境基準の達成状況は表3のとおりです。なお、環境基準の達成状況は長期的評価により評価しました。

表3 環境基準達成状況 (○達成 ×未達成)

測定局名	物質名	年度									
		H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
高柳市(市有局) 大気測定局	二酸化硫黄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一酸化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
藤枝北高(県有局) 自排局	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一酸化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	微小粒子状物質	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○

### 3) 測定項目について

#### ①二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

SO<sub>2</sub>はかつて工場、事業所における重油等、化石燃料の燃焼に伴って発生し、呼吸器系器官に対して影響を及ぼすこと、並びに浮遊粒子状物質や窒素酸化物と共存によりその影響が強められることなどにより、大気汚染物質の主役でした。近年は硫黄分を含まない液化天然ガスなどへの「燃料転換」が進み、大気中の濃度は大きく低下しています。

#### ②-1 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に存在するSPMは、大気中に浮遊する10ミクロン以下の粒子状物質で、物の燃焼によって発生するばいじん、粉碎工程等から生じる粉じん、風や自動車による土砂の舞い上がり、海から運ばれてくる海塩粒子のほか、工場、交通機関、家庭等の人為的な原因によって発生するものや、自然的な原因によって発生するものも含まれています。

これらの粒子状物質はその発生原因により、地域、季節、時刻、気象等、様々な要因の影響を受け、その濃度及び粒度分布も複雑に変動します。

#### ②-2 降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中のすす、粉じん等の粒子状物質のうち、比較的粒子が大きく、自己の重量や雨によって沈降するばい煙、粉じんその他の不純物です。

市内の降下ばいじんによる汚染度の傾向を把握するため、ダストジャーを市内6ヶ所に設置し、測定を行っています。

※ダストジャーとは、降下ばいじんを捕集する器具。雨水とともに降下したばいじんを1ヶ月ごとに採取する。

### ③一酸化炭素 (CO)

COによる大気汚染は、車社会の進展とともに進行したものであり、燃料の不完全燃焼により発生するものです。

COによる大気汚染のうち、自動車排出ガスの占める割合が極めて高いとされています。

### ④二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

NO<sub>2</sub>による大気汚染は、物の燃焼により発生する一酸化窒素 (NO) が大気中で酸化されることによって生じるもののほか、自然界から排出されるものなどがあります。

NO<sub>2</sub>は、それ自体有害であるだけでなく、強い太陽光線 (紫外線) の照射により炭化水素 (HC) と反応して光化学オキシダントの原因物質となる他、酸性雨の原因物質の一つとも言われています。

この物質の規制は工場とともに自動車排出ガスにも及び、その効果が今後の課題となっています。

### ⑤光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

O<sub>x</sub>は、目に対する刺激、あるいは呼吸器系器官への短期的な影響を与える物質として夏季に問題となります。

この物質は、工場や自動車などから排出される窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) や炭化水素 (HC) 等が太陽からの紫外線によって、化学変化 (光化学反応) を起こして生成されたオゾン (O<sub>3</sub>) 等のことを示します。

### ⑥非メタン炭化水素 (N-CH<sub>4</sub>)

地球上に存在するガス状の炭化水素 (HC) の大部分は、自然界で有機物が分解醗酵して発生するメタンガス (CH<sub>4</sub>) ですが、これは環境悪化の要因とはなりにくいと言われています。これに対して、石炭、石油 (特にガソリン) の燃焼や塗料等の有機溶剤の気化によって発生する N-CH<sub>4</sub> は、CH<sub>4</sub> に比べて量的には少ないものの、窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) とともに光化学オキシダント (O<sub>x</sub>) の発生原因物質の一つと言われています。

現在、N-CH<sub>4</sub>は、環境基準の設定はありませんが、O<sub>x</sub>の生成防止のため、昭和51年8月に中央公害対策審議会より指針値が示されています。

※非メタン炭化水素の指針値

光化学オキシダントの環境基準である1時間値0.06ppmに対応する非メタン炭化水素の濃度は、午前6時から9時の3時間平均値が0.20ppmC~0.31ppmCの範囲にあることとされています。

### ⑦ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程等で生成してしまう物質です。その毒性は、発がん性、生殖毒性など多岐にわたると言われていますが、通常の生活の中で摂取する量では健康影響は生じません。

### ⑧微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している2.5μm (1μmは1mmの千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM:10μm以下の粒子) よりも小さな粒子です。PM2.5は非常に小さいため (髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)、窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、揮発性有機化合物 (VOC) などのガス状大気汚染物質が、主として大気環境中での化学反応により粒子化したものがあります。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のものさらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

#### 4) 測定結果

##### ①二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

自動機器による測定を、高柳大気測定局（市有局）で行っています。測定結果は表4のとおりであり、環境基準の0.04ppmを大きく下回っています。

また、二酸化鉛法による硫黄酸化物の簡易測定を市内4ヶ所で行いました。その結果は図3のとおりであり、近年においては、ほぼ横ばい状態で推移しています。表の判定基準では『第1度』にも満たない値となっています。

表4 高柳大気測定局 月別 SO<sub>2</sub>

令和5年度 月別	1時間値の1日平均値			1時間値	
	平均値	最高値	有効日数	最高値	有効時間
	ppm	ppm	日	ppm	時間
4月	0.001	0.001	30	0.005	716
5月	0.000	0.001	31	0.004	739
6月	0.000	0.001	30	0.004	716
7月	0.000	0.002	31	0.007	740
8月	0.000	0.001	31	0.005	739
9月	0.000	0.001	30	0.004	716
10月	0.000	0.001	29	0.003	709
11月	0.001	0.002	30	0.003	715
12月	0.001	0.001	31	0.005	740
1月	0.000	0.001	31	0.004	737
2月	0.001	0.003	28	0.008	687
3月	0.000	0.001	31	0.005	740
通年	0.000	0.003	363	0.008	8,694

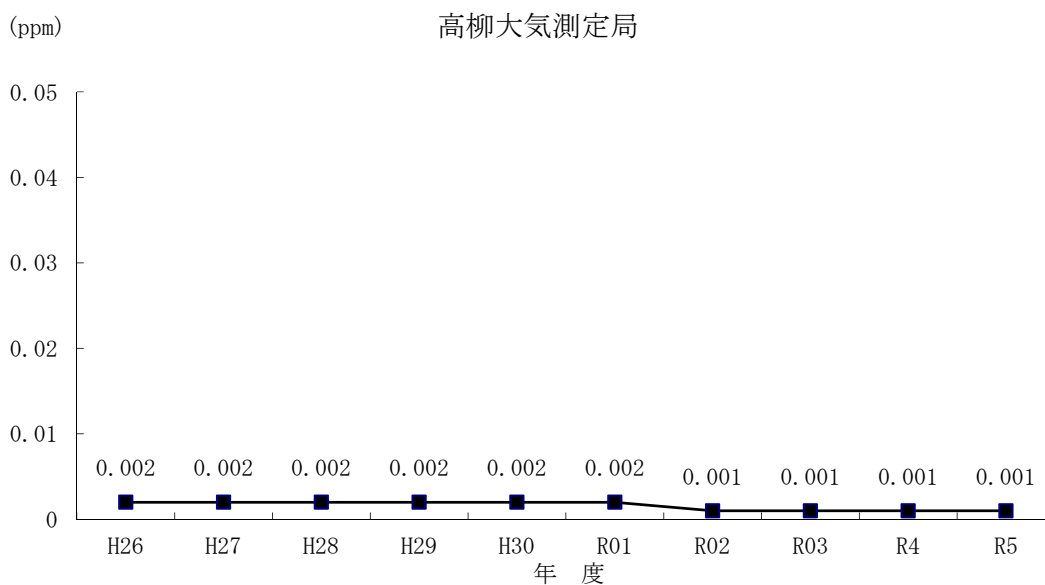
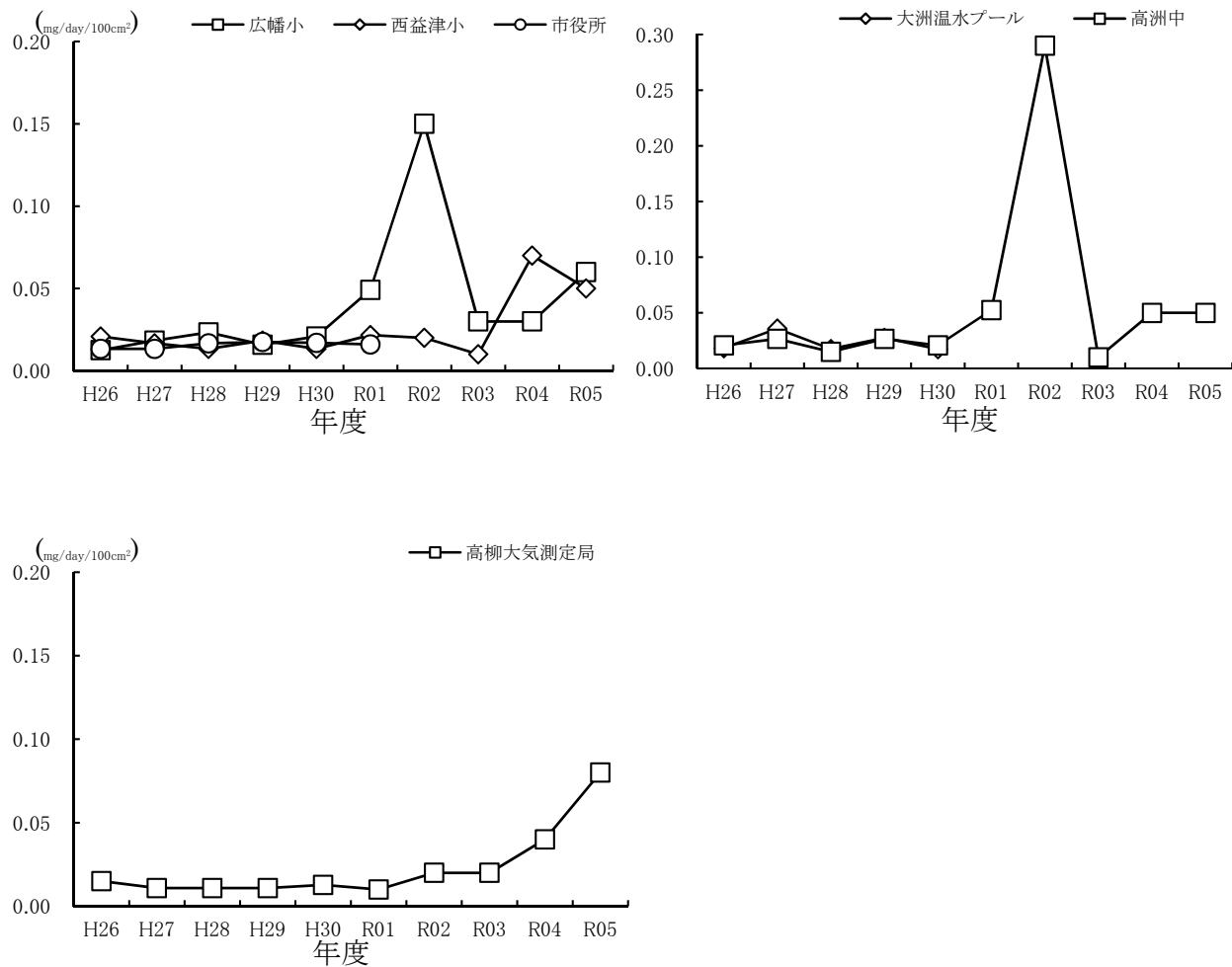


図2 二酸化硫黄経年変化 (日平均値の2%除外値)



注1：大洲温水プールは設備故障のため、令和元年度から欠測  
 注2：市役所は設備故障のため、令和2年度から欠測

図3 二酸化鉛法による硫黄酸化物の経年変化

表5 二酸化鉛法による硫黄酸化物汚染度の測定基準

汚染度	SO <sub>3</sub> (mg/day/100cm <sup>2</sup> )	評価
第1度	0.5以上 1.0未満	軽微な汚染
第2度	1.0以上 2.0未満	普通度の汚染
第3度	2.0以上 3.0未満	中程度の汚染
第4度	3.0以上 4.0未満	やや高度の汚染
第5度	4.0以上	高度の汚染

**二酸化鉛法 (PbO<sub>2</sub>法)**

大気中の硫黄酸化物簡易測定法の一つ。

二酸化鉛を塗布した布を円筒に巻きつけたものをシェルターに入れて1ヶ月間大気中に暴露し、二酸化鉛と大気中の硫黄酸化物が化合して生じた硫酸塩の硫酸銀を計量するもの。

## ②浮遊粒子状物質（SPM）・降下ばいじん

自動機器による測定を、市有局と県有局で行っています。両局舎の測定結果は表6、表7のとおりであり、両局舎とも環境基準の0.10 mg/m<sup>3</sup>を下回っています。

また、降下ばいじんについては、市内5ヶ所で簡易測定を行いました。結果は図5のとおりです。

表6 高柳大気測定局 月別SPM

令和5年度 月別	1時間値の1日平均値			1時間値	
	平均値	最高値	有効日数	最高値	有効時間
	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	日	mg/m <sup>3</sup>	時間
4月	0.014	0.029	30	0.043	719
5月	0.011	0.025	31	0.042	743
6月	0.015	0.030	30	0.067	719
7月	0.019	0.039	31	0.091	743
8月	0.017	0.066	31	0.155	742
9月	0.011	0.026	30	0.055	718
10月	0.008	0.014	29	0.030	704
11月	0.009	0.022	28	0.033	685
12月	0.006	0.017	31	0.031	743
1月	0.005	0.010	31	0.028	743
2月	0.006	0.013	28	0.030	690
3月	0.008	0.026	31	0.039	743
通年	0.011	0.066	361	0.155	8,692

表7 藤枝北高自排局 月別SPM

令和5年度 月別	1時間値の1日平均値			1時間値	
	平均値	最高値	有効日数	最高値	有効時間
	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	日	mg/m <sup>3</sup>	時間
4月	0.017	0.031	30	0.043	718
5月	0.015	0.030	31	0.051	743
6月	0.017	0.028	30	0.042	719
7月	0.018	0.031	31	0.044	741
8月	0.013	0.046	31	0.060	743
9月	0.013	0.027	30	0.040	717
10月	0.011	0.016	31	0.033	742
11月	0.011	0.025	30	0.031	719
12月	0.009	0.019	31	0.037	743
1月	0.006	0.010	29	0.021	713
2月	0.007	0.014	29	0.027	695
3月	0.010	0.029	31	0.034	743
通年	0.012	0.046	364	0.060	8,736



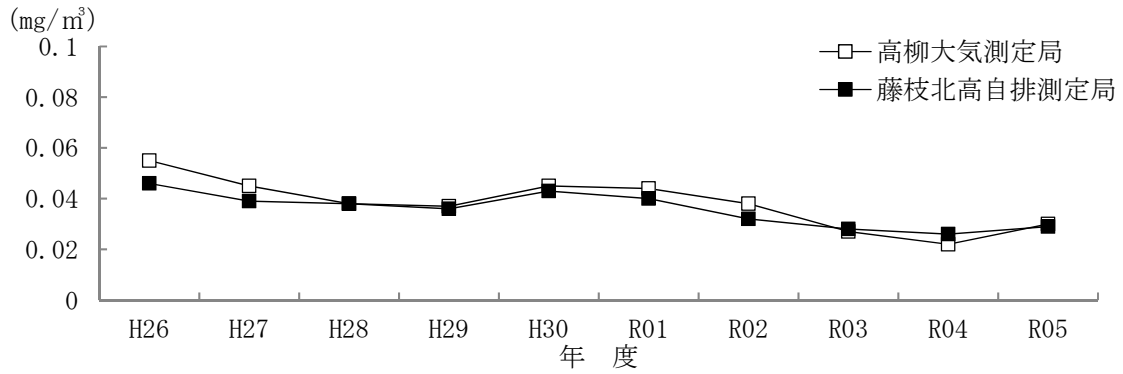
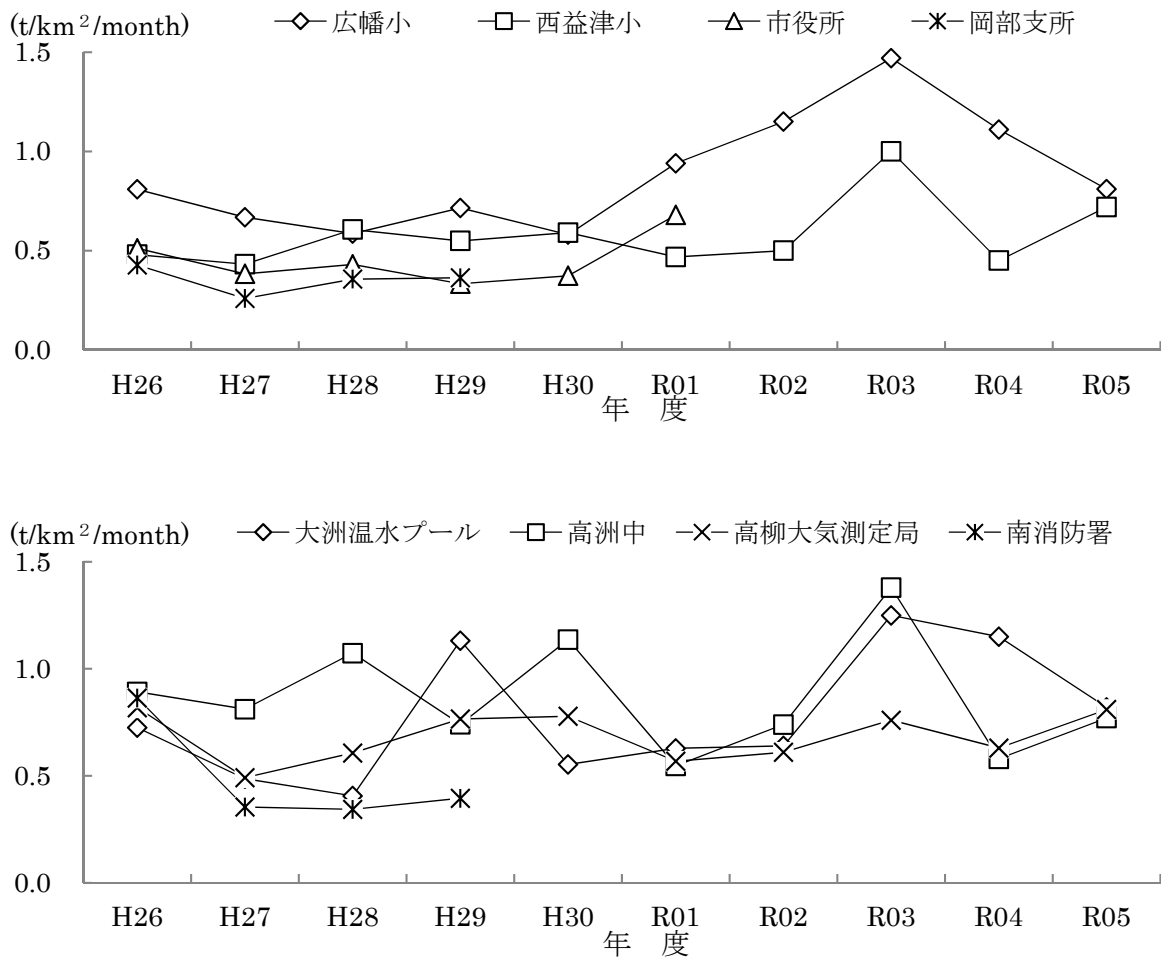


図4 浮遊粒子状物質経年変化（日平均値の2%除外値）



注1：岡部支所は平成21年4月から平成30年3月まで測定実施  
 注2：南消防署は平成30年3月まで測定実施  
 注3：市役所は設備故障のため、令和2年度から欠測

図5 ダストジャーによる降下ばいじんの経年変化

### ③一酸化炭素 (CO)

自動機器による測定を、市有局と県有局で行っています。両局舎の測定結果は表8、表9のとおりであり、両局舎とも環境基準の10ppmを大きく下回っています。

表8 高柳大気測定局 月別CO

令和5 年度 月別	1時間値の1日平均値			
	平均値	最高値	有効日数	10ppmを 超えた日
	ppm	ppm	日	
4月	0.0	0.1	30	0
5月	0.0	0.0	31	0
6月	0.0	0.1	30	0
7月	0.0	0.0	31	0
8月	0.0	0.1	31	0
9月	0.0	0.0	30	0
10月	0.0	0.1	29	0
11月	0.0	0.1	30	0
12月	0.1	0.2	31	0
1月	0.0	0.1	31	0
2月	0.1	0.2	28	0
3月	0.0	0.3	31	0
通年	0.0	0.2	363	0

表9 藤枝北高自排局 月別CO

令和5 年度 月別	1時間値の1日平均値			
	平均値	最高値	有効日数	10ppmを 超えた日
	ppm	ppm	日	
4月	0.1	0.2	30	0
5月	0.1	0.2	31	0
6月	0.1	0.2	30	0
7月	0.1	0.1	27	0
8月	0.1	0.1	31	0
9月	0.1	0.2	29	0
10月	0.1	0.2	31	0
11月	0.2	0.2	30	0
12月	0.2	0.2	31	0
1月	0.2	0.3	31	0
2月	0.2	0.2	29	0
3月	0.2	0.2	31	0
通年	0.1	0.3	361	0

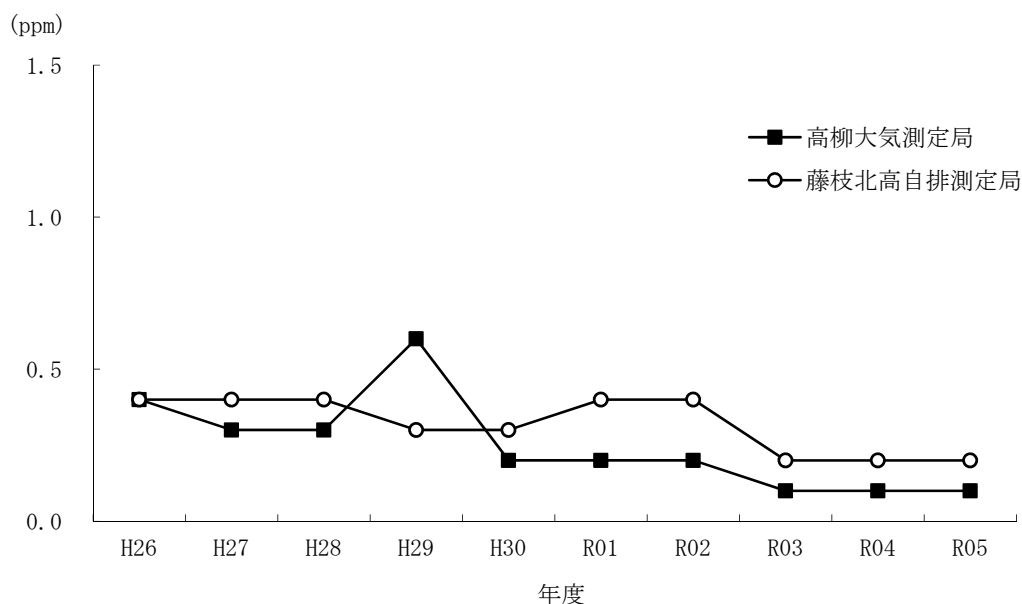


図6 一酸化炭素経年変化（日平均値の2%除外値）

#### ④二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

自動機器による測定を市有局と県有局で行っています。両局舎の測定結果は表 10、表 11 のとおりであり、環境基準の 0.06ppm を下回っています。

また、フィルターバッチ法による簡易測定を市内 7ヶ所で行いました。その結果は図 8 のとおりであり、全ての測定地点において、低い値で推移しています。

さらに、NO<sub>2</sub>の発生源が工場や事業所だけでなく自動車等にも起因するため、市内主要交差点 19ヶ所においても簡易測定を行っています。測定結果は表 12 のとおりであり、大型車等の自動車排出ガスの影響も大きいと考えられます。

表 10 高柳大気測定局 月別 NO<sub>2</sub>

令和5年度 月別	1時間値の1日平均値			1時間値	
	平均値	最高値	有効日数	最高値	有効時間
	ppm	ppm	日	ppm	時間
4月	0.006	0.010	30	0.020	716
5月	0.005	0.010	31	0.018	737
6月	0.005	0.009	30	0.015	716
7月	0.004	0.007	31	0.014	740
8月	0.004	0.005	11	0.011	262
9月	0.005	0.007	29	0.013	700
10月	0.006	0.011	31	0.025	739
11月	0.007	0.014	28	0.021	686
12月	0.009	0.018	31	0.026	740
1月	0.007	0.015	31	0.034	738
2月	0.007	0.013	28	0.024	687
3月	0.006	0.012	31	0.024	739
通年	0.006	0.018	342	0.034	8,200

表 11 藤枝北高自排局 月別 NO<sub>2</sub>

令和5年度 月別	1時間値の1日平均値			1時間値	
	平均値	最高値	有効日数	最高値	有効時間
	ppm	ppm	日	ppm	時間
4月	0.008	0.013	30	0.025	714
5月	0.006	0.011	31	0.018	737
6月	0.007	0.011	30	0.018	715
7月	0.006	0.009	31	0.016	738
8月	0.004	0.008	31	0.011	738
9月	0.005	0.010	29	0.017	700
10月	0.008	0.012	31	0.025	739
11月	0.009	0.016	30	0.026	714
12月	0.010	0.016	31	0.027	738
1月	0.008	0.017	31	0.029	738
2月	0.009	0.014	29	0.030	691
3月	0.007	0.011	31	0.024	738
通年	0.007	0.017	365	0.030	8,700

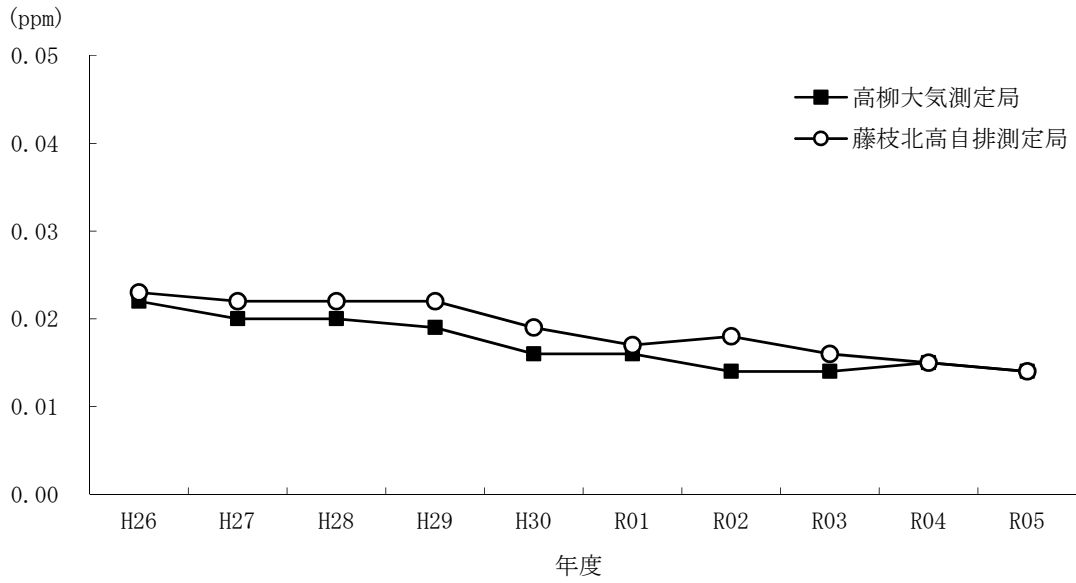


図7 二酸化窒素経年変化（日平均値の年間98%値）

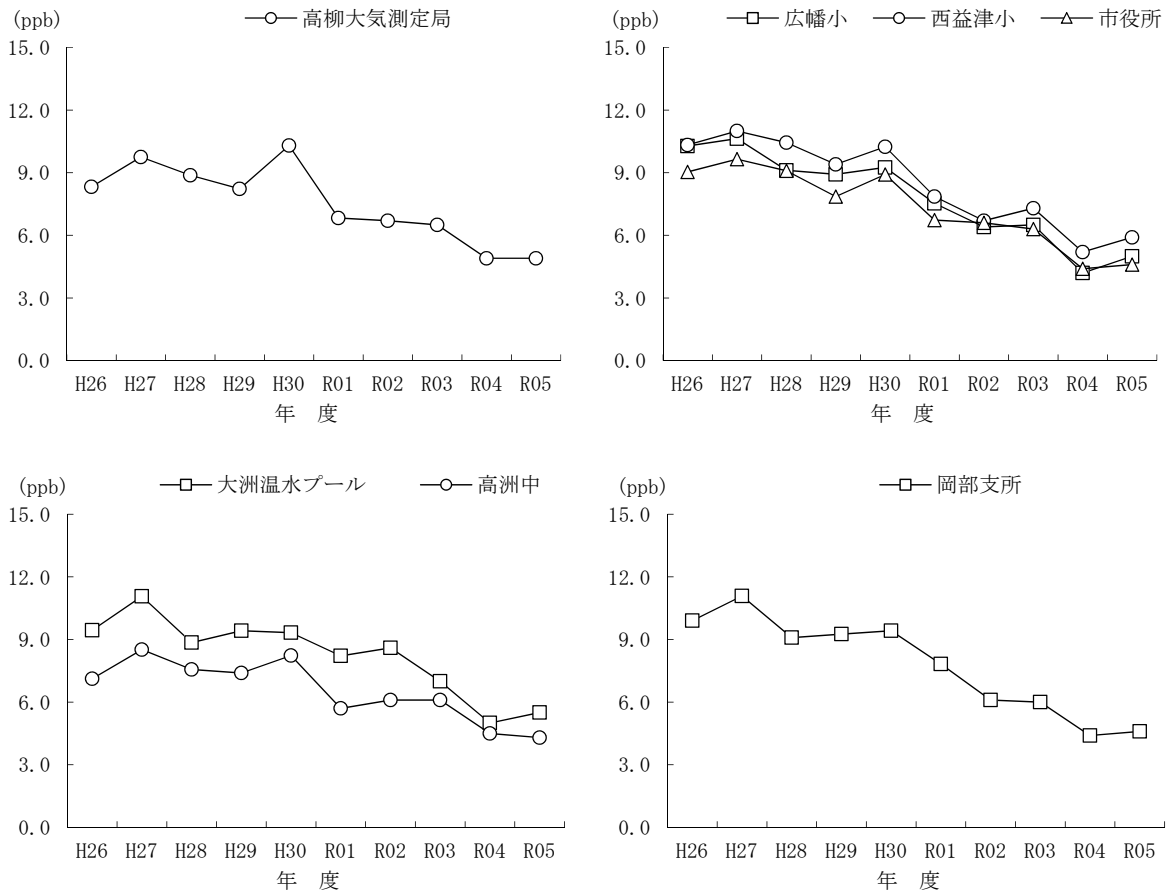


図8 フィルターバッチ法によるNO<sub>2</sub>の経年変化

表 12 市内主要交差点におけるフィルターバッチ法による NO<sub>2</sub> 測定結果

(単位：ppb)

No.	調査場所		測定結果				
			R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
1	国道1号バイパス	谷稲葉トンネル手前	21.5	28.4	19.9	21.4	11.7
2	〃	藪田西インター付近	23.8	25.4	20.1	19.3	11.3
3	県道島田岡部線	横内交差点	11.1	17.2	13.3	12.0	7.4
4	〃	仮宿交差点	12.9	15.6	12.0	11.7	8.0
5	〃	水守交差点	8.1	12.7	8.5	8.7	5.4
6	市道水守岡出山入口線	大手バス停交差点	6.7	13.2	9.5	9.0	6.2
7	県道島田岡部線	大手交差点	11.1	14.6	10.7	8.7	6.8
8	県道藤枝黒俣線	千歳交差点	8.4	10.7	7.6	8.9	5.4
9	県道島田岡部線	岡出山交差点	8.6	13.2	10.2	8.9	6.1
10	〃	上青島三叉路	6.2	9.2	5.3	5.7	3.3
11	〃	青木交差点	5.8	9.5	8.0	7.2	5.0
12	東名高速道路	焼津バス停	19.9	22.6	18.7	17.9	11.7
13	県道上青島焼津線	駅前交差点	8.3	11.9	7.5	7.2	4.2
14	〃	築地交差点	8.6	16.3	11.3	12.9	6.8
15	県道藤枝大井川線	藤枝消防署南分署北側交差点	6.6	12.0	8.0	8.4	3.8
16	市道長楽寺高洲線	住友パークライト南側交差点	8.4	13.1	10.7	11.3	5.1
17	県道堀之内青島線	藤枝市民グラウンド前交差点	7.1	10.6	7.4	6.9	6.0
18	県道藤枝静岡線	岡部支所前交差点	6.4	11.4	6.7	8.9	7.8
19	国道1号バイパス	廻沢口交差点	16.5	13.5	12.7	11.7	6.4

単位について

ppm：100万部中の幾部であるかを示す分率。大気汚染では1cc/1000Lの汚染物質濃度を1ppmで示す。水質汚濁では1L中に1mg汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmで示すが、この場合、1mg/kgと1mg/Lを同一とみなしている。

ppb：10億部中の幾部であるかを示す分率。1ppmの1/1000。

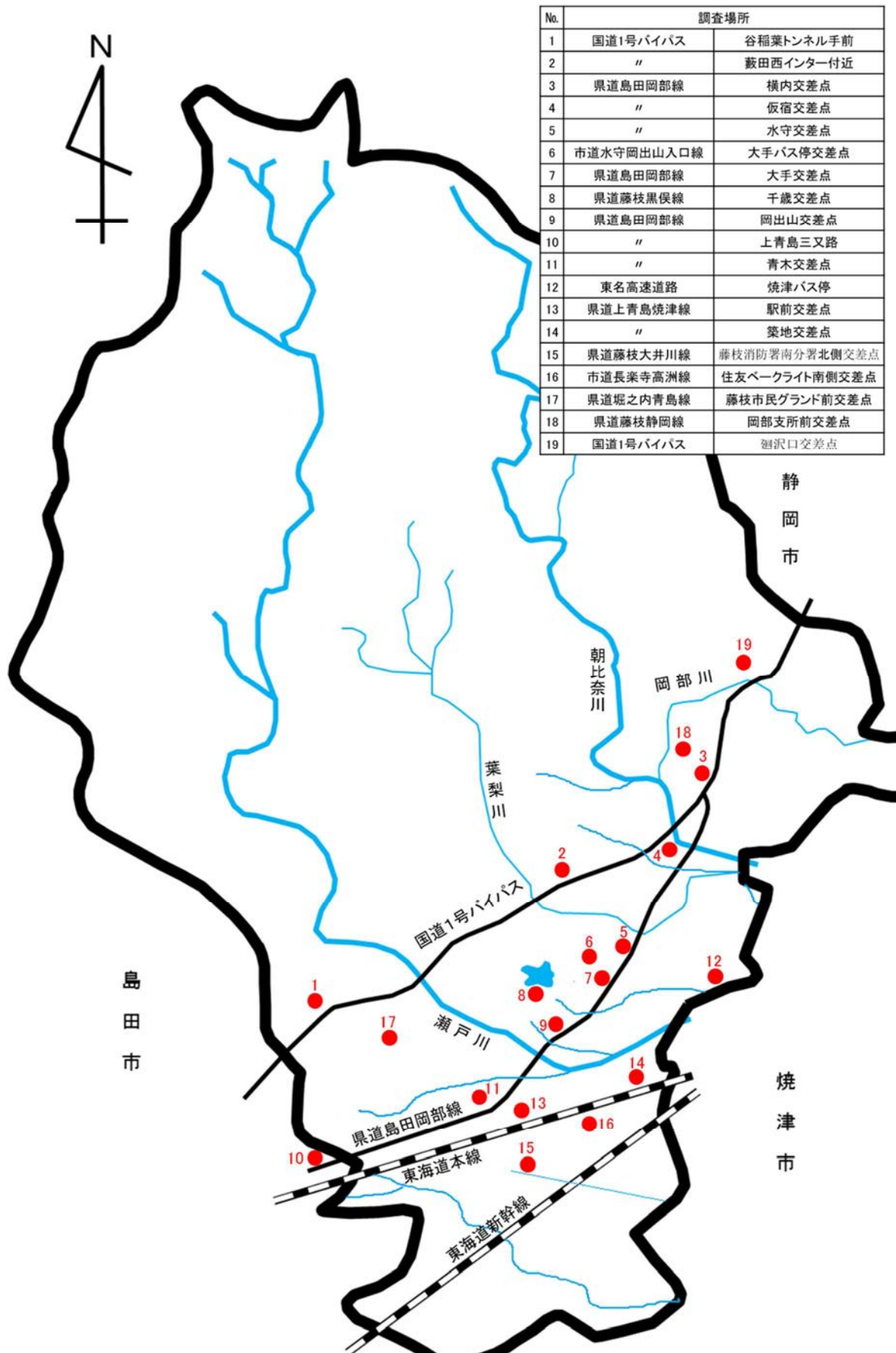


図9 交差点におけるNO<sub>2</sub>測定場所



### ⑤光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

自動機器による測定を、市有局で行っています。測定結果は表 13 のとおりであり、環境基準(昼間の 1 時間値が 0.06ppm)を 406 時間越えています。

当局は環境基準で不適合となっていますが、県下でも令和 5 年度において、測定局 43 局全てで、環境基準が達成されませんでした。

表 13 高柳大気測定局 月別 O<sub>x</sub>

令和 5 年度 月 別	1 時間値 (5 時～20 時)				
	平均値	最高値	有効時間	0.06ppm を超えた	
	ppm	ppm	時間	時間	%
4 月	0.049	0.087	450	79	17.6
5 月	0.048	0.102	464	92	19.8
6 月	0.043	0.089	448	89	19.9
7 月	0.035	0.105	464	42	9.1
8 月	0.020	0.063	465	2	0.4
9 月	0.030	0.085	450	20	4.4
10 月	0.039	0.078	443	30	6.8
11 月	0.033	0.075	450	19	4.2
12 月	0.029	0.056	465	0	0.0
1 月	0.032	0.049	361	0	0.0
2 月	0.034	0.054	431	0	0.0
3 月	0.043	0.083	465	33	7.1
通 年	0.036	0.105	5,356	406	7.6

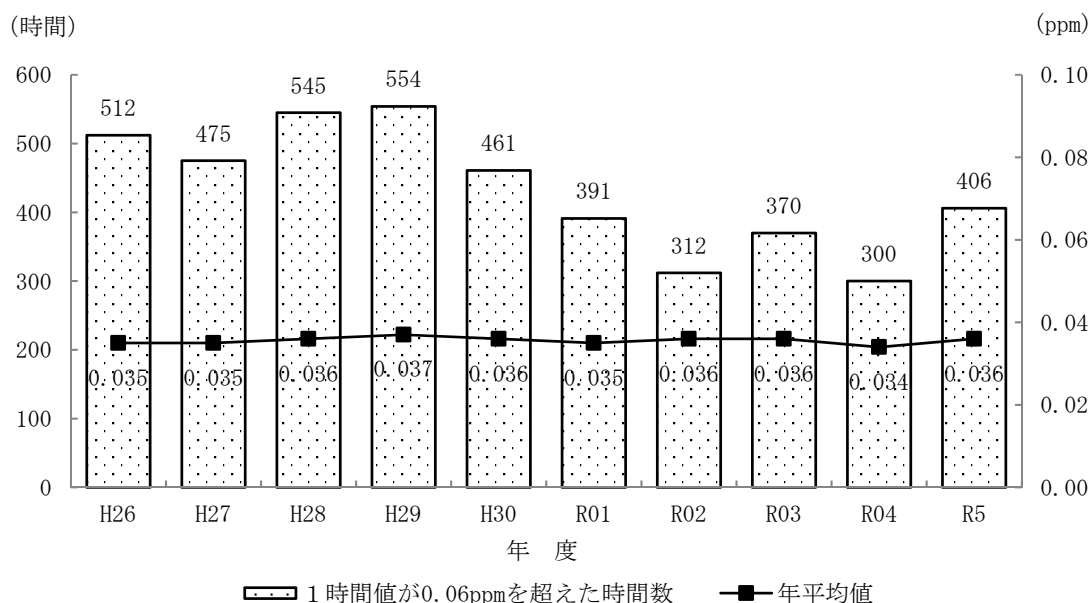


図 10 昼間 (5 時～20 時) の光化学オキシダントの経年変化

### ⑥非メタン炭化水素 (NMHC)

自動機器による測定を、市有局と県有局で行っています。両局舎の測定結果は表 14、表 15 のとおりであり、国の示した指針値（午前 6 時～午前 9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC）を越えた日が、高柳大気測定局、藤枝北高自排局で 1 日ありました。

県下では、一般環境大気測定局 14 局で測定した結果、有効測定局（年間 6,000 時間以上測定した局をいう。）12 局中 6 局で指針値を超えた日がありました。また、自動車排出ガス測定局 9 局で測定した結果、有効測定局 9 局中 5 局で指針値を超えた日がありました。

表 14 高柳大気測定局 月別 NMHC

令和 5 年度 月 別	3 時間の 1 日平均値（6 時～9 時）				
	平均値	最高値	有効日数	0.31ppmC を超えた	
	ppmC	ppmC	日	日	%
4 月	0.09	0.32	30	1	3.3
5 月	0.08	0.15	31	0	0.0
6 月	0.09	0.13	30	0	0.0
7 月	0.08	0.19	31	0	0.0
8 月	0.07	0.10	31	0	0.0
9 月	0.07	0.11	30	0	0.0
10 月	0.10	0.15	31	0	0.0
11 月	0.08	0.16	29	0	0.0
12 月	0.13	0.24	30	0	0.0
1 月	0.09	0.20	31	0	0.0
2 月	0.08	0.18	29	0	0.0
3 月	0.07	0.13	31	0	0.0
通 年	0.09	0.32	364	1	0.3

表 15 藤枝北高自排局 月別 NMHC

令和 5 年度 月 別	3 時間の 1 日平均値（6 時～9 時）				
	平均値	最高値	有効日数	0.31ppmC を超えた	
	ppmC	ppmC	日	日	%
4 月	0.08	0.13	30	0	0.0
5 月	0.07	0.12	31	0	0.0
6 月	0.08	0.13	30	0	0.0
7 月	0.08	0.18	31	0	0.0
8 月	0.07	0.13	31	0	0.0
9 月	0.07	0.11	30	0	0.0
10 月	0.08	0.17	31	0	0.0
11 月	0.07	0.21	30	0	0.0
12 月	0.11	0.44	31	1	3.2
1 月	0.07	0.24	31	0	0.0
2 月	0.07	0.11	29	0	0.0
3 月	0.06	0.14	31	0	0.0
通 年	0.08	0.44	366	1	0.3

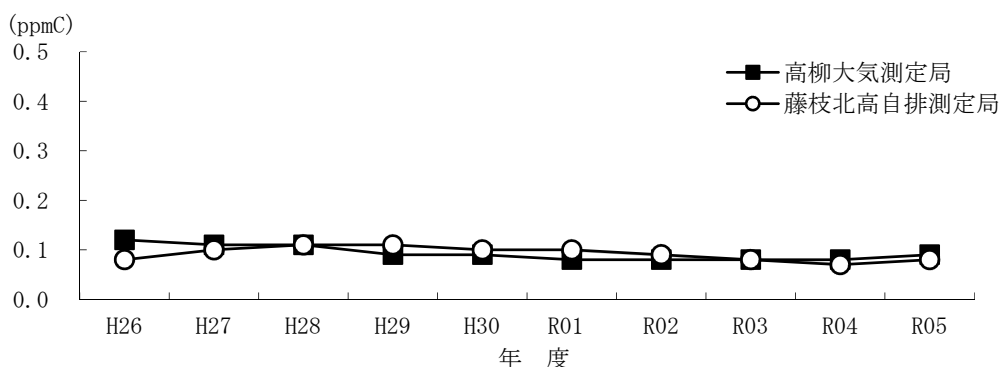


図 11 NMHC 3時間平均値の経年変化

### ⑦ダイオキシン類

本市では庁舎屋上で大気中のダイオキシン類の測定を2回実施しましたが、いずれも国が定めた大気環境基準 (0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>) を下回っていました。

表 16 環境大気中のダイオキシン類の測定結果

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	測定年月日	測定結果	環境基準
市役所屋上	令和5年5月8日～15日	0.0064	0.6
	令和5年11月13日～20日	0.0056	

#### 用語の説明

##### 1 pg (ピコグラム)

1gの1兆分の1 (10<sup>-12</sup>g) のことをいいます。

東京ドームに相当する体積の入れ物を水でいっぱいにした場合の重さが約10<sup>12</sup>gです。このため、東京ドームに相当する入れ物に水を満たして角砂糖1個(1g)を溶かした場合を想定すると、その水1ccに含まれている砂糖が1pg(ピコグラム)になります。

##### TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は種類が多く毒性が異なるので、毒性を評価するときには、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価します。この場合、「TEQ」という単位が使われます。

##### ダイオキシン類

一般にポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。

平成11年7月16日に交付されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義されました。

⑧微小粒子状物質 (PM2.5)

自動機器による測定を、市有局（県の設置により平成28年11月から）、県有局で行っています。測定結果は表17、表18のとおりであり、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日はなく、環境基準に係る短期的評価においても、環境基準に適合しています。

表17 高柳大気測定局 月別PM2.5

令和5年度 月別	平均値	最高値		有効日数	日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた	
		1時間値	日平均		日数	割合
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	日	%
4月	10.5	43	21.7	30	0	0.0
5月	7.7	45	21.9	31	0	0.0
6月	9.3	34	18.2	30	0	0.0
7月	8.8	42	17.8	31	0	0.0
8月	3.2	20	5.4	7	0	0.0
9月	-	-	-	0	-	-
10月	8.0	26	15.3	14	0	0.0
11月	7.7	39	19.5	28	0	0.0
12月	6.0	49	14.8	25	0	0.0
1月	3.8	19	8.8	31	0	0.0
2月	4.6	32	13.3	29	0	0.0
3月	6.6	32	17.7	31	0	0.0
通年	7.2	49	21.9	287	0	0.0

注1：機器調整のため9月全日欠測

表18 藤枝北高自排局 月別PM2.5

令和5年度 月別	平均値	最高値		有効日数	日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた	
		1時間値	日平均		日数	割合
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	日	%
4月	10.7	42	26.7	30	0	0.0
5月	9.2	47	25.6	31	0	0.0
6月	10.2	38	20.8	30	0	0.0
7月	10.0	47	20.2	31	0	0.0
8月	6.3	73	23.1	31	0	0.0
9月	6.0	35	21.0	30	0	0.0
10月	7.4	33	15.5	31	0	0.0
11月	8.2	60	23.6	28	0	0.0
12月	7.0	39	16.5	27	0	0.0
1月	4.7	22	10.5	31	0	0.0
2月	5.5	49	15.6	29	0	0.0
3月	7.5	34	21.1	31	0	0.0
通年	7.7	73	26.7	360	0	0.0

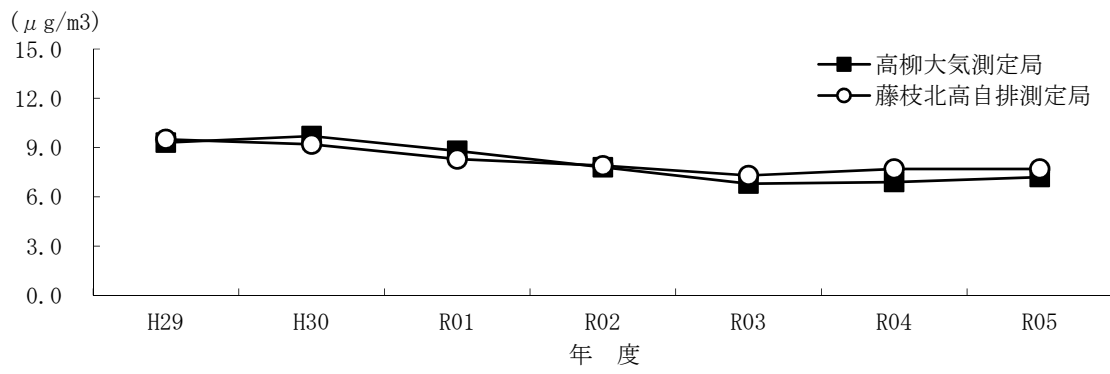
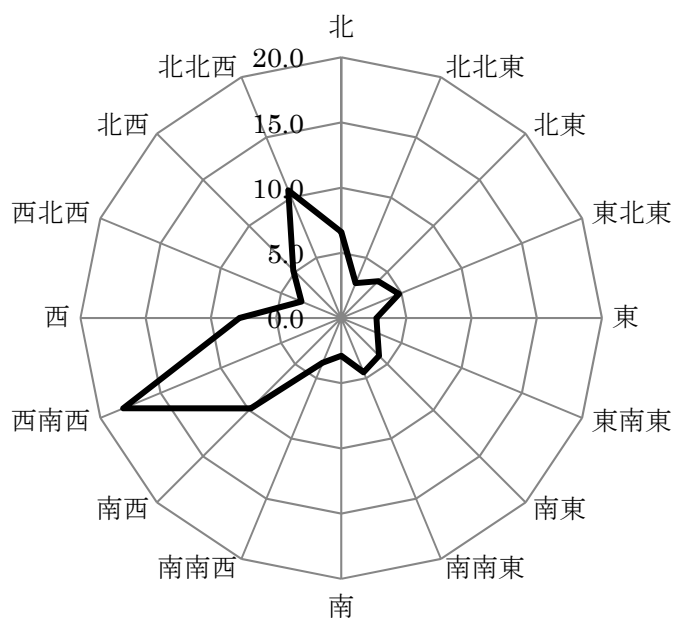


图 12 微小粒子状物質経年変化（年平均値）

## 5) 大気汚染と気象

大気の汚染状況は、その日、その時刻の気象条件（風向・風速）等によって大きく変化します。  
令和5年度の高柳地区における気象状況は次のとおりです。

風向	
令和5年度	風向頻度 (%)
北	6.6
北北東	2.9
北東	4.0
東北東	4.8
東	2.7
東南東	3.0
南東	4.1
南南東	4.5
南	2.9
南南西	3.7
南西	9.8
西南西	18.1
西	7.8
西北西	3.3
北西	5.2
北北西	10.6
静穏	5.9



気温	
令和5年度	平均値 (°C)
4月	17.1
5月	20.2
6月	23.9
7月	28.7
8月	29.7
9月	27.9
10月	20.2
11月	15.5
12月	10.3
1月	8.8
2月	10.7
3月	11.4
年間	18.7

風速	
令和5年度	平均値 (m/s)
4月	2.4
5月	2.2
6月	1.8
7月	2.4
8月	2.1
9月	2.1
10月	1.7
11月	2.1
12月	2.2
1月	2.4
2月	2.0
3月	2.5
年間	2.2

## 2. 大気汚染の発生源

大気汚染の発生源としては、事業場等の固定発生源と、自動車等の移動発生源があります。固定発生源からのばい煙等については、機械設備の向上、燃料の転換等により、減少傾向にあります。また、移動発生源からの排気ガス等についても、低公害車の普及等により減少傾向にあります。しかしながら、大気汚染状況の改善は依然として課題であるため、今後も工場等の規制や自動車排ガスの監視体制の強化を図っていく必要があると思われます。

大気汚染防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況は、次のとおりです。

表 19 ばい煙発生施設及びばい煙に係る特定施設の届出状況

(令和6年3月31日現在)

	施設の種類	施設数
大気汚染防止法	ボイラー（熱源が電気又は廃熱以外）	136
	焼成炉	1
	乾燥炉	12
	廃棄物焼却炉（火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 200kg/時以上）	6
	ガスタービン及びディーゼル機関	23
	ガス機関	3
	県条例	アルミニウム又はアルミニウム合金の溶解炉
施設数合計		188
設置事業場数		46

表 20 県条例に基づく一般粉じんに係る特定施設の届出状況

(令和6年3月31日現在)

施設の種類	施設数
破碎機及び磨砕機（鉱物・岩石・セメント）	0
ベルトコンベアー、バケットコンベアー（木材チップ・木粉）	10
送風機（木材チップ）	0
打綿機	9
乾燥研磨施設（金属・石材・木製品）	18
帯鋸、丸鋸、かんな盤	360
吹き付け塗装（金属製品・木製品）	160
施設数合計	557
設置事業場数	200



表 21 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設の種類	施設数
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	15
接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	3
施設数合計	18
設置事業場数	3

**揮発性有機化合物 (VOC)**

揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) とは、トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

表 22 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設の種類		施設数	
大気	廃棄物焼却炉	焼却能力 2 t / 時未満	3
		焼却能力 2 t ~ 4 t / 時	5
水質	アルミナ繊維製造関連廃ガス洗浄施設		3
	廃棄物焼却炉の湿式集塵施設		0
施設数合計		9	
設置事業場数		6	

### 3. 大気汚染防止対策

ばい煙発生施設から発生するばい煙等については、法及び県条例で種々の規制を行っています。また、各事業場は、施設の管理、ばい煙量等の測定を定期的を実施し、大気汚染の未然防止に努めています。

市では、市内 36 事業場と公害防止協定を締結し、特定施設の適正管理等の指導を行っています。また、硫黄酸化物や窒素酸化物等の影響により発生する光化学オキシダントや酸性雨は、監視強化期間を設けています。光化学オキシダントについては、5月～9月までの5ヶ月間を監視強化期間とし、各自治体で常時監視体制の強化を図っています。1時間値が0.12ppmを超えた場合は、被害の発生を未然に防止できるように注意報や警報が発令されます。令和5年度の当該地域（志太・川根地区※）は、注意報の発令がありませんでした。

酸性雨については、6月～9月までの4ヶ月間を監視期間とし、pH測定を市役所屋上にて行いました。令和5年度の降雨の結果は、表23のとおりです。本市では人体被害等の報告はありませんでした。

※志太・川根地区とは島田市・藤枝市・焼津市・川根本町をいいます。

表 23 降雨の pH 測定値

6月	pH値	7月	pH値	8月	pH値	9月	pH値
7日	5.18	5日	4.47	4日	4.94	4日	5.54
9日	5.04			16日	5.03	8日	6.40
13日	5.06					19日	5.22
16日	4.31					27日	4.69
平均	4.90	平均	4.47	平均	4.98	平均	5.46
最低	4.31	最低	4.47	最低	4.94	最低	4.69

注1. 月の平均は測定降雨全てのデータの平均値です。

注2. 簡易測定のため、測定を実施していない降雨日があります。

#### 酸性雨

酸性雨とは、工場などで重油などの化石燃料を燃焼することにより発生する硫黄酸化物や自動車等から発生する窒素酸化物が大気中で酸化されて、雨滴に溶け込まれたりして強い酸性を示す雨水をいい、通常 pH5.6 以下を酸性雨と呼びます。

6月～9月までの雨季の時期に監視を行っています。

## 4. アスベスト（石綿）の大気への飛散防止

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維のことで、蛇紋石系のクリソタイル（白石綿）、角閃石系のクロシドライト（青石綿）とアモサイト（茶石綿）が代表的なアスベストです。また、クロシドライトとアモサイトは、クリソタイルに比べてより発がん性などが高いといわれています。

アスベストは断熱性、耐薬品性、絶縁性等に優れた特性があり、安価な工業材料であることから建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等様々なものに使用されてきました。吹付け材として昭和30年頃から使われ始め、昭和42年頃からの建築物の超高層ビル化・鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物の軽量耐火被覆材として大量に使用されました。

しかしながら、製造工場等から大気中に飛散したアスベストを吸い込んだことが原因と見られる中皮腫などの被害が報告され、環境汚染問題として取り扱われるようになりました。アスベストは、その繊維が極めて細かいため、大気中に飛散すること、吸い込むことが大きな問題となっています。

平成16年9月までに、県内のアスベスト取扱工場・事業場は全て廃止されていますが、吹付けアスベスト等を使用する建物の解体・改修作業には大気汚染防止法により届出及び作業基準の遵守義務が課せられています。今後、吹付けアスベストが使用された建築物の解体が増加することが見込まれるため、大気中へ飛散しないよう監視を強化する必要があります。

なお、本市では令和5年度に大気汚染防止法に基づいて特定粉じん排出作業として届出された吹付けアスベスト等使用建物の解体・改修作業件数は8件でした。

## IV 水質の部

## 1. 水質汚濁の現状

河川などの公共用水域は、私たちの生活と深いつながりをもっており、上水道、工業・農業などの用水として、多方面に利用されるとともに、釣り、観光などのレクリエーションの場として重要な役割を果たしています。

本市には瀬戸川をはじめ、朝比奈川、栃山川、葉梨川、岡部川などの河川が存在します。主要河川などの水質汚濁の状況は、工場・事業場に対する排水規制及びこれに伴う監視の強化などに伴い、次第に改善されてきましたが、市街地を流れる中小河川については、未規制事業所（食品関係）や一般家庭から排出される生活排水の影響が大きく、水質の改善が困難な状態にあります。

基本的な生活排水対策は、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などが考えられます。

国では、平成2年に「水質汚濁防止法」を改正し、生活排水対策の推進について、行政及び国民の責務を明確にしました。

当市においても、公共下水道の整備の拡大、農業集落排水の整備、合併処理浄化槽設置者への補助金制度などを行い、排水対策に努めています。また、河川の水質監視を、12河川18カ所で行っています。

### 環境基準

環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の2つから成り立っています。

人の健康の保護に関する環境基準は、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質について、人の健康を保護するうえで達成し維持すべき基準として設定されました。

また、関連物質として要監視項目が設定されています。適用範囲は、すべての公共用水域となっています。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じてpH、BOD、SS、大腸菌数等の項目について定めており、各公共水域の水域類型を指定することにより適用されます。

### 環境基準設定水域

水域	名称	範囲	水域類型	達成期間	設定期日
志太水域	瀬戸川上流 朝比奈川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流 横内新橋から上流の朝比奈川本流	河川AA	直ちに達成	R4.4.1見直し
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流 及び 横内新橋から下流の朝比奈川本流	河川B	5年を超える 期間で 速やかに達成	S49.1.1
	小石川	小石川本流	河川D	直ちに達成	H13.9.1見直し
	黒石川	黒石川本流	河川C	直ちに達成	S49.1.1
	栃山川	栃山川本流	河川C	3年	〃

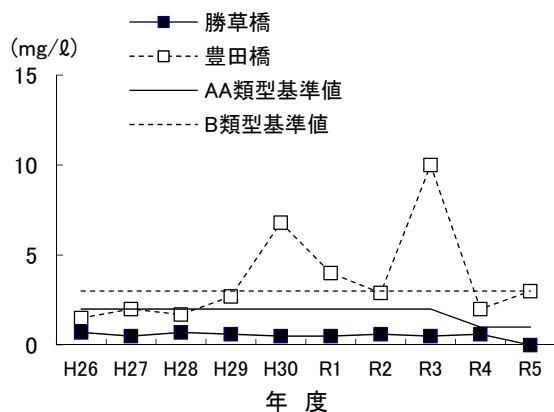
## 1) 河川水質の現況

### イ. 瀬戸川

瀬戸川は赤石山系を源とし、瀬戸谷地区を流下して市街地を縦断し、焼津市を経て駿河湾にそそいでいる延長 26km、最大幅 200m の 2 級河川です。

勝草橋から上流部は、令和 4 年 4 月から環境基準が見直され、A 類型から AA 類型 (BOD 1 mg/L 以下、SS 25 mg/L 以下) に引き上げられました。下流部は B 類型 (BOD 3 mg/L 以下、SS 25 mg/L 以下) に設定されています。漁業権が設定されており上流部は鮎などが多く生息し、手頃な釣り場として親しまれています。冬場は、金吹橋から西高橋付近までは、表流水が地下に浸透するため、水のない状態が長時間続きます。

水質汚濁状況は、上流部では良好な水質を維持していますが、市内下流部では工場排水、生活排水などの影響を受けた支川が流入するため、水質が多少悪化します。



注 1 : R5 勝草橋の値は 0.5 未満

図 1 BOD 経年変化

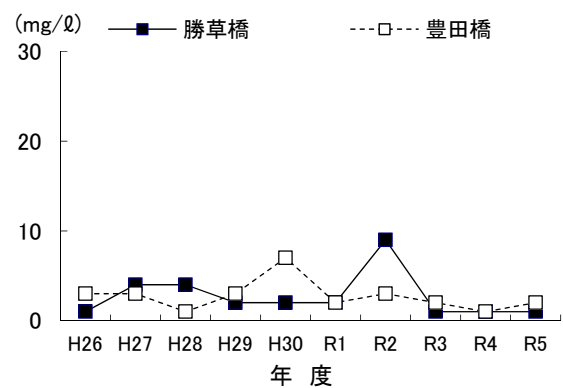


図 2 SS 経年変化

### ロ. 葉梨川

葉梨川はその源を葉梨地区に発し、藤岡、広幡地区を経て朝比奈川に合流する、延長 13km の 2 級河川です。地域の大半が農業振興地域のため、農業用水として利用されています。

水質状況は、上流部では良好な水質を維持しています。下流部では、生活排水の影響も見受けられますが、数値的には良好な水質を維持しています。

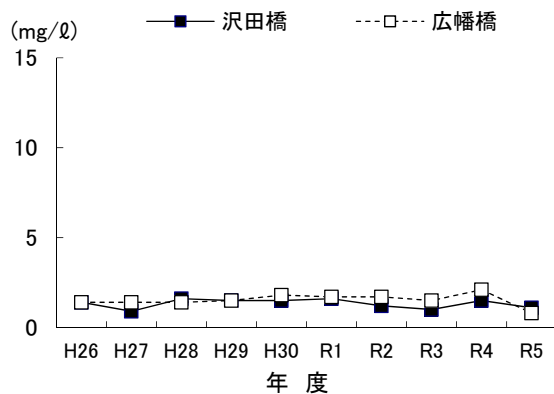


図 3 BOD 経年変化

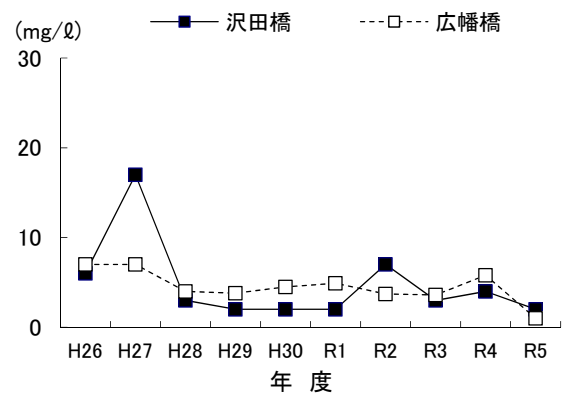


図 4 SS 経年変化

## 八. 六間川

六間川は、瀬戸川の金吹橋付近から発し、西益津地区から焼津市に入り、再び瀬戸川に合流します。この河川の上流部では、公共下水道の普及とともに、水質の改善が見られます。下流部では農業用水も流れ込み良好な水質を維持しています。

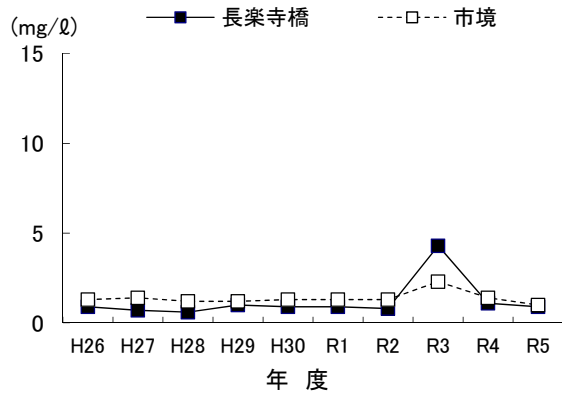


図5 BOD 経年変化

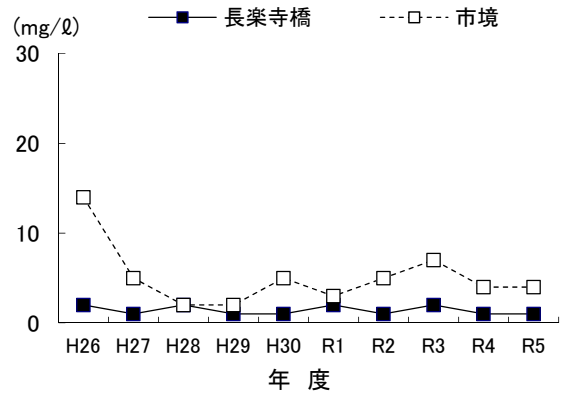


図6 SS 経年変化

## 二. 内瀬戸谷川

内瀬戸の山間部から流出し、青島地区を通り、西高橋上流部で瀬戸川と合流する、2級河川です。瀬戸川の渇水期には、瀬戸川下流部の流量、水質に影響を与えます。

水質状況は、上流部では良好な水質を維持し、農業用水として利用されています。下流部へ行くに従い、生活排水、工場排水が流入するため、水質が悪化します。これからの公共下水道の普及により、水質の改善が期待されます。

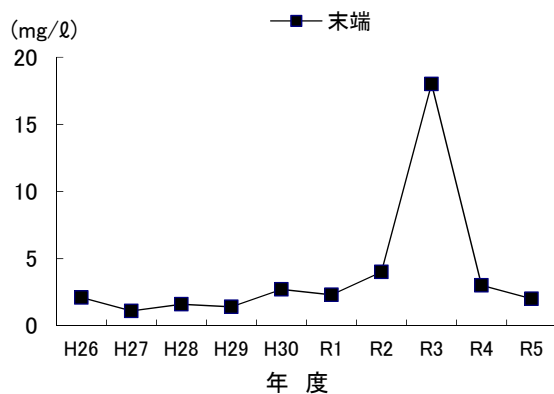


図7 BOD 経年変化

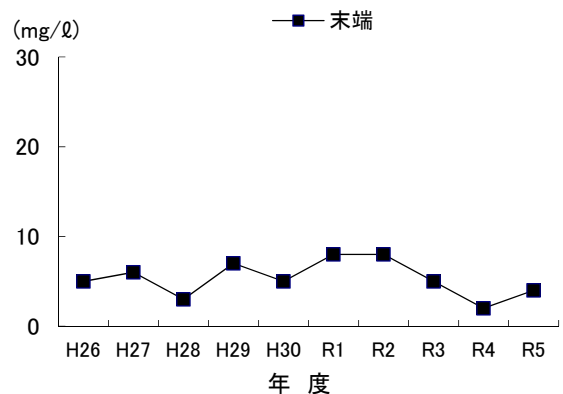


図8 SS 経年変化



## ホ. 小石川

小石川は、青木1丁目付近から市街地（青木付近）を流れ、小石川町を横断し焼津市を経て駿河湾にそそぎます。

水質状況は、春季から秋季にかけて大量の大井川用水が流入するため、良好な水質を維持しています。用水時期を過ぎると水質は多少悪化しますが、市街地の公共下水道の普及に伴い、改善されつつあります。環境基準D類型（BOD 8 mg/L以下、SS 100 mg/L以下）が設定されております。

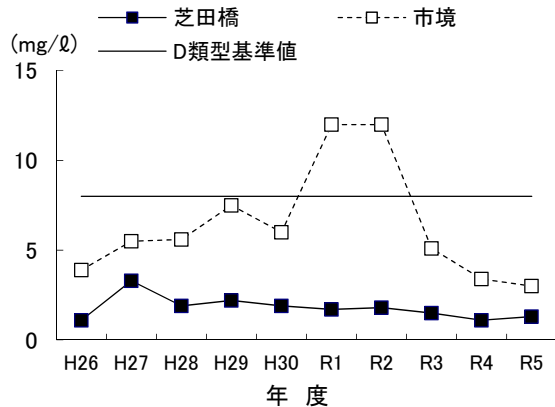


図9 BOD 経年変化

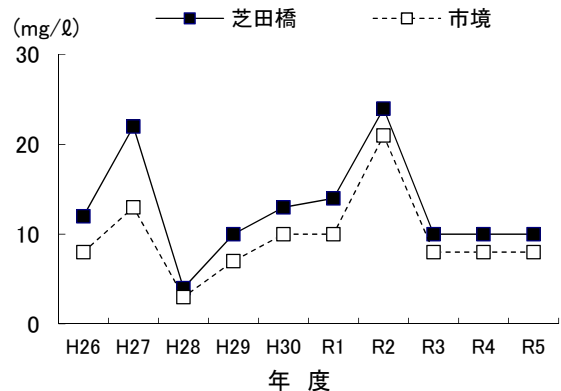


図10 SS 経年変化

## ヘ. 黒石川

黒石川は、栃山川の末広付近から取水し、南部の市街地（青葉町、田沼地区、高洲地区）を横断し、焼津市を経て駿河湾にそそぎます。

水質状況は、春季から秋季にかけて大量の大井川用水が流入するため、良好な水質を維持しています。用水時期を過ぎると、多少の水質悪化が見られます。公共下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備が待たれます。環境基準C類型（BOD 5 mg/L以下、SS 50 mg/L以下）が設定されております。

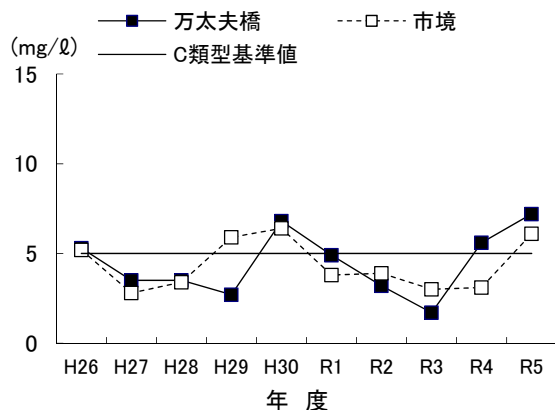


図11 BOD 経年変化

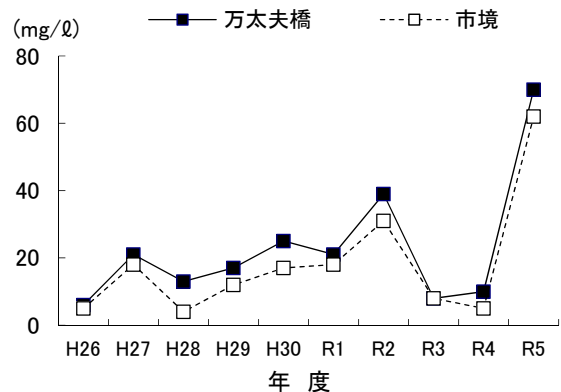


図12 SS 経年変化

## ト. 朝比奈川

朝比奈川は、静岡市にその源を発し、岡部地区、広幡地区を流れ、焼津市で瀬戸川に合流する、瀬戸川最大の支川である2級河川です。

水質状況は、良好な水質で安定しています。横内新橋から上流部は環境基準A類型（BOD 2 mg/L以下、SS 25 mg/L以下）、下流部はB類型（BOD 3 mg/L以下、SS 25 mg/L以下）に設定されています。

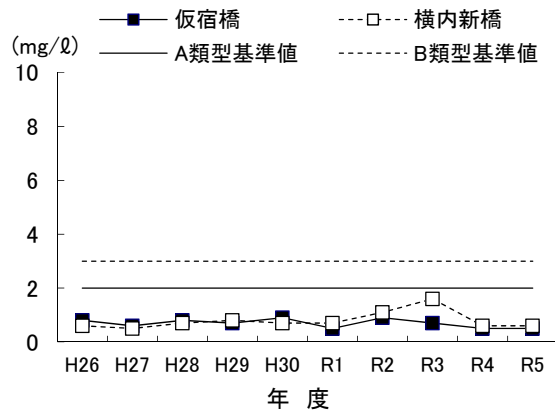


図13 BOD 経年変化

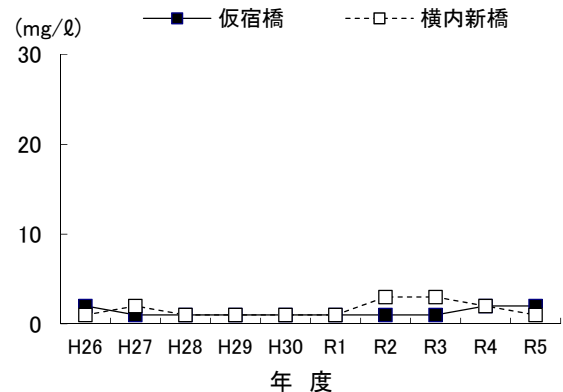


図14 SS 経年変化

## チ. 栃山川

栃山川は、上流部を島田市の大津谷川に発し、南部の市街地（大洲地区）を流れ、焼津市を経て駿河湾にそそぐ2級河川です。

水質状況は、春季から秋季にかけて大量の大井川用水が流入するため、良好な水質を維持しています。用水時期を過ぎると多少の水質悪化が見られます。

昭和60年頃より河川改修工事が行われ、以前の河川形状とは異なりましたが、河川の自浄作用やわき水の流入などで、以前よりも水質は良くなっています。環境基準C類型（BOD 5 mg/L以下、SS 50 mg/L以下）が設定されており、適合しています。

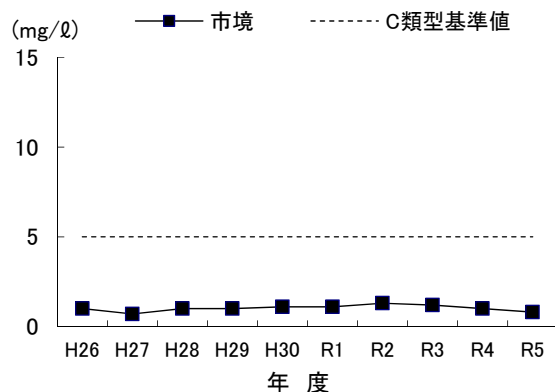


図15 BOD 経年変化

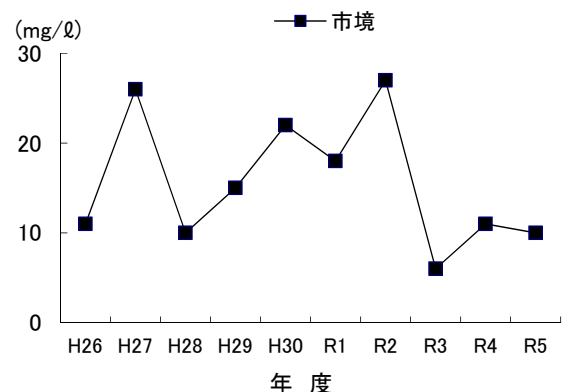


図16 SS 経年変化

## リ. 清水川

清水川は、瀬戸川の金吹橋付近で取水し、音羽町、本町、岡出山、稲川地区を通り、城南付近で瀬戸川と合流します。

水質状況は、上流部の都市下水路として生活排水による汚濁が進んでいましたが、近年は公共下水道の普及により、改善されつつあります。

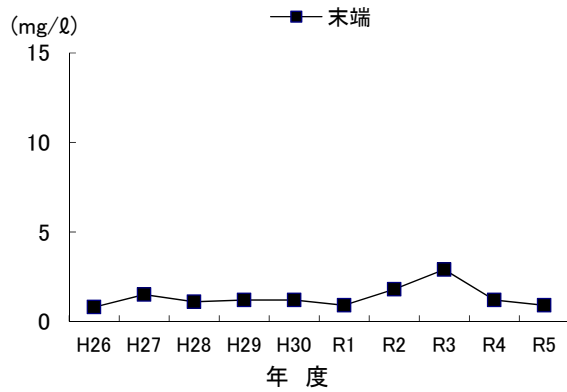


図 17 BOD 経年変化

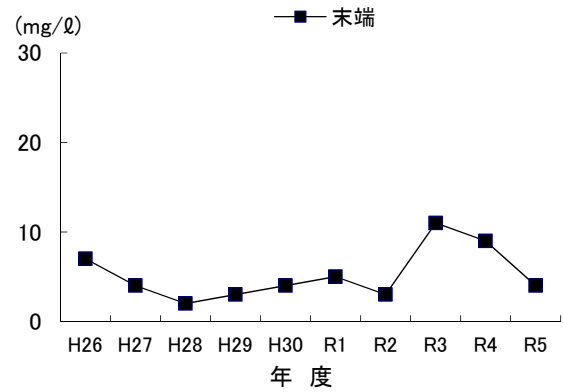


図 18 SS 経年変化

## 又. 岡部川

岡部川は、岡部町廻沢付近から発し、岡部町岡部を横断し、朝比奈川に合流する2級河川です。

水質状況は、上流部では良好な水質を維持しています。下流部では工場排水、生活排水の影響も若干見受けられますが、数値的には良好な水質を維持しています。

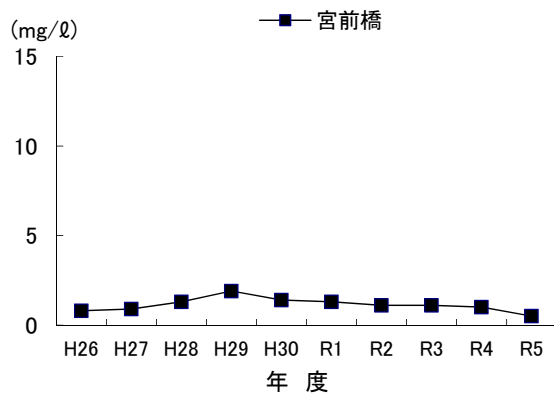


図 19 BOD 経年変化

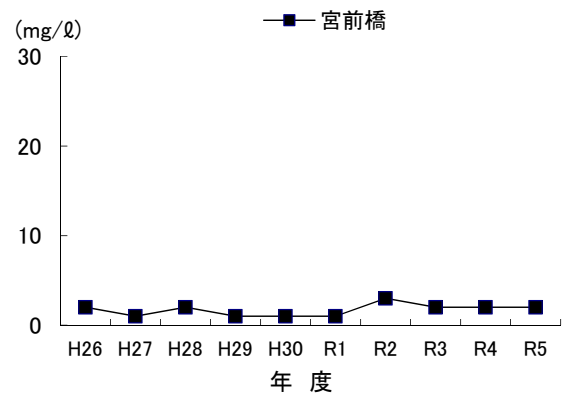


図 20 SS 経年変化

## ル. 法ノ川

法ノ川は、仮宿の“静岡大学農学部附属農場”付近から発し、途中、八幡川や排水路などを合わせ、2級河川葉梨川に合流する、全長 2.6 km 程の河川です。

水質状況は、上流部は水田地帯が点在し、人為的な影響も少ないため、良好な水質を維持しています。下流部へ行くに従い、生活排水、工場排水が流入するため、水質が悪化します。

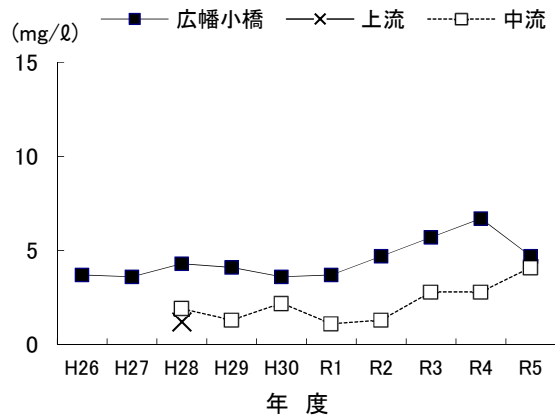


図 21 BOD 経年変化

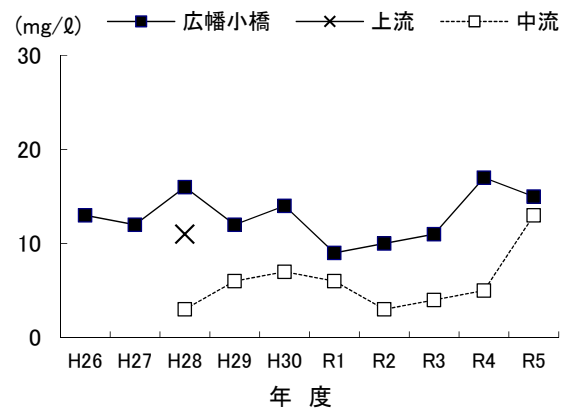


図 22 SS 経年変化

## ヲ. 高田大溝川

高田大溝川は瀬戸川水系の朝比奈川に合流する全長 1.1 km 程の準用河川です。

※高田大溝川の水質調査は平成 28 年度より開始しました。

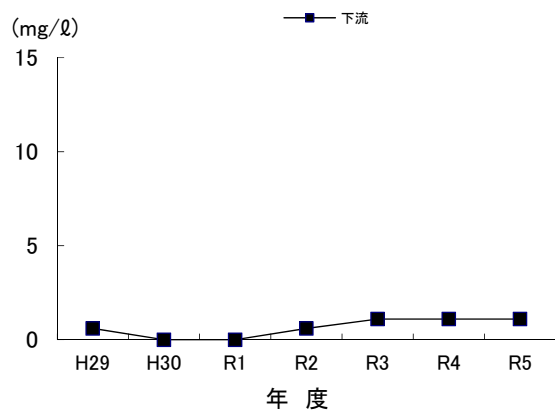


図 21 BOD 経年変化

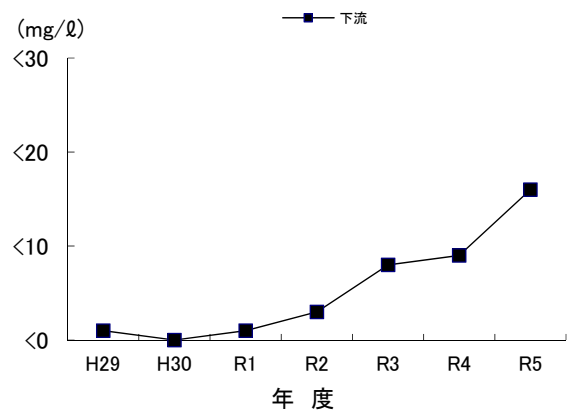


図 22 SS 経年変化

## 2) 河川の有害物質調査

### イ. 有害物質

市内を流れる 11 河川について人の健康の保護に関する環境基準と排水基準の 27 項目の調査を年 1 回実施しています。全てにおいて環境基準値内です。

表 1 令和 5 年度 河川水質調査（有害物質等）

測定項目	市実施
カドミウム	調査日 令和 5 年 11 月 9 日
全シアン	調査箇所 内瀬戸谷川 (末端)
鉛	黒石川 (市境)
六価クロム	小石川 (市境)
ヒ素	清水川 (末端)
総水銀	
アルキル水銀	調査日 令和 5 年 11 月 14 日
P C B	調査箇所 栃山川 (市境)
ジクロロメタン	六間川 (市境)
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	調査日 令和 5 年 11 月 21 日
1,1-ジクロロエチレン	調査箇所 朝比奈川 (横内新橋)
シス-1,2-ジクロロエチレン	岡部川 (宮前橋)
1,1,1-トリクロロエタン	瀬戸川 (豊田橋)
1,1,2-トリクロロエタン	葉梨川 (沢田橋)
トリクロロエチレン	法ノ川 (広幡小橋)
テトラクロロエチレン	
1,3-ジクロロプロペン	調査結果 調査を行った 11 河川において、カドミウム以下
チウラム	27 項目についてすべて環境基準内。
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
ふっ素	
ほう素	
1,4-ジオキサン	

## ロ. 環境ホルモン調査

現在、一部の野生生物にオスのメス化やその逆の現象が起こっていることが指摘されています。また、人の精子の数が減少しているのではないかと報告もなされています。これらの原因の一つとして、一部の「化学物質」が生物の体の中に取り込まれ、オス・メスの違いを作ったり、健康を維持したりする上で重要な働きをしている本来のホルモン作用に影響を与えている可能性が指摘されています。

このような、体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質のことを、一般に「環境ホルモン」と呼んでいます。

なお、「環境ホルモン」は通称であり、化学的には「内分泌かく乱物質」、環境省においては「内分泌かく乱化学物質」という名称が使われています。

ホルモンのかく乱作用を持つ可能性が疑われている化学物質について、令和5年度の測定結果は、表2、表3のとおりです。

**表2 令和5年度環境ホルモン調査(瀬戸川)**

調査日：令和5年11月21日

調査地点：瀬戸川（豊田橋）

調査物質	単位	測定結果	主な用途など
4-t-オクチルフェノール	※ $\mu\text{g/L}$	0.01 未満	洗剤等の原料
ノニルフェノール	$\mu\text{g/L}$	0.15	洗剤等の原料
ビスフェノールA	$\mu\text{g/L}$	0.01 未満	プラスチックの原料
o, p'-DDT	$\mu\text{g/L}$	0.05 未満	殺虫剤
p, p'-DDE	$\mu\text{g/L}$	0.05 未満	殺虫剤

**表3 令和5年度環境ホルモン調査(朝比奈川)**

調査日：令和5年11月21日

調査地点：朝比奈川（横内新橋）

調査物質	単位	測定結果	主な用途など
4-t-オクチルフェノール	※ $\mu\text{g/L}$	0.01 未満	洗剤等の原料
ノニルフェノール	$\mu\text{g/L}$	0.05 未満	洗剤等の原料
ビスフェノールA	$\mu\text{g/L}$	0.01 未満	プラスチックの原料
o, p'-DDT	$\mu\text{g/L}$	0.05 未満	殺虫剤
p, p'-DDE	$\mu\text{g/L}$	0.05 未満	殺虫剤

※ $1\mu\text{g/L}$ は、1L中に100万分の1gの化学物質が含まれることを表す。

## ハ. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくいという性質を持っています。また、ダイオキシン類は他の化学物質や酸・アルカリにも簡単には反応せず、安定した状態を保つことが多いのですが、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれています。

令和5年度の測定結果は、表4のとおりです。

**表4 河川水のダイオキシン類の測定調査（単位：pg-TEQ/L）**

測定地点	測定年月日	測定結果	環境基準
朝比奈川（横内新橋）	令和5年11月21日	0.033	1
瀬戸川（豊田橋）	令和5年11月21日	0.031	
高田大溝川（下流）	令和5年11月21日	0.32	
法ノ川（バイパス下）	令和5年11月21日	0.51	

### 3) 汚濁源の種類

人為的な水質汚濁の発生源は数多く、その汚濁形態及び河川に与える影響もそれぞれ異なります。汚濁源を大別すると都市排水、工場排水及びその他の排水に分類できます。

都市排水としては生活排水、学校、飲食店などから浄化槽排水及び雑排水などがあり、工場排水としては製造業などからの排水が、その他の排水としてはかんがい排水などの農薬、肥料を含んだ排水などがあります。

#### イ. 都市排水

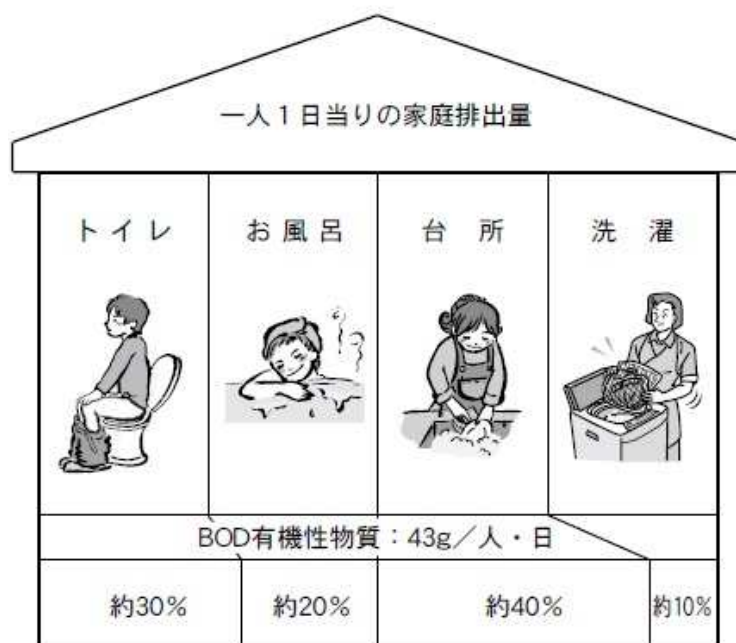
都市排水の主なものは、一般家庭の風呂、洗濯、台所、単独処理浄化槽などの排水であり、一人当りの排水量はわずかではありますが、多くの人の排水となりますと、その汚濁負荷量が河川に与える影響も大きいものです。

一般家庭からの排水については、河川汚濁防止のためには無視できないものでありますが、排水規制がないため過度の人口が集中している地域では中小河川の汚濁が進み、全国的に問題となっています。

その対策としては、公共下水道の普及、合併浄化槽の普及を推進しています。

#### 水の汚れの約7割が生活排水

わたしたちは、洗濯、風呂、トイレなどで一人1日当たり平均43gの汚濁物質を排出しています。生活排水は法的規制がないため、下水道が整備されていない地域では、そのまま河川等に流入して汚れの原因となっているのです。



#### ロ. 工場排水

工場排水の規制は、昭和45年の「水質汚濁防止法」の制定により、排水基準が全ての公共用水域に適用され、規制対象が各業種に広げられました。

これにより、公共用水域に水を排出する特定事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）については、総理府令で定めた排水基準（一律基準）が全国一律に適用されることになりました。さらに法の規定に基づき、都道府県の条例で、一律基準よりさらに厳しい排水基準（上乘せ基準）を、定めることができるようになりました。志太水域に関しては、昭和49年に上乘せ基準が設定されました。

また市では、市内36事業場と公害防止協定（環境保全協定）を締結し、指導等を行っています。

市内には特定事業場が336カ所あり、法による特定施設は866、県条例による特定施設は3施設あります。この内、排水規制を受ける事業場については、県及び市で排水調査等を実施しています。違反した事業場については、原因究明・改善対策について行政指導を行っています。



表5 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況 (令和6年3月31日現在)

番号	施設の種 類	施 設 数
1の2	畜産農業又はサービス業(豚房、牛房、馬房施設)	4
2	畜産食料品製造業(原料処理、洗浄施設等)	34
3	水産食料品製造業(原料処理、洗浄施設等)	8
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品の製造業(原料処理、洗浄施設等)	4
5	みそ、しょう油等製造業(原料処理、洗浄施設等)	11
8	パン若しくは菓子製造業又は製あん業(粗製あん沈殿槽)	2
10	飲料製造業(原料処理、洗浄施設等)	17
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業(原料処理、洗浄施設等)	2
16	めん類製造業(湯煮施設)	1
17	豆腐又は煮豆製造業(湯煮施設)	29
18の2	冷凍調理食品製造業(原料処理、湯煮施設等)	1
19	紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業(まゆ湯煮、薬液浸透施設等)	3
21	化学繊維製造業(湿式紡糸施設等)	0
21の3	合板製造業(接着機洗浄施設)	1
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業(原料浸せき、漂白施設等)	13
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業(自動式フィルム現像洗浄施設等)	6
26	無機顔料製造業(洗浄施設、ろ過施設等)	1
27	無機化学工業製品製造業(ろ過施設、遠心分離機等)	1
31	メタン誘導品製造業	1
33	合成樹脂製造業(縮合反応施設等)	5
47	医薬品製造業(原料施設、ろ過施設等)	71
53	ガラス、ガラス製品製造業(研磨洗浄施設等)	2
54	セメント製品製造業(成形機、水養生施設等)	5
55	生コンクリート製造業によるパッチャープラント	7
62	非鉄金属製造業(還元そう、電解施設等)	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(廃ガス洗浄施設等)	5
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	19
66	電気めつき施設	3
66の2	旅館業(ちゅう房、洗たく施設等)	148
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	2
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に伴するちゅう房施設	3
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	8
67	洗たく業による洗浄施設	36
68	写真現像業の自動式フィルム現像洗浄施設	6
70の2	自動車分解整備事業による洗車施設	6
71	自動式車両洗浄施設	85
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査業務(洗浄施設、焼入れ施設)	268
71の5	トリクロロエチレン、ジクロロメタン等による洗浄施設	0
72	し尿処理施設(処理対象500人以下のものを除く)	11
73	下水道終末処理施設	1
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1
—	有害物質貯蔵指定施設	17
施 設 数 合 計		849
届 出 事 業 場 数		315

表6 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設届出状況 (令和6年3月31日現在)

番号	施設の種 類	施設数
2	非鉄金属製造業(鋼の圧延、アルミニウム等のダイカストマシン)	1
4	ニッケルメッキ用の電気メッキ施設	2
届 出 事 業 場 数		3

※県条例に基づく届出事業場は、法に基づく特定施設を有する事業場です。

表7 令和5年度 工場等排水調査結果

(県立入調査)

立入件数	行政措置	
	改善勧告	注意処分
17	0	0

(市調査)

調査件数	改善申入
37	3

## ハ. ゴルフ場排水

ゴルフ場においては、芝生の維持管理のため、殺虫剤・殺菌剤・除草剤などの農薬が使用されています。これらによる環境への影響が懸念されることから、高い社会的関心が寄せられています。

そのため、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態を把握し、水質汚濁の未然防止を図ることから平成2年5月、当時の環境庁が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係わる暫定指導指針」を、厚生省が「ゴルフ場使用農薬にかかる水道水の水質目標」を示しました。

また、指導を一層強化するため、指導指針の一部改正等により、8農薬について指針値を新たに設定、28農薬について指針値を変更するとともに、指針値設定農薬の増加に伴い、多成分同時分析法及び個別分析法が追加されました。

市では、ゴルフ場からの排水水に含まれる使用農薬の調査と、周辺の地下水調査を実施しています。令和5年度の調査では、使用農薬については、表8、表9のとおり、全ての項目で指針値内でした。

表8 ゴルフ場使用農薬調査結果

(令和6年2月13日調査)

項目	暫定指針値 (mg/L)	今回分析値 (mg/L)		備考
		北の谷川	西の谷川	
アシュラム	10	1 未満	1 未満	除草剤
アゾキシストロビン	0.28	0.02 未満	0.02 未満	殺菌剤
イソプロチオラン	2.6	0.2 未満	0.2 未満	殺虫剤
イプロジオン	1.8	0.1 未満	0.1 未満	殺菌剤
イミダクロプリド	0.019	0.001 未満	0.001 未満	殺虫剤
エトベンザニド	0.78	0.07 未満	0.07 未満	除草剤
キャプタン	0.026	0.002 未満	0.002 未満	殺菌剤
グリホサート	26.6	2 未満	2 未満	除草剤
シメコナゾール	0.22	0.02 未満	0.02 未満	殺菌剤
テトラコナゾール	0.1	0.01 未満	0.01 未満	殺菌剤
テブコナゾール	0.77	0.07 未満	0.07 未満	殺菌剤
トルクロホスメチル	0.93	0.09 未満	0.09 未満	殺菌剤
トリネキサパックエチル	0.15	0.01 未満	0.01 未満	調整剤
トリフロキシストロビン	0.015	0.001 未満	0.001 未満	殺菌剤
フルトラニル	2.3	0.2 未満	0.2 未満	殺菌剤
フラザスルフロン	0.17	0.01 未満	0.01 未満	除草剤
フルベンジアミド	0.058	0.005 未満	0.005 未満	殺虫剤
フィプロニル	0.00024	0.00002 未満	0.00002 未満	殺虫剤
プロピコナゾール	0.5	0.05 未満	0.05 未満	殺菌剤
プロピネブ	0.21	0.02 未満	0.02 未満	殺菌剤
ヘキサコナゾール	0.12	0.01 未満	0.01 未満	殺菌剤
ペンシクロン	1	0.1 未満	0.1 未満	殺菌剤
ボスカリド	1.1	0.1 未満	0.1 未満	殺菌剤
ホセチル	23	2 未満	2 未満	殺菌剤
マイクロブタニル	0.63	0.06 未満	0.06 未満	殺菌剤
メタラキシル	0.58	0.05 未満	0.05 未満	殺菌剤

表9 ゴルフ場周辺井戸調査結果

(令和6年2月13日調査)

項目	目標値 (厚生労働省)	今回分析値 (mg/L)	備考
アシュラム	0.9	0.0001 未満	除草剤
イソプロチオラン	0.3	0.00002 未満	殺虫剤
キャプタン	0.3	0.0001 未満	殺菌剤
グリホサート	2	0.0002 未満	除草剤
フィプロニル	0.0005	0.000005 未満	殺虫剤
プロピコナゾール	0.05	0.0002 未満	殺菌剤
ペンシクロン	0.1	0.0001 未満	殺菌剤
メタラキシル	0.2	0.00005 未満	殺菌剤

#### 4) 環境基準等

##### イ. 人の健康の保護に関する環境基準と排水基準

No.	項目	環境基準	排水基準 (許容限度)	主な用途
1	カドミウム (Cd)	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L	安定剤、顔料、合金、電池、メッキ
2	全シアン (CN)	検出されないこと	1 mg/L	金属表面処理、樹脂生産用
3	鉛 (Pb)	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L	蓄電池、ゴムの硬化剤、マッチ
4	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L	金属表面処理、触媒剤、クロム合金
5	ヒ素 (As)	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L	半導体材料、合金添加、農薬、医薬品原料
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	0.005 mg/L	金属水銀、歯科材料、触媒、温度計、水銀灯など計器
7	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	〔水銀触媒を使用する工場、農薬等の排水に含まれることがある〕
8	PCB	検出されないこと	0.003 mg/L	絶縁油、熱触媒、複写紙等、1972年生産中止
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L	溶剤、冷剤、抽出溶媒
10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L	溶剤、洗浄剤、防虫剤
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.04 mg/L	樹脂原料、溶剤、洗浄剤
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1 mg/L	樹脂原料
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.4 mg/L	溶剤、樹脂製造の原料
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	3 mg/L	洗浄剤、溶剤、ドライクリーニング溶剤
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L	溶剤、粘着剤
16	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L	洗浄剤、溶剤
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L	洗浄剤、溶剤、ドライクリーニング溶剤
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L	土壌くん蒸剤、殺線虫剤
19	チウラム	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L	硫黄殺菌剤 (種子、球根、芝等)
20	シマジン (CAT)	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L	トリアジン系除草剤 (野菜、豆類、芝等)
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L	チオールカーバメート系除草剤 (稲、野菜、豆類等)
22	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L	染料、溶剤、多様な製品の合成原料
23	セレン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L	ガラス、窯業、半導体材料、光電池
24	亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> 、NO <sub>2</sub> -N)	10 mg/L 以下	100 mg/L	〔有機性窒素の酸化されたもの〕
25	ふっ素 (F) 及びその化合物	0.8 mg/L 以下	8 mg/L	フッ素水素酸、防虫剤、ほうろうのうわ薬
26	ほう素 (B) 及びその化合物	1 mg/L 以下	10 mg/L	金属、ほう化物、ほう酸 (ガラス、ほうろう、染料)
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L	洗浄剤、溶剤

(注) 主な用途の [ ] 内は、二次生成物。

ロ. 要監視項目及び指針値

項目	指針値	主な用途
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	麻酔剤、消毒剤、溶剤
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	溶剤、抽出剤、樹脂や溶剤製造の反応中間体
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	溶剤、溶剤の原料
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トイレの防臭剤、防虫剤、有機合成の中間体
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	有機リン殺虫剤（稲、ミカン、とうもろこし等）
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	〃 （稲、果樹、野菜、芝等）
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L 以下	〃
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	ジチオラン系の殺虫剤（果樹、芝等）
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下	銅殺菌剤（果樹、野菜、芝等）
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L 以下	有機塩素殺菌剤（野菜、果樹、芝等）
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	酸アミド系除草剤（芝、レタス）
EPN	0.006 mg/L 以下	有機リン殺虫剤（稲、果樹、野菜等）
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L 以下	〃 （果樹、野菜、樹木等）
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L 以下	カーバメート系殺虫剤（稲、野菜等）
イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L 以下	有機リン殺虫剤（稲等）
クロルニトロフェン（CNP）	—	ジフェニルエーテル系除草剤（稲等）
トルエン	0.6 mg/L 以下	染料、香料、有機顔料、可塑剤、合成樹脂
キシレン	0.4 mg/L 以下	溶剤、染料、有機顔料、香料、樹脂の原料
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	可塑剤、絶縁媒体
ニッケル（Ni）	—	特殊銅、メッキ、電熱線、顔料
モリブデン（Mo）	0.07 mg/L 以下	特殊銅、試薬、顔料、触媒
アンチモン（Sb）	0.02 mg/L 以下	合金、半導体材料、樹脂の難燃剤、顔料
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	
全マンガン	0.2 mg/L 以下	
ウラン	0.002 mg/L 以下	
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L 以下 （暫定）	

クロルニトロフェン、ニッケルは、現在指針値が削除されている。  
PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

## ハ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、表 11 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして県知事が指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

なお、公共用水域における BOD 又は COD の環境基準の適否は 75%水質値（年間の日間平均値 n 個を水質のよいものから並べたとき、 $0.75 \times n$  番目にくる数値）を用いる。（昭和 52 年環水管第 52 号）

表 11 河川的环境基準（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000CFU/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
D	工業用水 2 級 農業用水	6.0 以上 8.5 以下	2 mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	2 mg/L 以上	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	—

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）  
 2. 農業用水については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。  
 （湖沼もこれに準ずる）

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等、貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等、貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度























(18) 高田大溝川下流

測定日	採水時間	一般項目				生活環境項目								その他の項目			
		流量	気温	水温	透視度	pH	D O	BOD	ATU-BOD	S S	T-N	T-P	大腸菌数	Cl <sup>-</sup>	ABS	T-Cr	ダイオキシン類
		m <sup>3</sup> /s	℃	℃	cm		mg/L	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	CFU/100ml	mg/l	mg/l	mg/l	pg-TEQ / L
5. 11. 21	9:27	0.035	13.8	12.5	>30	7.8	8.1	<0.5		16	1.2	0.067		7			
最大値		0.04	13.8	12.5		7.8	8.1	1.1		16	1.20	0.07		7			
最小値		0.04	13.8	12.5		7.8	8.1	1.1		8	1.20	0.07		7			
平均値		0.04	13.8	12.5		7.8	8.1	1.1		16	1.20	0.07		7			
75%水質値								-									

## V 騒音・振動・悪臭の部

## 1. 騒音

「好ましくない音」「不必要な音」を総称して騒音といいます。私たちは音により周りの様子を知ることができ、また意志や情報を伝えることができます。大きい音であっても、聞き手にとって必要な音は騒音ではないし、小さい音であっても聞き手にとって好ましくない音は騒音になります。このように、音の物理的な性質だけで騒音か否かを区別することはできません。工場の騒音以外にも、生活によって発生する音も騒音になり得るところに、騒音問題の難しさがあります。

騒音は各種公害の中でも日常生活に関係の深い問題であり、また、その発生源も多種多様であることから、例年、その苦情件数は全苦情件数のなかで多くの割合を占めています。

### 1) 工場騒音

工場から発生する騒音が騒音苦情の中でも主たるものです。住工混在地域の中小工場が苦情の発生源になりやすく、資金面等から対策の実施が困難である場合が多くなっています。

これらの騒音苦情を未然に防ぐために、法律（騒音規制法）や条例（生活環境の保全等に関する条例）で届出を義務づけ、規制基準値を設けています。届出時には設置場所等、防音対策について指導を行っています。

表1は令和5年度における騒音に係る特定施設設置状況と規制工場数です。

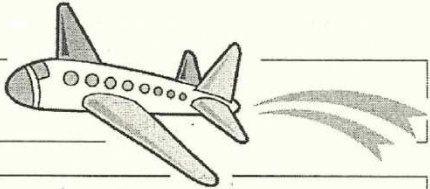
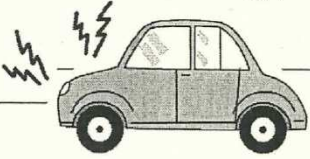
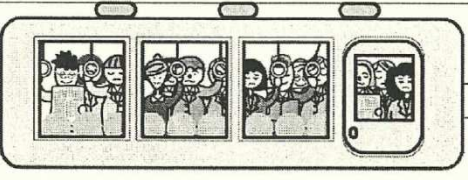
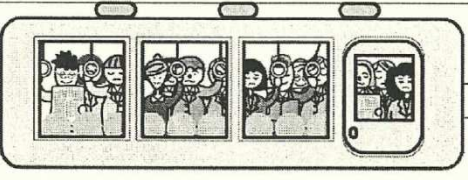
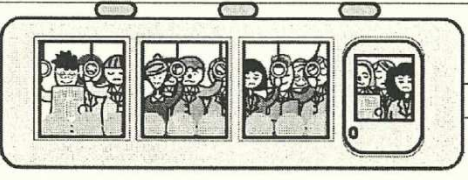
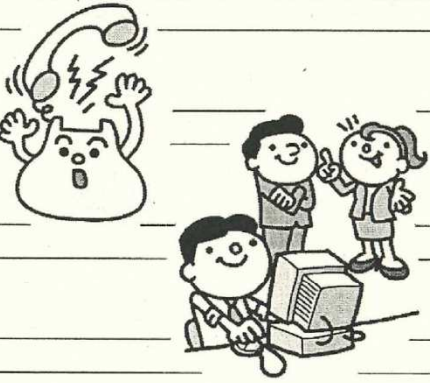


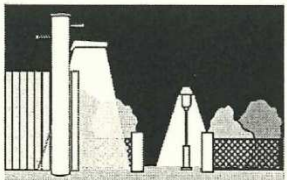
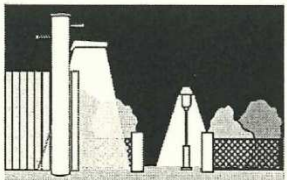

表1 騒音規制法及び県条例に定める特定施設の届出状況

(令和6年3月31日現在)

特定施設の種類	施 設 数		
	法 関 係 令和5年度	県条例関係 令和5年度	累 計
金 属 加 工 機 械	0	13	3,296
空気圧縮機及び送風機	4	167	2,559
土 石 用 破 碎 機 等	0	0	25
織 維 機 械	0	0	8,018
建設用資材製造機械	0	0	14
穀 物 用 製 粉 機	0	0	9
木 材 加 工 機 械	0	0	1,835
製 紙 機 械 等	0	0	43
印 刷 機 械	0	0	159
合成樹脂用射出成形機	0	0	317
鋳 型 造 形 機	0	0	17
ク ー リ ン グ タ ワ ー	0	4	199
集 じ ん 施 設	0	4	575
冷 凍 機	0	48	3350
合 計	4	236	20,416
事業場増減数	1	17	18
事業場数累計	536	876	1,412

[ 参 考 ]

### 騒音の大きさの例

120dB	飛行機のエンジンの近く	
110dB	自動車の警笛 (前方2m) リベット打ち	
100dB	電車が通る時のガードの下	
90dB	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80dB	地下鉄の車内 電車の車内	
70dB	電話のベル、騒々しい街頭 騒々しい事務所の中	
60dB	静かな乗用車 普通の会話	
50dB	静かな事務所	
40dB	市内の深夜、図書館 静かな住宅地の昼、郊外の深夜	
30dB	郊外の深夜 ささやき声	
20dB	木の葉のふれあう音 置き時計の秒針の音 (前方1m)	

## 2) 建設作業騒音

建設作業騒音は、建築工事、土木工事等に伴って発生します。その為、工事騒音とは異なり発生源に対する対策が困難であり、苦情解決には大変苦慮しています。

表2は令和5年度の特定建設作業の届出状況です。

表2 特定建設作業届出状況

特定建設作業	年度	令和5年度
くい打機を使用する作業		4
びょう打機を使用する作業		0
さく岩機を使用する作業		23
空気圧縮機を使用する作業		8
コンクリートプラント等を設けて行う作業		0
バックホウを使用する作業		12
トラクターショベルを使用する作業		0
ブルドーザーを使用する作業		1
作業合計		48

## 3) 生活騒音

生活騒音は近年特に問題になってきており、近隣騒音とも言われています。発生源としては、日常生活の中から発生する自動車の空ふかし、ピアノ、クーラーの室外機、カラオケなど多種多様であります。生活騒音は、都市化が進むにつれて増大することが予想されます。

生活騒音のほとんどは、一人一人のわずかな心遣いで防ぐことができるものです。隣近所のことを考え、他人に迷惑をかけない気持ちが大切です。

## 4) 交通騒音

交通騒音は交通網の拡大や交通量の増大によって深刻な社会問題になっています。

市では自動車交通状況を把握し、地域環境の保全を図るため、島田岡部線及び一般国道1号（藤枝バイパス）の交通騒音の実態調査を行っています。

また、平成24年度から騒音規制法第18条第1項に基づき、自動車騒音の常時監視による面的評価を行っています。

これは、市内の幹線交通を担う道路を対象に騒音等の調査を実施し、道路沿道（50m以内）に立地する全ての住居等の騒音レベルを推計し、環境基準達成状況の把握を目的とするものです。

令和5年度は、焼津藤枝線、伊久美藤枝線、堀之内青島線の3路線3箇所で行いました。

### 環境基準

人の健康を保護し、環境を良好に保つため、維持されることが望ましい基準。

### 要請限度

この限度を超えて発生した場合は、人の健康や生活環境を著しく害するおそれがあるため、公安委員会に道路交通法の規定による車両の通行禁止または、速度の制限・徐行等の措置を要請することができる。

表3 交通騒音測定結果

島田岡部線 調査地点 緑町1丁目4番地青池公園駐車場内

時間の区分	測定年月日	測定値 (Laeq)	環境基準達成状況
昼間 (6時~22時) 環境基準 70 デシベル	R5.12.19~20	67 デシベル	○
夜間 (22時~6時) 環境基準 65 デシベル	R5.12.19~20	63 デシベル	○

一般国道1号(藤枝バイパス) 調査地点 堀之内869-1

時間の区分	測定年月日	測定値 (Laeq)	環境基準達成状況
昼間 (6時~22時) 環境基準 70 デシベル	R5.12.19~20	57 デシベル	○
夜間 (22時~6時) 環境基準 65 デシベル	R5.12.19~20	53 デシベル	○

表4 自動車騒音の常時監視による面的評価調査結果

調査日時：令和5年12月19日~20日

路線名	騒音測定箇所 ( )は表下の※参照	区間延長 (km)	住居戸数 (戸)	昼夜とも 達成 (戸)	昼間のみ 超過 (戸)	夜間のみ 超過 (戸)	昼夜とも 超過 (戸)
焼津藤枝線	立花2丁目6-23 ※環境基準(1)	1.1	202	202 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
伊久美藤枝線	緑町1丁目7-3 ※環境基準(1)	4.0	732	732 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
堀之内青島線	水上210-36 ※環境基準(1)	2.5	386	386 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計		7.6	1320	1320 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※道路に面する地域における環境基準値 昼間(6時~22時)・夜間(22時~6時)

(1) 沿線：昼間70dB以下・夜間65dB以下

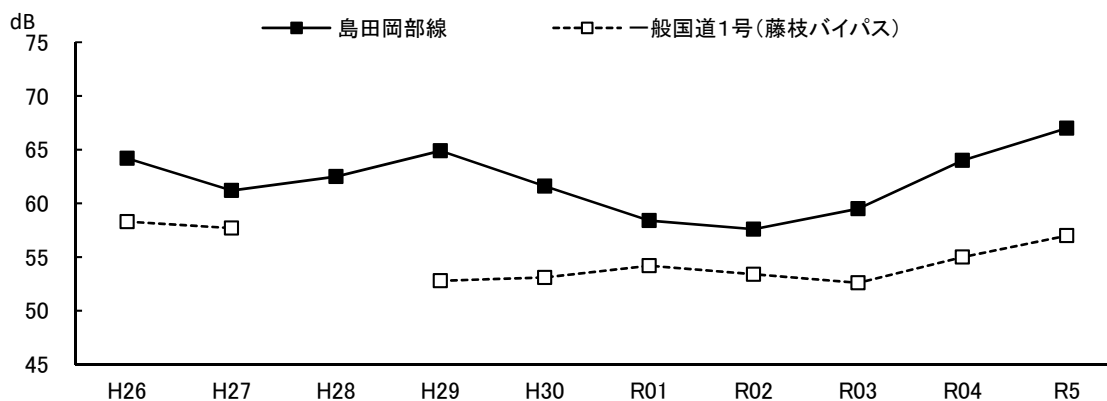


図1 交通騒音(夜間)の年推移

- ：島田岡部線及び一般国道1号（藤枝バイパス）の騒音測定地点  
★：令和5年度自動車騒音常時監視に係る騒音調査測定地点

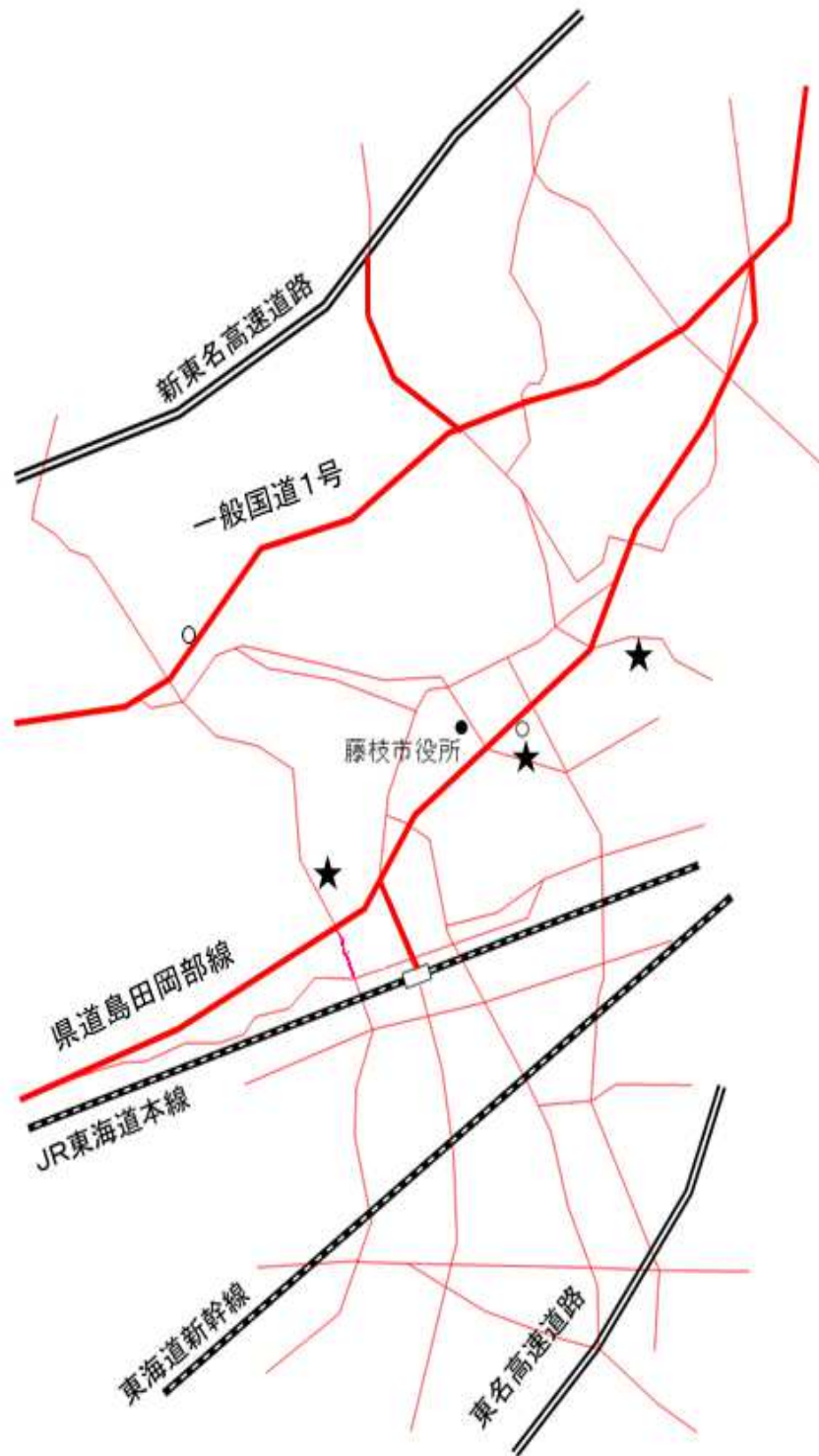


図2 騒音測定地点図

## 5) 環境基準等

### イ. 騒音に係る環境基準（評価：等価騒音レベル）

私たちが生活している環境を良好に保つための目標として昭和46年5月に定められ、平成11年4月に改正されました。

この基準はそれぞれの地域特性及び時間の区分に応じて設定されています。

地域類型	該当地域	基準値	
		昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第1種・第2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域		
C	(旧) 特別工業地区、近隣商業地域 商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

### 道路に面する地域（ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間を除く）

該当地域	基準値	
	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

### 幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

（注）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次に掲げる道路をいう。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道は4車線以上の区間に限る）及び自動車専用道路のうち、次の範囲を言う。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 道路端から15メートル
- (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 道路端から20メートル



## ロ. 自動車騒音の要請限度（評価：等価騒音レベル）

要請限度は、騒音規制法に基づき、県知事が県公安委員会に対し道路交通法の規定による処置をとるべきことを要請する際の限度として、定められています。

平成12年4月から下記のように改正されました。

区域の区分	該当地域	要請限度			
		昼間（6～22時）		夜間（22～6時）	
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上
A	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	65デシベル	70デシベル	55デシベル	65デシベル
B	第1種・第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域		75デシベル		70デシベル
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (旧)特別工業区 工業地域 工業専用地域	75デシベル		70デシベル	

幹線交通を担う道路に近接する区域については、前表によらず、特例として次表の要請限度が設定されています。

要請限度	
昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
75デシベル	70デシベル

## ハ. 騒音に係る規制基準

### 特定事業場から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
	8～18時	6～8時 18～22時	22～6時
第1種区域 (第1種・第2種低層住居専用地域)	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域 (第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域・市街化調整区域)	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域 (近隣商業地域・商業地域 準工場地域・(旧)特別工業地区)	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域 (工業地域・工業専用地域)	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

### 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別	地域の区分	規制基準
基準値	全地域	85 デシベル
		敷地の境界線での値
		基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を、1日当たりの作業時間欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
作業時間	第1号区域	午後7時～午前7時の時間内でないこと
	第2号区域	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間/日を超えないこと
	第2号区域	14時間/日を超えないこと
作業期間	第1号区域	連続6日を超えないこと
	第2号区域	連続6日を超えないこと
作業日	全区域	日曜日その他の休日でないこと

(備考) 第1号区域 第2号区域以外の区域

第2号区域 特定工場等の規制基準の第4種区域のうち、学校、病院等からおおむね80mの区域を除いた区域

## 2. 振動

振動は、各種公害のなかで騒音と並んで、日常生活に関係の深い問題です。振動については、主として心理的、感覚的なものに左右されやすく、影響の及ぶ範囲も発生源の周辺に限られるなど、騒音と類似した特性が見られます。また、騒音と同一の発生源から同時に発生する 경우가ほとんどです。

「振動規制法」では、都道府県知事が振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この指定地域において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について、必要な規制を行うとともに、道路交通振動については、都道府県公安委員等に対する要請を行うように定めています。

なお、市内の振動に係る特定施設の届出状況は表5のとおりです。

特定建設作業は、指定地域内において行われる建設作業であって、政令で定めるくい打ち等の作業が規制対象となります。建設作業振動については、低振動建設機械・工法の開発・普及が進められています。

なお、特定建設作業の届出状況は、表6のとおりです。

表5 振動規制法及び県条例に定める特定施設の届出状況

(令和6年3月31日現在)

特定施設の種類	施設数		
	法関係 令和5年度	県条例関係 令和5年度	累計
金属加工機械	5	0	1,005
圧縮機	22	43	1,728
土石用破碎機等	0	0	20
織機	0	0	544
コンクリートブロックマシン	0	0	0
木材加工機械	0	0	11
印刷機械	0	0	48
ロール機	0	0	11
合成樹脂用射出成形機	0	0	293
鋳造型機	0	0	0
合計	27	43	3,660
事業場増減数	4	5	9
事業場数累計			354

表6 特定建設作業届出状況

特定建設作業の種類	令和5年度
くい打ち機を使用する作業	8
剛球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	19
合計	27

## 振動に係る規制基準

### 特定事業場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間（8～20時）	夜間（20～8時）
第1種区域の1 （第1種・第2種低層住居専用地域）	60 デシベル	55 デシベル
第1種区域の2 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域・市街化調整区域）	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域の1 （近隣商業地域・商業地域 準工場地域・（旧）特別工業地区）	70 デシベル	60 デシベル
第2種区域の2 （工業地域・工業専用地域）	70 デシベル	65 デシベル

### 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	地域の区分	規制基準
基準値	全地域	75 デシベル
作業時間	第1号区域	午後7時～午前7時の時間内でないこと
	第2号区域	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間／日を超えないこと
	第2号区域	14時間／日を超えないこと
作業期間	第1号区域	連続6日を超えないこと
	第2号区域	連続6日を超えないこと
作業日	全区域	日曜日その他の休日でないこと

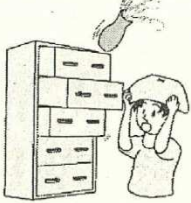


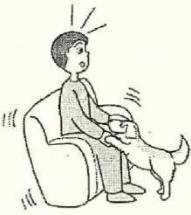

（備考）第1号区域 第2号区域以外の区域  
 第2号区域 特定工場等の規制基準の第4種区域のうち、学校、病院等からおおむね80mの区域を除いた区域

### 自動車振動の許容限度

区域の区分	時間区分	
	昼間 （8～22時）	夜間 （22～8時）
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

振動による影響

気象庁震度階

90 dB		人体に生理影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震。	中 震
80 dB		産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合)  深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震。	弱 震
70 dB		浅い睡眠にも影響が出始める	大ぜいの人に感ずる程度のもので戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震。	軽 震
60 dB		振動を感じ始める  ほとんど睡眠に影響はない	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震。	微 震
50 dB				無
40 dB		常 時 微 動	人体に感じない地震計に記録される程度。	感

### 3. 悪臭

市では、工場や事業場から発生する悪臭について、平成 22 年度までアンモニアや硫化水素など、悪臭防止法に定める 22 物質のそれぞれの濃度で規制する「物質濃度規制」を行ってきました。

しかし最近の悪臭苦情では、いろいろな臭いが混ざり合った複合臭が原因となる場合や、指定された悪臭物質以外の物質が原因となる苦情が増加してきました。

そこで、市では平成 23 年度より悪臭防止に基づく規制方法を「物質濃度規制」から、人の感覚を用いて全ての臭いを判定する「臭気指数規制」に変更しました。

なお、県の「生活環境の保全等に関する条例」により、悪臭に関する特定施設の市への届出状況は表 7 のとおりです。

表 7 県条例に基づく特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設の種類	施設数	事業場数
パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	3	1
調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設	2	1
合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	47	1
動物の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する施設	蒸煮施設	0
	真空濃縮施設	0
	乾燥施設	6
鶏舎（面積 400 m <sup>2</sup> 以上のもの）	3	3
合計	61	7

#### 臭気指数とは

「臭気指数」とは、臭気の強さを示す数値で、臭いのついた空気や水を、臭いが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数を 10 倍した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

例えば、臭気を 100 倍に希釈した時に、臭いを感じなくなった場合、臭気濃度は 100 となり、その臭気指数は 20 となります。

$$\begin{aligned} \text{臭気指数} &= 10 \times \log_{10} 100 \\ &= 10 \times 2 \\ &= 20 \end{aligned}$$

## 臭気指数規制の基準

### (1) 規制対象

市内全ての工場や事業所から発生する悪臭が対象になります。一般家庭のほか、自動車や建設工事現場などから発生する悪臭は規制対象外です。

### (2) 規制地域

市内全域

### (3) 規制基準（悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準）

法では、工場や事業場の敷地境界線上の規制基準（1号基準）を臭気指数10～21の範囲で定めることとしています。本市では、均質的な行政遂行の観点から、市内一律の基準を採用します。

#### ①敷地境界線上における規制基準（1号基準）

臭気指数15

※臭気指数15とは、臭いを無臭空気希釈したときに、約32倍相当の希釈によって臭いが感知できなくなる値です。

#### ②気体排出口における規制基準（2号基準）

悪臭防止法施行規則第6条の2の定める方法により、算出した臭気排出強度又は臭気指数。

【排出口の高さが15m以上の場合】

1号規制基準値を基礎として法施行規則第6条の2第1項第1号の規定で算出（臭気排出強度）

【排出口の高さが15m未満の場合】

1号規制基準値を基礎として法施行規則第6条の2第1項第2号の規定で算出（臭気排出強度）

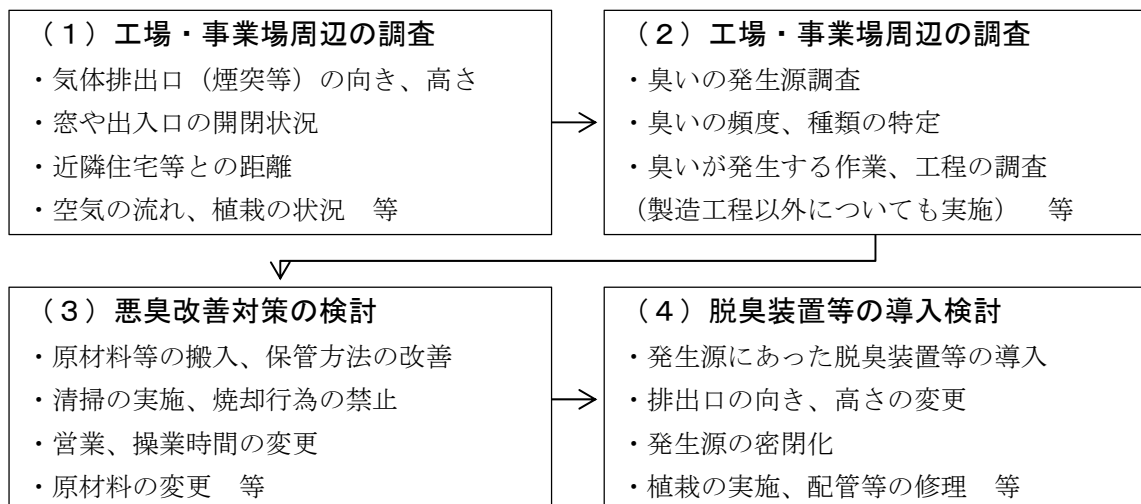
#### ③排水における規制基準（3号基準）

臭気指数31

※1号基準「15」+16（法施行規則第6条の3）

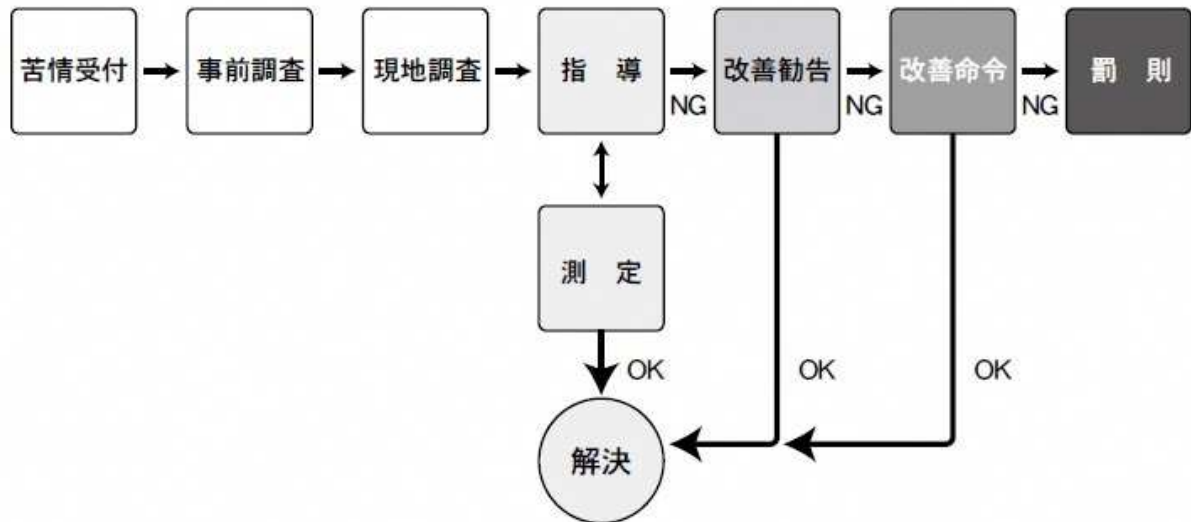
## 悪臭を防ぐため

悪臭を未然に防ぐために、悪臭発生状況の調査・原因の究明・対策の検討などの取り組みが必要です。簡単な対策でも悪臭が軽減することがあります。



## 行政処分等について

規制基準を満足しないことにより、周辺的生活環境が損なわれ、苦情が発生した場合には事業者に適切な対策を講じていただきます。基準に適合せず、適切な対応をとらない場合は、改善勧告や改善命令が出される場合があります。また、改善命令に従わない場合の罰則規定もあります。



## 事故時の措置

規制地域内の事業場において事故等で悪臭が発生した場合には、すぐに応急措置を講じた上で、市役所へ連絡して下さい。状況により応急措置を命ずることがあります。



## VI そ の 他

# 1. 公害防止協定の締結

## 公害防止協定締結事業所及び協定内容

番号	事業所名 所在地	制定年月日 最終改定 年月日	水質に係る協定値						大気に係る協定値							騒音(dB)					臭気 指数			
			排出水 日量 (m <sup>3</sup> )	pH	BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		その他 (mg/ℓ)	硫黄 酸化物 K値	ばいじん量		窒素酸化物量 (ppm)	焼却炉 (ppm)	塩化水素 (ppm)	燃料中 のイオン 分 (%)	タイオ キシ ン 類 (mg-TEQ/g)	朝 6~8	昼 8~18	夕 18~22		夜 22~6	昼 8~20	夜 20~8
					最大	日間 平均	最大	日間 平均			ボイラー (g/Nm <sup>3</sup> )	その他 (g/Nm <sup>3</sup> )												
1	住友パークライト(株) 静岡工場 藤枝市高柳2100	S46.12.3 H24.11.21	30,000 以下	5.8 ~ 8.6	15	10	30	20	n-ヘキサン抽出物3(鉱油類) フェノール1 ホルムアルデヒド5	10.0 以下	※1 0.05~ 0.25	—	※1 100~ 180	—	—	1.5 以下	—	65	70	65	60	70	65	15
2	藤枝製紙(株) 藤枝市前島1-18-21	S49.12.10 H25.5.9	10,000	5.8 ~ 8.6	80	60	70	50	PCB(排水) 0.002mg/kg PCB(底質) 5mg/kg	—	—	0.05 (焼却炉)	—	150	1.5	—	—	—	—	—	—	—	15	
3	中外製薬工業(株) 藤枝市高柳2500	S50.4.28 H24.8.3	13,000	6.5 ~ 8.5	15	10	30	20	—	10	0.05 (ガス機関)	100	600	—	—	—	65	70	65	60	70	65	15	
4	(株)村上開明堂 藤枝市兵太夫748	S51.7.30 H24.8.6	2,000	6.5 ~ 8.5	25	20	50	40	鉛及び その化合物 0.8以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	
5	科研製薬(株) 静岡工場 藤枝市源助301	S51.9.2 H25.6.10	20,000	6.0 ~ 8.5	45	35	65	45	—	10	0.05	70	—	—	—	—	※3 60 65	※3 65 70	※3 60 65	※3 55 60	70	65	15	
6	(株)ニチビ 静岡工場 藤枝市善左衛門300	S51.9.2 H24.8.1	8,000 以上 8,000 未満	6.5 ~ 8.5	20	15	30	20	—	—	0.05	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	
7	持田製薬(株) 藤枝市源助342	S51.9.21 H24.8.30	3,000	6.5 ~ 8.5	20	10	30	20	—	10	0.2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	15	
8	(株)明治 東海工場 藤枝市小石川町4-22-1	S54.3.26 H24.9.3	10,000	6.5 ~ 8.5	35	25	30	20	—	14.5	0.1	150	—	—	—	—	※4 65	※4 70	※4 65	※4 60	70	65	15	
9	(株)テクノフローワン 藤枝工場 藤枝市八幡216	S61.12.24 H25.9.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	15	
10	(株)ソムラ 静岡工場 藤枝市築地392	S62.7.24 R1.11.7	—	6.5 ~ 8.5	25	20	30	20	—	10.5	0.1	エアヒーター 130 乾燥炉 0.2	130	エアヒーター 130 乾燥炉 230	—	—	—	—	—	—	—	—	15	
11	オリエント工業(株) 藤枝市岡部町内谷768-1	H6.5.16 —	—	—	—	—	—	—	銅1,亜鉛3 総クロム2 六価クロム 0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	
12	日清紡テキスタイル(株) 藤枝市善左衛門600	H6.11.4 H21.4.1	40,000	5.8 ~ 8.6	15	10	30	20	n-ヘキサ ン抽出物3 (鉱油類)	10	0.2	—	150	—	—	1	10 以下	※3 60 65	※3 65 70	※3 60 65	※3 55 60	70	65	15
13	三井住建道路(株)・大成ロテック(株)共同企業体 藤枝市岡部町岡部1439-2	H9.1.29 —	—	—	—	—	—	—	n-ヘキサ ン抽出物5 (鉱油類)	10.75	—	乾燥炉 0.3	—	乾燥炉 160	—	—	—	—	—	—	—	—	15	
14	(株)テクノフローワン 藤枝第二工場 藤枝市平島717-1	H10.6.30 H25.8.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	15	
15	ネスレ日本(株) 島田工場 島田市細島字寺久保1700	H14.7.3 R4.10.17	2,900	5.8 ~ 8.6	10.5	7	20	15	—	7.5	※1 0.1~ 0.15	0.2	※1 100~ 260	170	—	※2 0.001 ~1.35	—	※3 60 65	※3 65 70	※3 60 65	※3 55 60	70	65	15

※1 対象施設により異なる。 ※2 燃料の種類により異なる。 ※3 区域により異なる。 ※4 第2種区域に接する区域においては、第2種区域側に30mまでは5dB減じた値とする。

番号	事業所名 所在地	制定年月日 最終改定 年月日	水質に係る協定値							大気に係る協定値							騒音(dB)					振動(dB)		臭気 指数										
			排水日 量(m <sup>3</sup> )	pH	BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		その他 (mg/ℓ)	硫黄 酸化物 K値	ばいじん量		窒素 酸化物 量(ppm)	焼却炉 (ppm)	塩化水素 (ppm)	燃料中 のイオ ン分 (%)	タイオ キシ ン 類 (mg-TEQ/g)	朝 6~8	昼 8~18	夕 18~22	夜 22~6	昼 8~20	夜 20~8											
					最大	日間 平均	最大	日間 平均			ボイラー (g/Nm <sup>3</sup> )	その他 (g/Nm <sup>3</sup> )																						
16	大王パッケージ㈱ 藤枝市善左衛門86-1	H14.11.1 H24.4.18	-	6.0 ~ 8.0	25	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
17	㈱片山製作所 藤枝市横内2240	H16.4.1 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15	
18	㈱リサイクルクリーン 藤枝市岡部町宮島963	H16.5.31 -	-	5.8 ~ 8.6	20	15	40	30	n-ヘキサ ン抽出物3 (鉱油類)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	65	60	60	65	55	-	15		
19	(有)ヤマジュウ山本自動車解体 藤枝市岡部町三輪2011	H16.9.1 -	-	5.8 ~ 8.6	20	15	40	30	n-ヘキサ ン抽出物3 (鉱油類)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
20	高木鉄工所 藤枝市岡部町三輪2015	H17.1.31 -	-	5.8 ~ 8.6	20	15	40	30	n-ヘキサ ン抽出物3 (鉱油類)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
21	㈱マルトシ青木 藤枝市横内2250	H17.3.10 -	-	5.8 ~ 8.6	160	120	200	150	n-ヘキサ ン抽出物5 (鉱油類)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
22	㈱サンパーツ 藤枝市横内2255	H17.3.10 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
23	以和貴冷熱㈱ 藤枝市横内2260	H17.3.10 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
24	㈱シノミヤ 藤枝市横内2270	H17.8.1 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
25	㈱古紙センタートヨタ 藤枝営業所 藤枝市横内2258	H17.12.16 H24.9.18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
26	㈱ランテック 藤枝市岡部町三輪2003	H18.3.1 -	-	5.8 ~ 8.6	20	15	40	30	n-ヘキサ ン抽出物3 (鉱油類)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
27	美光産業㈱ 藤枝市岡部町三輪2014	H18.3.10 -	-	5.8 ~ 8.6	20	15	40	30	n-ヘキサ ン抽出物3 (鉱油類)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	70	65	60	70	65	-	15		
28	住友林業クレスト㈱ 静岡工場 藤枝市横内2266	H18.4.1 H24.5.1	-	-	-	-	-	-	10.0 以下	0.2	-	150	-	-	1% 以下	5 以下	65	70	65	60	70	65	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	
29	㈱静和鍛工所 藤枝市岡部町桂島1952-3	H20.12.24 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	55	50	45	65	55	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	
30	㈱USメック 藤枝市横内2139-2	H21.4.1 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	65	55	70	60	55	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	

番号	事業所名 所在地	制定年月日 最終改定 年月日	水質に係る協定値						大気に係る協定値							騒音 (dB)				振動 (dB)		臭気 指数		
			排水日 量 (m <sup>3</sup> )	pH	BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		その他 (mg/ℓ)	硫黄 酸化物 K値	ばいじん量		窒素酸化物量		塩化水素 (ppm)	燃料中 のイオン 分 (%)	タイオ キシ ン 類 (mg-TEQ/g)	朝	昼	夕	夜		昼	夜
					最大	日間 平均	最大	日間 平均			ボイラー (g/Nm <sup>3</sup> )	その他 (g/Nm <sup>3</sup> )	ボイラー (ppm)	焼却炉 (ppm)				6~8	8~ 18	18~ 22	22~ 6		8~ 20	20~ 8
31	エスエスケイフーズ㈱ 藤枝市高田957-1	R4. 3. 24 -	-	5.8 ~ 8.6	25	20	50	40	n-ヘキサン 抽出物30以下 (動植物油脂類)	-	-	-	-	-	-	-	50	55	50	45	65	55	15	
32	永和工業㈱ 藤枝市高田928-7	R4. 3. 24 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	55	50	45	65	55	15	
33	トヨタモビリティパーツ㈱静岡支社 藤枝市高田81-1	R4. 4. 27 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	55	50	45	65	55	15	
34	ダン化学㈱ 藤枝市高田169-12	R4. 12. 5 -	-	-	120	160	150	200	-	-	-	-	-	-	-	-	50	55	50	45	65	55	15	
35	浜名梱包輸送㈱ 浜松市浜北区新堀70-6	R4. 12. 27 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	55	50	45	65	55	15	
36	(有)江端商店 横内2254	2023/5/17 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	55	50	45	65	55	15	

## VII 用語の解説

## 用語の解説

### あ行

#### 暗騒音

ある音を対象として考える場合、その音がないときにもその場所に存在する騒音を対象の音に対して暗騒音という。

#### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

石油・石炭などの中にある硫黄が燃焼して生成する。大気汚染では、とくに亜硫酸ガス (SO<sub>2</sub>: 二酸化硫黄) に注目して測定が行われている。浮遊粉じんと共存して作用することが多く、四日市ぜんそく、川崎ぜんそく等の主要な原因物質といわれている。

#### 一般項目 (生活環境項目)

水質汚濁防止法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目を指し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群、また海域の場合は、pH、COD、DO、大腸菌群、n-ヘキサン抽出物質 (油分) の項目である。

#### 陰イオン界面活性剤

界面活性剤には、陰イオン系、陽イオン系、非イオン系があり、現在市販されている合成洗剤の主成分は、陰イオン系界面活性剤に属するものが多い。

#### オゾン層の破壊

地上から約 25km 上空の成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生物を保護している。1985 年に南極上空でオゾン層が減少し少し薄くなっているオゾンホールが観測され問題となった。オゾン層が破壊され、地上に達する紫外線の量が増大すると、皮膚ガンや白内障の増加、免疫機能の低下等をもたらす恐れがある。

オゾン層が破壊される原因のひとつはフロンガスである。フロンは長期間 (50~100 年) 分解されずに空气中に留まり、やがては成層圏に達し、そこで強い紫外線により分解して塩素原子を引き抜き、その結果オゾンが破壊される。

フロンは、冷蔵庫やエアコンの冷媒、電子部品の洗浄に広く使われていたが、1987 年に採択された「モントリオール議定書」により、フロンの段階的な削減が合意され、我が国でも、1994 年に「オゾン層保護法」が制定された。

#### 汚濁負荷量

一定の水域の中に、どの程度の汚濁物質が加えられているかを表す量で「汚濁負荷量 (g) = 濃度 (ppm) × 水量 (m<sup>3</sup>)」の式より算出する。

### か行

#### 活性汚泥法

好気性バクテリア・原生動物などの生物を主体とする粘質の小片を含んだ汚泥を活性汚泥といい、これは有機物の吸着、酸化を活性に行い、またそれ自身沈殿しやすいため、この特性を利用した有機物の浄化方法を、活性汚泥法という。

## 合併処理

水洗式し尿浄化槽の一つの形で、し尿関係だけを浄化するものを、単独処理法というのに対し、し尿と、その他の生活雑排水と一緒に浄化処理する方法を合併処理という。

## 揮発性有機化合物 (VOC)

揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) とは、トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤 (シンナー等) などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

## 健康項目

水質汚濁防止法の人の健康に係る環境基準に定められている項目を指し、全シアン、アルキル水銀、カドミウム、鉛、クロム (六価)、ヒ素、総水銀、PCB などの 26 項目が、指定されている。これらの物質は、慢性毒性もあり、また、急性毒性も強く、人の健康を阻害する物質である。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応をおこして生成するオゾン、アルデヒド、PAN (Peroxyacetyl Nitrate) 等の総称で、主成分はオゾンである。大気中でスモッグを形成するので、この現象を光化学スモッグという。

人の目や喉を刺激したり、植物にも影響を与えるとされている。大気汚染防止法では、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になった場合、注意報等の発令を行い、人体被害の未然防止に努めることとしている。

## さ行

### 砂漠化

砂漠化は、気候変動に伴う降雨量の減少による乾燥化や、開発途上国での人口増に起因する過度の開墾による表土流出、過伐採、過放牧により引き起こされ、食料生産基盤の悪化、生物多様性の喪失などの深刻な影響を及ぼしている。

国連環境計画 (UNEP) の推定によると、砂漠化の影響は地球上の表面積の約 3 分の 1 に及び、世界の 110 ヶ国以上、10 億人の人々が影響を受けているといわれている。

### 酸性雨

石油や石炭などの化石燃料の使用に伴い排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が降雨に取り込まれ、酸性が強くなった、pH5.6 以下の雨のことをいう。

酸性雨の被害としては、森林の破壊や湖沼に生息する魚類の死滅、石やコンクリート、金属製の建物の腐食が知られている。

酸性雨はその原因物質が気流で運ばれ、原因物質の発生源から遠く離れた場所で発生することもあるため、酸性雨を減少させるためには自国だけでなく、周辺近隣諸国の対策も必要である。

### 自浄作用

自然水中に汚濁物質が放流されたときに、自然水中で浄化されることをいう。自浄作用は①希釈によるもの、②水中の微生物によるもの、③沈殿によるものの三つの作用によって行われる。

自浄能力は自然水の流量、水温及び水質によって異なる。

河川の水質汚濁は、流入した汚濁原因物質が、自浄作用の限界を超えたときに発生する現象だといえる。

## 振動レベル

振動レベル計を用いて振動感覚補正を通して測った加速度レベルをいう。鉛直及び水平振動について求められ、「dB」が用いられる。

## スモッグ（煙霧）

煙（smoke）と霧（fog）を結びつけて作ったことば。地上気象観測法としてははっきりとした定義は与えられていない。ただ、漠然と都会や工業地などのひどい視程障害現象というように報道等で扱われている。

## 騒音

「好ましくない音、不必要な音」の総称である。したがって騒音という特別な音があるわけではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、①概して大きい音、②音色の不快な音、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起す音等があげられる。

## 騒音レベル

ある音を騒音計で測ったときの指示の読みであり、聴覚補正のなされた音圧レベルで、音の大きさのレベルを近似的に示す。単位は日本では「dB」である。

## た行

### 大腸菌群

腸内細菌に属するグループで、幾種類かのものの総称である。この中には、病原性のものと非病原性のものがあり、また、大腸菌群が検出されるということは、人畜のし尿が混入している疑いを示す。

## 地球温暖化

大気中の二酸化炭素（炭酸ガス）やメタン、フロンガス等は、太陽光線は通過させても、地上から放射される熱を吸収する働きがあり、その結果、地球表面の温度が上昇する。これを「温室効果」と呼んでいる。

化石燃料等の大量消費により、大気中の二酸化炭素濃度は増加の一途をたどり、産業革命前には約280ppmであったが、現在では350ppmまで上昇し、2030年頃には産業革命前の2倍になるものと推測されている。

その結果、地球の平均気温が1.5℃～3.5℃上昇し、極地の氷溶解による海面上昇、異常気象により生態系や農作物にも甚大な影響があるといわれている。

二酸化炭素排出量の削減については、現在の社会経済システムを根本的に見直す取組が必要とされている。

## 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

公害用語としては、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）両者の総称として用いられる。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、NOが生成する。これは、空気中で徐々にNO<sub>2</sub>に変化する。発生源としてはボイラー等の他に、広範囲に存在し排出口の低い自動車が特に都市部では問題になっている。NO<sub>2</sub>はNOより呼吸器に対する影響が大きく、また吸引されたNO<sub>2</sub>の大部分は呼吸器に摂取され、呼吸器以外の組織や反応にも影響を及ぼすといわれる。



## 中央値

騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合の騒音レベルの表し方の一つで、中央値は、そのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分ずつあることを示す。

## 等価騒音レベル

変動する騒音レベルのある時間内におけるエネルギー平均したもの。ある時間帯内で変動する自動車等の騒音の全エネルギー（A 特性）と等しいエネルギーを持ち、レベルが一定である騒音に置き換えた場合の騒音レベル。

## な行

### 熱帯雨林の破壊

熱帯雨林は二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなど、生物全体にとって多大な恵みをもたらす、かけがえのない財産である。

世界の熱帯雨林は、かつて陸地面積の 16%を占めていたが、収奪的な移動焼畑耕作や、商工材として不適切な伐採により毎年 1,540ha（日本のほぼ 4 割）[FAO 資料]が減少し、現在では 6%となっている。

熱帯雨林の減少は、野生生物の生息地が損なわれるなど生態系への直接的な影響のほか、砂漠化、地球温暖化を加速するなど間接的な影響も懸念されている。

## は行

### 浮遊物質（SS）

Suspended Solid の略で、粒径 2mm～1 ミクロンの間にある。水に溶けない懸濁物の総称で、重要な汚濁指標のひとつで、SS が多くなると、水は濁り、光の透過を防ぎ、水域の自浄作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。一般に水域の正常な生活活動を維持するには、25mg/l以下が望ましいとされている。

## や行

### 溶存酸素（DO）

水中に溶けている酸素の量を mg/l で表したもので、溶存酸素自体は、温度と気圧によって飽和量が決まっている。しかし、水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物のために消費され減少する。通常溶存酸素の補給は、大気からの溶け込みや藻類等の光合成に付随しておきる炭酸同化作用によるが、水中での消費とのバランスで、その水域の溶存酸素量が決まり、汚濁が進めば溶存酸素は低くなる。

なお、溶存酸素量が一定以下になると、魚類等の生息も制約され、さらに減少すると生息しなくなる。また 1.0mg/l以下になると、底質から硫化物、メタンガス等が発生するようになる。

## 英数・アルファベット

### 90%レンジ、80%レンジ

不規則かつ大幅に変動する場合の騒音レベルの表し方の一つで、騒音規制法、公害防止条例では、工場騒音、建設作業騒音等の大きさの決定方法として、90%レンジの上限値が採用されている。振動規制法では、振動計の指針値が不規則かつ大幅に変動する場合 80%レンジの上限値が採用されている。90%レンジの場合下限値は累積度数の 5%、上限値は 95%に相当する値で、下限値未満の時間及び上限値を超えた時間はそれぞれ 5%である。

## A 特性

人の耳の感覚に合わせて、低周波数域における速度を落とした周波数補正特性をいう。

## BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略で、微生物によって水中の有機物が、酸化分解される際に消費される酸素の量を mg/l で表したもので、その数値が大きければ、その水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が高いことを意味する。

## COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略。COD 試験は、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素量を mg/l で表したもので、水の汚れの度合いを示す方法としてよく用いられ、数字が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

## dB (A)

耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB (A) はこの騒音レベルの大きさを表す単位である。

## K 値規制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K 値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

## N m<sup>3</sup>/時（ノルマル立米 毎時）

煙突などから排出される 1 時間あたりのガス量を表す単位。気体は温度・圧力により体積が変化するため、標準状態（1 気圧、0℃）に換算して表示する。

## pH（水素イオン濃度）

酸性、アルカリ性を示す指標で、7.0 が中性、これより数値が小さくなる程強い酸性を示し、また数値が 14.0 に近くなるほど強いアルカリ性を示す。なお、特殊な場合を除き、河川の表流水は pH7.0 付近にあり、海水は pH8.2 付近と、ややアルカリ性になっているのが普通である。



令和6年版  
ふじえだの環境

藤枝市環境水道部生活環境課

〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目 15-25  
TEL (054) 643-3681 (直通)